

昭和六十三年法律第二百八号

消費税法

目次

第一回 総則（第一条—第二十七条）	第二回 課税標準及び税率（第二十八条—第二十九条）
第三回 税額控除等（第三十条—第四十一条）	第四回 申告、納付、還付等（第四十二条—第五十六条）
第五回 雜則（第五十七条—第六十三条）	第六回 罰則（第六十四条—第六十七条）
第七回 附則	第八回 第一章 総則
（趣旨等）	（趣旨等）

第一条 この法律は、消費税について、課税の対象、納税義務者、税額の計算の方法、申告、納付及び還付の手続並びにその納税義務の適正な履行を確保するため必要な事項を定めるものとする。

第二条 消費税の収入については、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）に定めるところによる。

第三条 国内この法律の施行地をいう。

第四条 保稅地域 関税法（昭和二十九年法律第六十号）第二十九条（保稅地域の種類）に規定する保稅地域をいう。

第五条 個人事業者 事業を行う個人をいう。

第六条 事業者 個人事業者及び法人をいう。

第七条 国外事業者 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第五号（定義）に規定する非居住者である個人事業者及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条をいう。

第八条 分割法人 分割により分割法人の事業を承継した法人をいう。

第九条 分割承継法人 分割により分割法人の人格のない社団等 法人でない社団又は財團で代表者又は管理人の定めがあるものをい

七の二 滯格請求書発行事業者 第五十七条の二 第一項の規定による登録を受けた事業者をいう。

八 資産の譲渡等 事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供（代物弁済による資産の譲渡その他対価を得て行われる資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に類する行為として政令で定めるもの）を含む。）をいう。

八の二 特定資産の譲渡等 事業者向け電気通信利用役務の提供及び特定役務の提供をい

八の三 電気通信利用役務の提供 資産の譲渡等のうち、電気通信回線を介して行われる著作物（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第一号（定義）に規定する著作物をいう。）の提供（当該著作物の利用の許諾に係る取引を含む。）その他の電気通信回線を介して行われる役務の提供（電話、電信その他の通信設備を用いて他人の通信を媒介する役務の提供を除く。）であつて、他の資産の譲渡等の結果の通知その他の他の資産の譲渡等に付随して行われる役務の提供以外のものをいう。

八の四 事業者向け電気通信利用役務の提供 国外事業者が行う電気通信利用役務の提供のうち、当該電気通信利用役務の提供に係る役務の性質又は当該役務の提供に係る取引条件等から当該役務の提供を受ける者が通常事業者に限られるものをいう。

八の五 特定役務の提供 資産の譲渡等のうち、国外事業者が行う演劇その他の政令で定める役務の提供（電気通信利用役務の提供に該当するものを除く。）をいう。

八の六 課税資産の譲渡等 資産の譲渡等のうち、国外事業者が行う消費税を課さないこととされるもの以外のものをいう。

九の二 輕減対象課税資産の譲渡等 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の三 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の四 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の五 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の六 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の七 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の八 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の九 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の十 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の十一 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の十二 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の十三 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の十四 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の十五 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の十六 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の十七 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の十八 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の十九 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の二十 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の二十一 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の二十二 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の二十三 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の二十四 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の二十五 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の二十六 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の二十七 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の二十八 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の二十九 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の三十 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の三十一 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の三十二 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の三十三 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の三十四 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の三十五 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の三十六 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の三十七 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の三十八 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の三十九 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の四十 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の四十一 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の四十二 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の四十三 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の四十四 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の四十五 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の四十六 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の四十七 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の四十八 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の四十九 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の五十 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の五十一 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の五十二 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の五十三 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の五十四 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の五十五 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の五十六 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の五十七 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の五十八 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の五十九 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の六十 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の六十一 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の六十二 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の六十三 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の六十四 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の六十五 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の六十六 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の六十七 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の六十八 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の六十九 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の七十 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の七十一 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の七十二 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の七十三 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の七十四 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の七十五 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の七十六 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の七十七 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の七十八 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の七十九 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の八十 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の八十一 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の八十二 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の八十三 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の八十四 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の八十五 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の八十六 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の八十七 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の八十八 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の八十九 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の九十 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の九十一 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の九十二 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の九十三 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の九十四 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の九十五 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の九十六 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の九十七 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の九十八 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の九十九 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の一百 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の一百一 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の一百二 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の一百三 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の一百四 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の一百五 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の一百六 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の一百七 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の一百八 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の一百九 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の一百十 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の一百十一 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の一百十二 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の一百十三 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の一百十四 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の一百十五 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の一百十六 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の一百十七 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の一百十八 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の一百十九 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の一百二十 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の一百二十一 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の一百二十二 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の一百二十三 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の一百二十四 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の一百二十五 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の一百二十六 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の一百二十七 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の一百二十八 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の一百二十九 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の一百三十 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の一百三十一 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の一百三十二 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の一百三十三 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の一百三十四 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の一百三十五 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の一百三十六 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の一百三十七 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の一百三十八 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の一百三十九 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の一百四十 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の一百四十一 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の一百四十二 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の一百四十三 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の一百四十四 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の一百四十五 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の一百四十六 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の一百四十七 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の一百四十八 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の一百四十九 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の一百五十 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の一百五十一 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の一百五十二 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の一百五十三 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の一百五十四 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の一百五十五 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の一百五十六 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の一百五十七 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

九の一百五十八 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

者（次条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）の経営する販売場（第九項に規定する臨時販売場を除く。）であつて、免税購入対象者に対し第一項に規定する物品で同項に規定する方法により購入されたものの譲渡をすることができるものとし、当該事業者の納税地を所轄する税務署長の許可を受けた販売場をいう。

一 現に国税の滞納（その滞納額の徴収が著しく困難であるものに限る。）がないこと。

二 次項の規定により輸出物品販売場の許可を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者でないことその他輸出物品販売場を経営する事業者として特に不適当と認められる事情がないこと。

税務署長は、前項に規定する輸出物品販売場を経営する事業者が消費税に関する法令の規定に違反した場合又は同項に規定する輸出物品販売場として施設その他の状況が特に不適当と認められる場合には、当該輸出物品販売場に係る同項の許可を取り消すことができる。

臨時販売場（免税購入対象者に対し、第一項に規定する物品を譲渡するために七月以内の期間を定めて設置する販売場をいう。）を設置しようとする事業者（第七項に規定する輸出物品販売場を経営する事業者に限る。）で次項の承認を受けた者が、当該臨時販売場を設置する日の前日までに、当該臨時販売場を設置しようとする期間その他財務省令で定める事項を記載した届出書に財務省令で定める書類を添付して、その納税地を所轄する税務署長に提出したときは、当該期間に限り、当該臨時販売場を第七項に規定する輸出物品販売場とみなして、第一項から第四項までの規定を適用する。

前項の規定の適用を受けようとする事業者は、政令で定めるところにより、あらかじめ、その納税地を所轄する税務署長の承認を受けなければならぬ。

税関長は、政令で定めるところにより、第三項本文の承認及び徵収に係る権限並びに同項本文の規定により直ちに徵収する消費税に関する法令の規定に基づく権限の一部を税関の支署その他税關官署の長に委任することができる。

第七項に規定する輸出物品販売場の許可に関する事項その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（小規模事業者に係る納稅義務の免除）

第九条 事業者のうち、その課稅期間に係る基準期間における課稅売上高が千万円以下である者

（適格請求書發行事業者を除く。）については、第五条第一項の規定にかかるわらず、その課稅期間中に国内において行つた課稅資産の譲渡等及び特定課稅仕入れにつき、消費税を納める義務を免除する。ただし、この法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

二 前項に規定する基準期間における課稅売上高とは、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。

一 個人事業者及び基準期間が一年である法人 基準期間中に国内において行つた課稅資産の譲渡等の対価の額（第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。以下この項、次条第一項、第十一條第四項及び第十二条の三第三項において同じ。）の合計額から、イに掲げる金額から口に掲げる金額を控除した金額の合計額（以下この項及び第十一條第四項において「売上げに係る税抜対価の返還等の金額の合計額」という。）を控除した残額。

イ 基準期間中に行った第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額

口 基準期間中に行った第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額に七十八分の百を乗じて算出した金額

二 基準期間が一年でない法人 基準期間中に国内において行つた課稅資産の譲渡等の対価の額の合計額から当該基準期間における売上げに係る税抜対価の返還等の金額の合計額を控除した残額を当該法人の当該基準期間に含まれる事業年度の月数の合計数で除し、これに十二を乗じて計算した金額

三 前項第二号の月数は、暦に従つて計算し、一ヶ月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

四 第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除されることとなる事業者が、その基準期間における課稅売上高（同項に規定する基準期間における課稅売上高をいう。第十一條第四項及び第十二条の三第三項において「調整対象固定資産の仕入れ等」という。）を行つた場合（第四項に規定する政令で定める課稅期間において当該届出書の提出前に当該調整対象固定資産の仕入れ等に係る第三十条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日をいう。以下この項及び第十二条の二第二項において同じ。）の属する課稅期

第八条 第五条の規定による届出書を提出した場合は、この限りでない。

二 前項に規定する基準期間における課稅売上高とは、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。

一 特定期間にに行つた第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額

二 特定期間に进行了第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額に七十八分の百を乗じて算出した金額

三 第一項の規定を適用する場合においては、前項の規定にかかるわらず、第一項の個人事業者は法人が同項の特定期間中に支払った所得税法第二百三十一条第一項（給与等、退職手当等又は公的年金等の支払明細書）に規定する支払明

い、
て新設分割子法人が特定要件に該当し、かつて
当該新設分割親法人の当該事業年度の基準期間
における課税売上高と当該新設分割子法人の当
該新設分割親法人の当該事業年度の基準期間に
対応する期間における課税売上高として政令で
定めるところにより計算した金額との合計額が
千円を超えるときは、当該新設分割親法人
(第九条第四項の規定による届出書の提出によ
り、又は第九条の二第一項の規定により消費税
を納める義務が免除されないものを除く。)の
当該事業年度(その基準期間における課税売上
高が千円以下である事業年度に限る。)における
課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れにつ
いては、第九条第一項本文の規定は、適用しな

7
文の規定は、適用しない。
第一項から第四項までに規定する分割等とは、次に掲げるものをいう。

二 新説分告
法人が新たな法人を設立するためその有する金銭以外の資産の出資（その新たな法人の

設立の時において当該資産の出資その他該設立のための出資により発行済株式又は出資の全部をその法人が有することとなるものに限る。」をし、その出資により新たに設立する法人に事業の全部又は一部を引き継ぐ場合における当該新たな法人の設立

の初日以後三年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間（その基準期間における課税売上高が千万円を超える課税期間及び第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は第九条の二第一項、第十一條第三項若しくは第四項、前条第一項から第三項まで若しくは前項の規定により消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間を除く。）における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、第九条第一項本文の規定は、適用しない。

前項に規定する調整対象固定資産の仕入れ等が特例申告書の提出に係る課税貨物の保税地域からの引取りである場合その他の場合における同項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

第十二条の三 その事業年度の基準期間がない法人（前条第一項に規定する新設法人及び社会福祉法人）の納税義務の免除の特例

祉法第二十二条（定義）に規定する社会福祉法人その他の専ら別表第二に掲げる資産の譲渡等を行うことを目的として設立された法人で政令で定めるものを除く。以下この条において「新規設立法人」という。）のうち、その基準期間（年）の事務年度開始の日（以下「二重又び三重」

がない事業年度開始の日（以下この取扱いを「新設開始日」という。）において特
定要件（他の者により新規設立法人の発行済株式又は出資（その新規設立法人が有する自己の
株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分
の五十を超える数又は金額の株式又は出資が直

接又は間接に保有される場合その他の他の者により新規設立法人が支配される場合として政令で定める場合であることをいう。(以下この条において同じ)。に該当し、かつ、新規設立法人

が特定要件に該当する旨の判定の基礎となつた他の者及び当該他の者と政令で定める特殊な関係にある法人のうちいづれかの者の当該新規設立法人の当該新設開始日の属する事業年度の基準期間に相当する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額(国又は地方公共団体が一般会計に係る業務として

行う事業における課税資産の譲渡等の対価の額を除く。) が五億円を超えるもの(以下この項

及び第三項において「特定新規設立法人」という。)については、当該特定新規設立法人の基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間(第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は第九条の二第一項、第十二条第三項若

2 若しくは第四項、第十二条第一項若しくは第二項若しくは前条第二項の規定により消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間を除く。)における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、第九条第一項本文の規定は、適用しない。

新規設立法人がその新設開始日において特定要件に該当し、かつ、前項に規定する他の者と同項に規定する政令で定める特殊な関係にある法人であったもので、当該新規設立法人の設立の日前一年以内又は当該新設開始日前一年以内に解散したもののうち、その解散した日において当該特殊な関係にある法人に該当していたもの(当該新設開始日においてなお当該特殊な関係において「解散法人」という。)がある場合には、

3
当該解散法人は当該特殊な関係にある法人となり
なして、当該新規設立法人につき、前項の規定
を適用する。

前条第二項及び第三項の規定は、特定新規設
立法人がその基準期間がない事業年度に含まれ
る各課税期間（第三十七条第一項の規定で定
められる課税期間を除く。）中に調整対象固定
資産の土建工事等を行つて場合につれて準用す

4 資産の仕入れ等を行つた場合は、前項の準用する。この場合において、前条第二項中「前項の新設法人」とあるのは、「次条第一項の特定新規設立法人」と、「当該新設法人」とあるのは、「当該特定新規設立法人」と、「若しくは前項」とあるのは、「この項若しくは次条第一項」と読み替えるものとする。

第一項に規定する他の者は、特定要件に該当する新規設立法人から同項に規定する金額が五億円を超えるかどうかの判定に關し必要な事項

第十二条の四 事業者（第九条第一項本文の規定
適用に關し必要な事項は、政令で定める。
（高額特定資産を取得した場合等の納税義務の
免除の特例）

により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が、第三十七条第一項の規定の適用

を受けない課税期間中に国内における高額特定資産（棚卸資産及び調整対象固定資産のうち、その価額が高額なものとして政令で定めるもの）の課税仕入れ又は高額特定資産に該当する課税貨物の保

二 高額特定資産（自己建設高額特定資産を除く。）当該高額特定資産の仕入れ等に係る第三十条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日

二 自己建設高額特定資産 当該自己建設高額特定資産の仕入れを行つた場合に該当することとなつた日

事業者が、高額特定資産である棚卸資産若しくは課税貨物又は他の者との契約に基づき、若しくは当該事業者の棚卸資産として自ら建設等をした棚卸資産（当該事業者が相続、合併又は分割により被相続人、被合併法人又は分割法人の事業を承継した場合において、当該被相続人、被合併法人又は分割法人が自ら建設等をしたもの）を含み、当該棚卸資産の建設等に要した政令で定める費用の額が政令で定める金額以上

第二項若しくは第四項、第十二条第二項から
第四項まで若しくは第六項、第十二条の二第一
項若しくは第二項若しくは前条第一項若しくは
第三項の規定により消費税を納める義務が免除
されないこととなる課税期間を除く。)における
課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについ
ては、第九条第一項本文の規定は、適用しな
い。

となつたものに限る。以下この項において「調整対象自己建設高額資産」という。」について第三十六条第一項又は第三項の規定の適用を受けた場合には、これらの規定の適用を受けた課税期間の翌課税期間からこれらの規定の適用を受けた課税期間（これらの規定に規定する場合に該当することとなつた日の前日までに建設等が完了していない調整対象自己建設高額資産にあつては、当該建設等が完了した日の属する課税期間）の初日以後三年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間（その基準期間における課税売上高が千万円を超える課税期間及び第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は第九条の二第一項、第十条第二項、第十一项第二項若しくは第十四項、第十二条第二項から第四項まで若しくは第六項、第十二条の二第一項若しくは第二項、前条第一項若しくは第三項若しくは前項の規定により消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間を除く。）における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、第九条第一項本文の規定は、適用しない。

事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を内れる義務が記述せざる事業者を除く。）

当該信託取扱い等、課税仕組等、引取りを置いて同じ。して、この人税法第二条第一項第一号の「人課税信託」は、信託財産に属する財産を帰せられる職年金等信託定公益信託信託財産に属するものでない。信託の変形として政

は、当該特
者が行つた
する。

三項の規定により消費税を納める義務はないこととなる課税期間を除く。課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れ等、第九条第一項本文の規定は、適用規定する高額特定資産の仕入れ等又は特定する金地金等の仕入れ等が特例申立てに係る課税貨物の保税地域からの引渡しにおける第一項又は前項の規定の場合における第三項の規定の適用に関し必要な他前三項の規定の適用を行つた者の実令で定める。

有谁一浪浪着海江滔滔某浪浪着一浪

周易用法

し、かつ、当該信託の信託財産の給付を受けることとされている者（受益者を除く。）は、前項に規定する受益者とみなして、同項の規定を適用する。

3 受益者が二以上ある場合における第一項の規定の適用、前項に規定する信託財産の給付を受けることとされている者に該当するかどうかの判定その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（法人課税信託の受託者に関するこの法律の適用）

第十五条 法人課税信託（前条第一項ただし書に規定する法人課税信託をいう。以下この条において同じ。）の受託者は、各法人課税信託の信託資産等（信託財産に属する資産及び当該信託財産に係る資産等取引をいう。以下この条において同じ。）及び固有資産等（法人課税信託の信託資産等以外の資産及び資産等取引をいう。以下この条において同じ。）ごとに、それぞれ別者の者とみなして、この法律（第五条、前条、第二十条から第二十七条まで、第四十七条规定、第五十条及び第五十一条並びに第六章を除く。以下この条において同じ。）の規定を適用する。

する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

受託事業者のその課税期間に係る基準期間における課税売上高については、第九条第二項の規定にかかわらず、当該課税期間の初日の属する当該受託事業者に係る法人課税信託の固有事業者の課税期間の基準期間における課税売上高とする。

受託事業者のその課税期間の初日において、当該受託事業者に係る法人課税信託の固有事業者が、当該初日の属する当該固有事業者の課税期間（その基準期間における課税売上高が千万円以下である課税期間に限る）の初日において適格請求書発行事業者である場合又は当該課税期間における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れにつき第九条第四項の規定による届出書の提出により、若しくは第十条から第十二条の四までの規定により消費税を納める義務が免除されない事業者である場合には、当該受託事業者の当該初日の属する課税期間における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについて、第九条第一項本文の規定は、適用しない。

7

9

11

13

15

17

19

21

23

25

27

29

31

33

35

37

39

41

43

45

47

49

51

53

55

57

59

61

63

65

67

69

71

73

75

77

79

81

83

85

87

89

91

93

95

97

99

101

103

105

107

109

111

113

115

117

119

121

123

125

127

129

131

133

135

137

139

141

143

145

147

149

151

153

155

157

159

161

163

165

167

169

171

173

175

177

179

181

183

185

187

189

191

193

195

197

199

201

203

205

207

209

211

213

215

217

219

221

223

225

227

229

231

233

235

237

239

241

243

245

247

249

251

253

255

257

259

261

263

265

267

269

271

273

275

277

279

281

283

285

287

289

291

293

295

297

299

301

303

305

307

309

311

313

315

317

319

321

323

325

327

329

331

333

335

337

339

341

343

345

347

349

351

353

355

357

359

361

363

365

367

369

371

373

375

377

379

381

383

385

387

389

391

393

395

397

399

401

403

405

407

409

411

413

415

417

419

421

423

425

427

429

431

433

435

437

439

441

443

445

447

449

451

453

455

457

459

461

463

465

467

469

471

473

475

477

479

481

483

485

487

489

491

493

495

497

499

501

503

505

507

509

511

513

515

517

519

521

523

525

527

529

531

533

535

537

539

541

543

545

547

549

551

553

555

557

559

561

563

565

<p

4 プラットフォーム事業者である者については、この限りでない。

5 国税府長官は、第二項の規定により特定プラットフォーム事業者を指定したときは、当該特定プラットフォーム事業者に対し、書面により定めたところにより、当該特定プラットフォーム事業者に係るデジタルプラットフォームの名称その他の政令で定める事項を速やかに公表しなければならない。

6 前項の通知を受けた特定プラットフォーム事業者は、第一項の規定が適用されることとなる旨及び電気通信利用役務の提供に係る国外事業者に対する同項の規定が適用されることとなる旨及びその年月日を速やかに通知するものとする。

7 特定プラットフォーム事業者は、その課税期間から当該課税期間の初日から三年を経過する日の属する課税期間（以下この項において「第一三年度の課税期間」という。）までのいずれの課税期間においても第一項の規定の適用を受けた電気通信利用役務の提供に係る対価の額の合計額（これらの課税期間のうち一年に満たない課税期間がある場合には、当該合計額を当該課税期間の月数で除し、これに十一を乗じて計算した金額）が五十億円以下である場合には、当該第三年度の課税期間に係る第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限までに、その旨と他の財務省令で定める事項を記載した書面をその納稅地を所轄する税務署長を経由して国税府長官に提出して、第二項の指定の解除を申請することができる。

8 国税府長官は、前項の申請があつた場合は、遅滞なく、これを審査し、その申請に係る指定の解除をし、又は同項の場合に該当しないと認めるときは、その申請を却下する。

9 前項の規定により特定プラットフォーム事業者の指定が解除された事業者は、国税府長官が第十二項の通知を発した日の翌日から同日以後の六月を経過する日の属する月の末日までの間

は、引き続き特定プラットフォーム事業者とみなして、第一項の規定を適用する。

11 特定プラットフォーム事業者は、第一項の規定の適用を受けるデジタルプラットフォームによる事業を廃止した場合には、その旨を記載した届出書を、速やかに、その納税地を所轄する税務署長を経由して国税庁長官に提出しなければならない。

12 国税庁長官は、特定プラットフォーム事業者が次の各号に掲げるいずれかの事実に該当すると認めるときは、第二項の規定による特定プラットフォーム事業者の指定の解除をすることができる。

一 第一項の規定の適用を受けるデジタルプラットフォームに係る事業を廃止したと認められる。

二 消費税につき国税通則法第十七条第二項(期限内申告)に規定する期限内申告書の提出がなかつた場合において、当該提出がなかつたことについて正当な理由がないと認められること。

三 現に国税の滞納があり、かつ、その滞納額の徴収が著しく困難であること。

四 前三号に掲げるもののほか、消費税の徴収の確保に支障があると認められること。

13 特定プラットフォーム事業者の指定の解除に係る前項の通知を受けた事業者は、第一項の規定が適用されないこととなる電気通信利用役務の提供に係る国外事業者に対し、同項の規定が適用されないこととなる年月日を速やかに公表しなければならない。

14 第一項の規定の適用を受ける特定プラットフォーム事業者の第九条第一項及び第三十七条第一項の規定の適用については、第九条第一項中「を除く」とあるのは、「及び第十五条の二第一項の規定の適用を受ける同項に規定する特定プラットフォーム事業者を除く」と、第三十七条

15 特定プラットフォーム事業者は、その課税期間に係る第四十五条第一項の規定による申告書（当該申告書に係る国税通則法第十八条第二項（期限後申告）に規定する期限後申告書を含む。）に第一項の規定の適用を受ける金額その他の財務省令で定める事項を記載した明細書を添付しなければならない。

16 前各項に定めるもののほか、事業者が特定プラットフォーム事業者のデジタルプラットフォームに係る事業を合併若しくは分割により承継し、又は当該事業を譲り受けた場合の手続その他この条の規定の適用に関する事項は、政令で定める。

（リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例）

第十六条 事業者が所得税法第六十五条第一項（リース譲渡に係る収入及び費用の帰属時期）又は法人税法第六十三条第一項（リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度）に規定するリース譲渡に該当する資産の譲渡等（以下この条において「リース譲渡」という。）を行った場合において、当該事業者がこれららの規定の適用を受けるため当該リース譲渡に係る対価の額につきこれららの規定に規定する延払基準の方法により経理することとしているときは、当該リース譲渡のうち当該リース譲渡に係る賦払金の額で当該リース譲渡をした日の属する課税期間においてその支払の期日が到来しないもの（当該課税期間において支払を受けたものを除く。）に係る部分については、当該事業者が当該課税期間において資産の譲渡等を行わなかつたものとみなして、当該部分に係る対価の額を当該課税期間における当該リース譲渡に係る対価の額から控除することができる。

となつた場合は、所得税法第六十五条第一項ただし書に規定する経理しなかつた年の十二月三十一日の属する課税期間以後の課税期間又は法人税法第六十三条第一項ただし書に規定する経理しなかつた決算に係る事業年度終了日の日の属する課税期間以後の課税期間又は三項若しくは第四項の規定の適用を受けた事業年度終了日の日の属する課税期間以後の課税期間については、この限りでない。

第一項又は前項本文の規定の適用を受けようとする事業者は、第四十五条第一項の規定による申告書（当該申告書に係る国税通則法第十八条第二項（期限後申告）に規定する期限後申告書を含む。次条第四項及び第十八条第二項において同じ。）にその旨を付記するものとする。

前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用を受ける個人事業者が死亡した場合、同項の規定の適用を受ける法人が合併により消滅した場合若しくは同項の規定の適用を受ける法人が分割によりリース譲渡に係る事業を分割承継法人に承継させた場合又は同項の規定の適用を受ける事業者が第九条第一項本文の規定の適用を受けることとなつた場合におけるリース譲渡等の關係する資産の譲渡等の時期の特例その他第一項又は第二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

個人事業者が、所得税法第三十二条第一項（延払条件付譲渡に係る所得税額の延納）に規定する山林所得又は譲渡所得の基因となる資産の延払条件付譲渡をした場合その他の場合の資産の譲渡等の時期の特例については、前各項の規定に準じて、政令で定める。

（工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例）

第十七条 事業者が所得税法第六十六条第一項（工事の請負に係る収入及び費用の帰属事業年度）に規定する長期大規模工事（以下この条において「長期大規模工事」という。）の請負に係る契約に基づき資産の譲渡等を行う場合には、当該長期大規模工事の目的物のうちこれら規定に規定する工事進行基準の方法により計算した収入金額又は収益の額に係る部分については、当該事業者は、これらの規定によりその収入金額が総収入金額に算入されたそれぞれの年の十二月三十一日の属する課税期間又はその収益の額が益金の額に算入されたそれぞれの事業年度終了日の日

属する課税期間において、資産の譲渡等を行つたものとすることができる。

税法第六十四条第二項に規定する工事（以下この条において「工事」という。）の請負に係る契約に基づき資産の譲渡等を行う場合において、当該事業者がこれらの規定の適用を受けるためその工事の請負に係る対価の額につきこれらの規定に規定する工事進行基準の方法により経理することとしているときは、当該工事の目的物のうち当該方法により経理した収入金額又は収益の額に係る部分については、当該事業者は、これらの規定によりその収入金額が総収入金額に算入されたそれぞれの年の十二月三十一日の属する課税期間又はその収益の額が益金の額に算入されたそれぞれの事業年度終了日の日属する課税期間において、資産の譲渡等を行つたものとすることができる。ただし、所得税法第六十六条第二項ただし書又は法人税法第六十四条第二項ただし書に規定する場合に該当することとなつた場合は、所得税法第六十六条第二項ただし書に規定する経理しなかつた年の十二月三十一日の属する課税期間又はその後の課税期間又は法人税法第六十四条第二項ただし書に規定する経理しなかつた決算に係る事業年度終了日の属する課税期間以後の課税期間については、この限りでない。

第一項又は前項本文の規定の適用を受けた事業者が第一項の長期大規模工事又は前項の工事の目的物の引渡しを行つた場合には、当該长期大規模工事又は工事の請負に係る資産の譲渡等のうち、その着手の日の属する課税期間から当該引渡しの日の属する課税期間の直前の課税期間までの各課税期間においてこれらの規定により資産の譲渡等を行つたものとされた部分については、同日の属する課税期間においては資産の譲渡等がなかつたものとして、当該部分に係る対価の額の合計額を当該长期大規模工事又は工事の請負に係る対価の額から控除する。

前三項の規定の適用を受けようとする事業者は、第四十五条第一項の規定による申告書にその旨を付記するものとする。

三項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

項又は第二項（小規模事業者等の収入及び費用の帰属時期）の規定の適用を受ける者の資産の譲渡等及び課税仕入れを行つた時期は、その資産の譲渡等に係る対価の額を収入した日及びその課税仕入れに係る費用の額を支出した日とす

ること又は前号に定める各期間を「一月ごとの期間」に変更することについてその納稅地を所轄する税務署長に届出書を提出したもの。その事業年度をその開始の日以後「一月ごとに区分した各期間（最後に「一月末満の期間」を生じ

に応じ当該各号に定める期間をそれぞれ一の課税期間とみなす。

と又は次号に定める各期間を三月ごとの期間に変更することについてその納稅地を所轄する税務署長に届出書を提出したもの。事業年度をその開始の日以後三月ごとに区分した各期間（最後に三月末満の期間を生じたときは、その三月末満の期間）

四の二 その事業年度が一月を超える法人で第二号に定める期間を一月ごとの期間に短縮すること又は前号に定める各期間を一月ごとの期間に変更することについてその納稅地を所轄する税務署長に届出書を提出したもの。事業年度をその開始の日以後一月ごとに区分した各期間（最後に一月末満の期間を生じ

業を廃止したときは、その旨を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

前項の規定による届出書の提出があつたときは、その提出があつた日の属する課税期間の末日の翌日以後は、第一項第三号から第四号の二までの規定による届出は、その効力を失う。この場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間をそれぞれ一の課税期間とみなす。

一 第一項第三号の規定による届出書の提出をしている個人事業者がその年の一月一日から九月三十日までの間に前項の規定による届出書

2 前項の規定の適用を受けようとする事業者は、第四十五条第一項の規定による申告書にその旨を付記するものとする。
3 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用を受ける個人事業者がその適用を受けない、二

月をうらにした個人事業者がその通期をうらにかいこととなつた場合の資産の譲渡等及び課税仕入れを行つた時期の特例その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

たときは、その一月末満の期間) 前項第三号から第四号の二までの規定による届出の効力は、これらの規定による届出書の提出があつた日(以下この項において「提出日」という。)の属するこれらの規定に定める期間の翌期間(当該提出日の属する期間が事業を開始した日の属する期間その他の政令で定める期間である場合には、当該期間)の初日以後に生ずるものによる。この場合において、次の各号に従ひる場合の区分によつて、次の場合

書の提出をした場合又は第一項第三号の規定による届出書の提出をしている個人事業者がその年の一月一日から一月三十日までの間に前項の規定による届出書の提出をした場合 当該翌日から当該提出があつた日の属する年の十二月三十一日までの期間

二 第一項第四号の規定による届出書の提出をしている法人がその事業年度開始の日から三月ごとに区分された期間のう

第十九条 この法律において「課税期間」とは、
(課税期間)

次の各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める期間とする。
一 個人事業者（第三号又は第三号の二に掲げる個人事業者を除く。）一月一日から十二月

に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間をそれぞれ一の課税期間とみなす。

一 前項第三号又は第三号の二の規定の適用を受けていない個人事業者が、これらの規定による届出書を提出した場合 提出日の属する年の一月一日から届出の効力が生じた日の前

ち最後の期間の直前の期間の末日までの間に前項の規定による届出書の提出をした場合又は第一項第四号の二の規定による届出書の提出をしている法人がその事業年度開始の日からその事業年度の一月ごとに区分された期間のうち最後の期間の直前の期間の末日までの間に

三十一日までの期間
二 法人（第四号又は第四号の二に掲げる法人）

二 法人(第四号)に第四号の二に掲げたる法人を除く。事業年度三 第一号に定める期間を三月ごとの期間に短縮すること又は次号に定める各期間を三月ごとの期間に延長することを除く。

二　日までの期間
一　前項第四号又は第四号の二の規定の適用を受けていない法人が、これらの規定による届出書を提出した場合 提出日の属する事業年度開始の日から届出の効力の生じた日の前日まで(期間)

との期間に変更することについてその納稅地を所轄する稅務署長に届出書を提出した個人

事業者 一月一日から三月三十一日まで、四月一日から六月三十日まで、七月一日から九月三十日まで及び十月一日から十二月三十一日までの各期間

三 前項第三号の規定の適用を受けている個人事業者が、同項第三号の二の規定による届出書を提出した場合 提出日の属する同項第三号に定める期間開始の日から届出の効力の生じた日の前日までの期間

場合を除き、これらの規定による届出の効力が生ずる日から二年を経過する日の属するこれらの規定に定める期間の初日（同項第三号又は第四号の規定による届出書を提出した事業者が同項第三号の二又は第四号の二の規定の適用を受ける場合については、この規定による届出の効力が生ずる日から二年を経過する日の属するこれらの規定に定める期間の初日）

三の二 第一号に定める期間を一月ごとの期間
に短縮すること又は前号に定める各期間を一

に合意のうえ、つづいて前記の各期間を一ヶ月ごとに変更することについてその納税地を所轄する税務署長に届出書を提出した個人事業者 一月一日以後一月ごとに区分し
二各期間

四 前項第四号の規定の適用を受けている法人が、同項第四号の二の規定による届出書を提出した場合 提出日の属する同項第四号に定める期間開始の日から届出の効力の生じた日の前日までの期間 第一項第三号の第二項の規定により

は、政令で定める日) 以後でなければ、同項第三号から第四号の二までの規定による届出書(変更に係るものに限る。)又は第三項の届出書を提出することができない。

四 その事業年度が三月を超える法人で第二号
に定める期間を三月ごとの期間に短縮するこ

レ 定ひ其門を三月、の其門に分縦一
ノ

る届出書を提出した事業者は、これらの規定の適用を受けることをやめようとするとき又は事

第二十条 個人事業者の資産の譲渡等及び特定仕入れに係る消費税の納税地は、その個人事業者

が次の各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める場所とする。

一 国内に住所を有する場合 その住所地
二 国内に住所を有せず、居所を有する場合 その居所地
三 国内に住所及び居所を有しない者で、国内にその行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの（以下この号、次条第二項及び第二十二条第二号において「事務所等」という。）を有する者である場合 その事務所等の所在地（その事務所等が二以上ある場合には、主たるもの所在地）
四 前三号に掲げる場合以外の場合 政令で定める場所

(個人事業者の納税地の特例)

第二十一条 国内に住所のほか居所を有する個人事業者で所得税法第十六条第一項（納税地の特例）の規定の適用を受ける者（第二十三条第一項の規定により納税地の指定を受けている者を除く。）の資産の譲渡等及び特定仕入れに係る消費税の納税地は、前条第一号の規定にかかるわらず、その住所地に代え、その居所地とする。

2 国内に住所又は居所を有し、かつ、その住所地又は居所地以外の場所に事務所等を有する個人事業者で所得税法第十六条第二項の規定の適用を受ける者（第二十三条第一項の規定により納税地の指定を受けている者を除く。）の資産の譲渡等及び特定仕入れに係る消費税の納税地は、前条第一号の規定にかかるわらず、その住所地に代え、その居所地とする。

3 個人事業者が死亡した場合には、その死亡した者の資産の譲渡等及び特定仕入れに係る消費税の納税地は、その相続人の資産の譲渡等及び特定仕入れに係る消費税の納税地によらず、その死亡時におけるその死亡した者の資産の譲渡等及び特定仕入れに係る消費税の納税地とすれども各号に定める場所とする。

第二十二条 法人の資産の譲渡等及び特定仕入れに係る消費税の納税地は、その法人が次の各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める場所とする。

一 国内に本店又は主たる事務所を有する法人（次号において「内国法人」という。）である場合 その本店又は主たる事務所の所在地

二 内国法人以外の法人で国内に事務所等を有する法人である場合 その事務所等の所在地（その事務所等が二以上ある場合には、主たるもの所在地）
三 前二号に掲げる場合以外の場合 政令で定める場所

(納税地の指定)

第二十三条 前三条の規定による納税地が個人事業者又は法人の行う資産の譲渡等及び特定仕入れの状況からみて当該資産の譲渡等及び特定仕入れに係る消費税の納税地として不適当であると認められる場合には、その納税地を所轄する国税局長（政令で定める場合には、国税庁長官。次項において同じ。）は、これらの規定にかかるわらず、その資産の譲渡等及び特定仕入れに係る消費税の納税地を指定することができます。

2 国税局長は、前項の規定により資産の譲渡等及び特定仕入れに係る消費税の納税地を指定したときは、同項の個人事業者又は法人に対し、書面によりその旨を通知する。

第二十四条 再調査の請求についての決定若しくは審査請求についての裁決又は判決により、前条第一項の規定による資産の譲渡等及び特定仕入れに係る消費税の納税地の指定の処分の取消しがあつた場合においても、その処分の取消しは、その取消しの対象となつた処分のあつた時からその取消しの時までの間に、その取消しの対象となつた納税地をその処分に係る事業者の納税地としてその消費税に係る支払の額（対価並びに国税庁長官、国税局長又は税務署長の処分（その取消しの対象となつた処分を除く。）の効力に影響を及ぼさないものとする。

（法人の納税地の異動の届出）

第二十五条 法人は、その資産の譲渡等及び特定仕入れに係る消費税の納税地に異動があつた場合（第二十三条第一項の規定により資産の譲渡等及び特定仕入れに係る消費税の納税地の異動があつた場合を除く。）には、遅滞なく、その異動前の納税地を所轄する税務署長に書面によりその旨を届け出なければならない。

（外国貨物に係る納税地）

第二十六条 保税地域から引き取られる外国貨物に係る消費税の納税地は、当該保税地域の所在地とする。

（輸出品販売場において購入した物品を譲渡した場合等の納税地）

第二十七条 第八条第三項本文の規定に該当する物品の譲渡に係る消費税の納税地は、同項に規定する出港地又は住所若しくは居所の所在地とする。

2 第八条第五項本文又は第六項の規定に該当する物品の譲渡に係る消費税の納税地は、これらに規定する譲渡又は譲受けがあつた時（同条第四項ただし書の承認があつた場合は、その承認があつた時）における当該譲渡若しくは譲受け又は承認に係る物品の所在場所とする。

第二章 課税標準及び税率

(課税標準)

第二十八条 課税資産の譲渡等に係る消費税の課税標準は、課税資産の譲渡等の対価の額（対価として收受し、又は收受すべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額とし、課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を含まないものとする。以下この項及び第三項において同じ。）とする。ただし、法人が資産を第四条第五項第二号に規定する役員に譲渡した場合において、その対価の額が当該譲渡の時における当該資産の額に比し著しく低いときは、その額に相当する金額をその対価の額とみなす。

2 特定課税仕入れに係る消費税の課税標準は、特定課税仕入れに係る支払対価の額（対価として支払い、又は支払うべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額をいう。）とする。

3 第四条第五項各号に掲げる行為に該当するものについては、次の各号に掲げる行為の区分に応じ当該各号に定める金額をその対価の額とみなす。

一 第四条第五項第一号に掲げる消費又は使用による当該消費又は使用の時ににおける当該消費又は使用した資産の価額に相当する金額をいう。

二 第四条第五項第二号に掲げる贈与と当該贈与の時における当該贈与をした資産の価額に相当する金額

ら第四条の九まで（課税価格の計算方法）の規定に準じて算出した価格に当該課税貨物の保税地域からの引取りに係る消費税以外の消費税等（国税通則法第二条第三号（定義）に規定する消費税等をいう。）の額（附帯税の額に相当する額を除く。）及び関税の額（関税法第二条第一項第四号の二に規定する附帯税の額に相当する額を除く。）に相当する金額を加算した金額とする。

2 第三項に定めるもののほか、第一項、第二項又は前項に規定する課税標準の額に相当する額を除く。）に相当する金額を加算した金額とする。

3 第三項に定めるものとし、第一項、第二項又は前項に規定する課税標準の額に相当する額を除く。）に相当する金額を加算した金額とする。

4 第三項に定めるものとし、第一項、第二項又は前項に規定する課税標準の額に相当する額を除く。）に相当する金額を加算した金額とする。

5 第三項に定めるものとし、第一項、第二項又は前項に規定する課税標準の額に相当する額を除く。）に相当する金額を加算した金額とする。

第三章 税額控除等

(仕入れに係る消費税額の控除)

第三十条 事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が、国内において行う課税仕入れ（特定課税仕入れに該当するものを除く。以下この条及び第三十二条から第三十六条までにおいて同じ。）若しくは特定課税仕入れ又は保税地域から引き取られる課税貨物については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日の属する課税期間の第四十五条第一項第二号に掲げる課税貨物（以下この章において「課税標準額」という。）から、当該課税仕入れに該当するものを除く。以下この条及び第三十二条から第三十六条までにおいて同じ。）若しくは特定課税仕入れ又は保税地域から引き取られる課税貨物については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日の属する課税期間の第四十五条第一項第二号に掲げる課税貨物（以下この章において「課税標準額」という。）から、当該課税仕入れに該当するものを除く。以下この章において行つた課税仕入れに係る消費税額（当該課税仕入れに係る適格請求書（第五十七条の四第一項に規定する適格請求書をいう。第九項において同じ。）又は適格簡易請求書（第五十七条の四第二項に規定する適格簡易請求書をいう。第九項において同じ。）の記載事項を基礎として計算した金額その他の政令で定めるところにより計算した金額をいう。以下この章において同じ。）当該課税期間中に国内において行つた特定課税仕入れに係る消費税額（当該特定課税仕入れに係る支払対価の額に百分の七・八を乗じて算出した金額をいう。）

以下この章において同じ。)及び当該課税期間における保税地域からの引取りに係る課税貨物(他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この章において同じ。)につき課された又は課るべき消費税額(附帯税の額に相当する額を除く。次項において同じ。)の合計額を控除する。

一 国内において課税仕入れを行った場合 該課税仕入れを行つた日

二 国内において特定課税仕入れを行つた場合 当該特定課税仕入れを行つた日

三 保税地域から引き取る課税貨物につき第十四条第一項の規定による申告書(同条第三項の場合を除く。)又は同条第二項の規定による申告書を提出した場合 当該申告に係る課税貨物(第六項において「一般申告課税貨物」という。)を引き取つた日

四 保税地域から引き取る課税貨物につき特例外申告書を提出した場合 (当該特例外申告書に記載すべき第四十七条第一項第一号又は第二号に掲げる金額につき決定(国税通則法第二十五条(決定)の規定による決定をいう。以下の号において同じ。)があつた場合を含む。以下同じ。) 当該特例外申告書を提出した日又は当該申告に係る決定(以下「特例外申告に関する決定」という。)の通知を受けた日

前項の場合において、同項に規定する課税期間における課税売上高が五億円を超えるとき、又は当該課税期間における課税売上割合が百分の九十五に満たないときは、同項の規定により控除する課税仕入れに係る消費税額、特定課税仕入れに係る消費税額及び同項に規定する保税地域からの引取りに係る課税貨物につき課された又は課されるべき消費税額(以下この章において「課税仕入れ等の税額」という。)の合計額は、同項の規定にかかるらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める方法により計算した金額とする。

一 当該課税期間中に国内において行つた課税仕入れ及び特定課税仕入れ並びに当該課税期間における前項に規定する保税地域からの引取りに係る課税貨物につき、課税資産の譲渡等にのみ要するもの、課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等(以下この号において「その他の資産の譲渡等」という。)にのみ要するもの及び課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するものにその区分が明

二 イに掲げる金額を加算する場合
イ 課税資産の譲渡等にのみ要する課税仕入れ、特定課税貨物に係る課税仕入れ等の税額の合計額

口 課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れ、特定課税仕入れ及び課税貨物に係る課税仕入れ等の税額の合計額に課税売上割合を乗じて計算した金額

二 前号に掲げる場合以外の場合 当該課税期間における課税仕入れ等の税額の合計額に課税売上割合を乗じて計算する方法

口 前項第一号に掲げる場合において、同号口に掲げる金額の計算の基礎となる同号口に規定する課税売上割合に準ずる割合（当該割合が当該事業者の営む事業の種類の異なること又は当該事業に係る販売費、一般管理費その他の費用の種類の異なることに区分して算出したものである場合には、当該区分して算出したそれぞれの割合。以下この項において同じ。）で次に掲げる要件の全てに該当するものがあるときは、当該事業者の第二号に規定する承認を受けた日の属する課税期間以後の課税期間については、前項第一号の規定にかかわらず、同号口に掲げる金額は、当該課税売上割合に代えて、当該割合を用いて計算した金額とする。ただし、当該割合を用いて計算することをやめようとする旨を記載した届出書を提出した日の属する課税期間以後の課税期間については、この限りでない。

一 一 当該割合が当該事業者の営む事業の種類又は当該事業に係る販売費、一般管理費その他の費用の種類に応じ合理的に算定されるものであること。

二 二 当該割合を用いて前項第一号口に掲げる金額を計算することにつき、その納稅地を所轄する稅務署長の承認を受けたものであること。

二 第二項第一号に掲げる場合に該当する事業者は、同項の規定にかかわらず、当該課税期間中に国内において行った課税仕入れ及び特定課税仕入れ並びに当該課税期間における第一項に規定する保税地域からの引取りに係る課税貨物につき、同号に定める方法に代え、第二項第二号に定める方法により第一項の規定により控除される課税仕入れ等の税額の合計額を計算することができる。

号に定める方法により計算することとした事業者は、当該方法により計算することとした課税期間の初日から同日以後二年を経過する日までの間に開始する各課税期間において当該方法を継続して適用した後の課税期間でなければ、同項第一号に定める方法により計算することは、できないものとする。

第一項に規定する特定課税仕入れに係る支払対価の額とは、特定課税仕入れの対価の額（対価として支払い、又は支払うべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額をい。）をいい、同項に規定する保税地域からの引取りに係る課税貨物とは、保税地域から引き取つた一般申告課税貨物又は特例申告書の提出若しくは特例申告に関する決定に係る課税貨物をいい、第二項に規定する課税期間における課税売上高とは、当該事業者が当該課税期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等の対価の額（第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。以下この項において同じ。）の合計額から当該課税期間における売上げに係る税抜対価の返還等の金額（当該課税期間中に行つた第三十八条第一項に規定する売上げに係る税の返還等の金額から同項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額に七十八分の百を乗じて算出した金額を控除した金額をいう。）の合計額を控除した残額（当該課税期間が一年に満たない場合には、当該残額を当該課税期間の月数（当該月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。）で除し、これに十二を乗じて計算した金額）をいい、第二項に規定する課税売上割合とは、当該事業者が当該課税期間中に国内において行つた資産の譲渡等（特定資産の譲渡等に該当するものを除く。）の対価の額の合計額のうちに当該事業者が当該課税期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等の対価の額の合計額の占める割合として政令で定めるところにより計算した割合をい。

第一項の規定は、事業者が当該課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等（請求書等の交付を受けることが困難である場合、特定課税仕入れに係るものである場合その他の政令で定める場合における当該課税仕入れ等の税額については、帳簿）を保存しない場合には、当該保存がない課税仕入れ、特定課税

8 仕入れ又は課税貨物に係る課税仕入れ等の税額について、適用しない。ただし、災害その他やむを得ない事情により、当該保存をすることができなかつたことを当該事業者において証明した場合は、この限りでない。

前項に規定する帳簿とは、次に掲げる帳簿をいう。

一 課税仕入れ等の税額が課税仕入れに係るものである場合には、次に掲げる事項が記載されているもの

イ 課税仕入れの相手方の氏名又は名称

ロ 課税仕入れを行つた年月日

ハ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容

(当該課税仕入れが他の者から受けた軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである場合に、資産の内容及び軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである旨)

二 課税仕入れに係る支払対価の額 (当該課税仕入れの対価として支払い、又は支払うべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額とし、当該課税仕入れに係る資産を譲り渡し、若しくは貸し付け、又は当該課税仕入れに係る役務を提供する事業者に課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額(これらの税額に係る附帯税の額に相当する額を除く。)に相当する額がある場合には、当該相当する額を含む。第三十二条第一項において同じ。)

三 課税仕入れ等の税額が特定課税仕入れに係るものである場合には、次に掲げる事項が記載されているもの

イ 特定課税仕入れの相手方の氏名又は名称

ロ 特定課税仕入れを行つた年月日

ハ 特定課税仕入れの内容

ニ 第一項に規定する特定課税仕入れに係る支払対価の額

ホ 特定課税仕入れに係るものである旨

三 税地域からの引取りに係る課税貨物に係るものである場合には、次に掲げる事項が記載されているもの

イ 課税貨物を保税地域から引き取つた年月日(課税貨物につき特例申告書を提出した場合には、保税地域から引き取つた年月日及び特例申告書を提出した日又は特例申告に関する決定の通知を受けた日)

ハ 口 課税貨物の内容
方消費税額（これらの税額に係る附帯税の額に相当する額を除く。次項第五号において同じ。）又はその合計額
第七項に規定する請求書等とは、次に掲げる

限るものとし、当該課税資産の譲渡等のうち、第五十七条の四第一項ただし書又は第五十七条の六第一項本文の規定の適用を受けるものを除く。)につき作成する仕入明細書、仕入計算書その他これらに類する書類で課税仕入れの相手方の氏名又は名称その他の政令で定める事項が記載されているもの(当該書類に記載されている事項につき、当該課税仕入れの相手方の確認を受けたものに限る)。

事業者がその行つた課税仕入れ(卸売市場においてせり売又は人札の方法により行われるものその他の媒介又は取次ぎに係る業務を行ふ者をして行われる課税仕入れとして政令で定めるものに限る)につき当該媒介又は取次ぎに係る業務を行う者から交付を受けた請求書、納品書その他これらに類する書類で政令で定める事項が記載されているもの(許可)に規定する輸入の許可をいう。)があ

事業者は文し課税資産の譲渡等（第七条第一項、第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。次号及び第三号において同じ。）を行う事業者（適格請求書発行事業者に限る。次号及び第三号において同じ。）が、当該課税資産の譲渡等につき当該事業者に交付する適格請求書又は適格簡易請求書

二 事業者が対し課税資産の譲渡等を行ふ他の事業者が、第五十七条の四第五項の規定により当該課税資産の譲渡等につき当該事業者に交付すべき適格請求書又は適格簡易請求書にてて提供する電磁的記録

三 事業者がその行つた課税仕入れ（他の事業

る場合に限る。)の相手方の本人確認書類(住民票の写しその他の財務省令で定めるものをいう。)を保存しない場合には、当該保存がない課税仕入れに係る消費税額については、適用しない。ただし、災害その他やむを得ない事情により、当該保存をすることができなかつたことを当該事業者において証明した場合は、この限りでない。

第一項の規定は、その課税仕入れの際に、当該課税仕入れに係る資産が納付すべき消費税を納付しないで保税地域から引き取られた課税貨物又は第八条第一項の規定により消費税が免除された物品に係るものである場合(当該課税仕入れを行う事業者が、当該消費税が納付されていないと又は免除されたものであることを知つていた場合に限る。)には、当該課税仕入れに係る消費税額については、適用しない。

第七項に規定する帳簿の記載事項の特例、当該帳簿及び同項に規定する請求書等の保存に関する事項その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

本
書類の交付を受ける事業者の氏名又は
名称
第一項の規定は、事業者が国内において行う
別表第一第二十三号に掲げる住宅の貸付けの用に
供しないことが明らかな建物（その附属設備を
含む。以下この項において同じ。）以外の建物
(第十二条の四第一項に規定する高額特定資産
又は同条第二項に規定する調整対象自己建設高
額資産に該当するものに限る。第三十五条の二
において「居住用賃貸建物」という。)に係る
課税仕入れ等の税額については、適用しない。
第一項の規定は、事業者が課税仕入れ（当該

(仕入れに係る消費税額の控除の特例)入れに係る消費税額の返還等を受けた場合の仕入れ(第三十条第一項の規定の適用を受けたものに限る。以下この条において同じ。)又は特定課税仕入れにつき返品をし、又は値引き若しくは割戻しを受けたことにより、当該課税仕入れに係る支払対価の額若しくは当該特定課税仕入れに係る支払対価の額(同項に規定する特定課税仕入れに係る支払対価の額をいう。以下この項において同じ。)の全部若しくは一部の返還又は当該課税仕入れに係る支払対価の額若しくは当該特定課税仕入れに係る支払対価の額に係る買掛金その他の債務の額の全部若しくは一部の減額(以下この条において「仕入れに係る対価の返還等」という。)を受けた場合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を当該仕入れに係る対価の返還等を受けた日の属する課税期間における課税仕入れ等の税額の合計額とみなして、第三十条第一項(同条第二項の規定の適用がある場合に、同項の規定を含む。)の規定を適用する。

該證明がされたものは、課税資産の譲渡等による輸出取引等に該当するものとみなして、前条の規定を適用する。
事業者が、国内以外の地域における資産の譲渡等又は自己の使用のため、資産を輸出した場合において、当該資産が輸出されたことにつき財務省令で定めるところにより証明がされたときは、当該資産の輸出のうち当該証明がされたものは、課税資産の譲渡等に係る輸出取引等に該当するものとみなして、前条の規定を適用する。
前二項の場合における前条第二項に規定する課税売上割合の計算の方法その他同条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額の合計額を控除した残額

口 第三十条第二項第一号口に掲げる金額から課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等(同号に規定するその他の資産の譲渡等)をいう。第四項第二号口において同じ)を控除した金額に係る消費税額の合計額に同条第二項第一号口に規定する課税売上割合を乗じて計算した金額(同条第三項本文の規定の適用がある場合には、同項に規定する承認に係る割合を用いて計算した金額。第四項第二号口において同じ)を控除した残額

三 当該事業者が当該課税期間における仕入れに係る消費税額を第三十条第二項第二号に定める方法により計算する場合 同号に規定する課税仕入れ等の税額の合計額に同号に規定する課税売上割合(以下この号及び第四項第三号において「課税売上割合」という。)を控除した金額

逃遁等が他の者がから受けた轉済又は譲渡の額の六・二四)を乗じて算出した金額及び当該課税仕入れに係る支払対価の額につき返還を受けた金額又は当該減額を受けた債務の額に百分の七・八を乗じて算出した金額をいう。(以下この項及び次項において同じ。)の合計額を控除した残額

二、当該事業者が当該課税期間における仕入れに係る消費税額を第三十条第二項第一号に定める方法により計算する場合、イに掲げる金額に口に掲げる金額を加算した金額

イ 第三十条第二項第一号イに掲げる金額から課税資産の譲渡等にのみ要する課税仕入

当該事業者の当該課税期間における第三十一条第一項の規定により控除される課税仕入れ等の税額の合計額（以下この章において「仕入れに係る消費税額」という。）の計算につき同条第二項の規定の適用がない場合、当該課税期間における課税仕入れ等の税額の合計額から当該課税期間において仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額（当該課税仕入れに係る支払対価の額につき返還を受けた金額又は当該減額を受けた債務の額に百十分の七・八（当該仕入れに係る対価の返還等が他の者から受けた軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである場合には、百八分の六・二四）を乗じて算出した金額及び当該特定課税仕入れに係る支払対価の額につき返還を受けた金額又は当該減額を受けた債務の額に百分の七・八を乗じて算出した金額をいう。以下この項及び次項において同じ。）の合計額を控除した残額

二 当該事業者が当該課税期間における仕入れに係る消費税額を第三十条第二項第一号に定める方法により計算する場合、イに掲げる金額にロに掲げる金額を加算した金額

イ 第三十条第二項第一号イに掲げる金額から課税資産の譲渡等にのみ要する課税仕入れにつき当該課税期間において仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額の合計額を控除した残額

ロ 第三十条第二項第一号ロに掲げる金額から課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等（同号に規定するその他の資産の譲渡等をいう。第四項第二号ロにおいて同じ。）に共通して要する課税仕入れにつき当該課税期間において仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額の合計額に同条第二項第一号ロに規定する課税売上割合を乗じて計算した金額（同条第三項本文に規定の適用がある場合には、同項に規定する承認に係る割合を用いて計算した金額。第四項第二号ロにおいて同じ。）を控除した残額

三 当該事業者が当該課税期間における仕入れに係る消費税額を第三十条第二項第二号に定める方法により計算する場合、同号に規定する課税仕入れ等の税額の合計額に同号に規定する課税売上割合（以下この号及び第四項第三号において「課税売上割合」という。）を控除した

乗じて計算した金額から当該課税期間において仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額の合計額に課税売上割合を乗じて計算した金額を控除した残額

前項の規定により仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額の合計額を当該仕入れに係る対価の返還等を受けた日の属する課税期間における課税仕入れ等の税額の合計額から控除して控除しきれない金額があるときは、三該控除しきれない金額を課税資産の譲渡等による消費税額とみなして政令で定めるところにより当該課税期間の課税標準額に対する消費税額に加算する。

規定の適用がある場合には、同号イに掲げる残額から課税資産の譲渡等にのみ要する課税貨物につき当該課税期間において還付を受ける消費税額の合計額を控除した

て、前項の規定は、合併により事業を承継した
合併法人が被合併法人による保税地域からの引
取りに係る課税貨物に係る消費税額の還付を受け
る場合又は分割により事業を承継した分割承
継法人が分割法人による保税地域からの引取りに
係る課税貨物に係る消費税額の還付を受ける
場合について、それぞれ準用する。

8 第一項第一号に規定する仕入れに係る対価の
返還等を受けた金額に係る消費税額の計算の細
目に關し必要な事項は、政令で定める。

(1) 課税売上割合が著しく変動した場合の調整対
象固定資産に関する仕入れに係る消費税額の調

おいて同じ。)に對して著しく増加した場合として政令で定める場合に該当するときは第二号に掲げる合計額から第一号に掲げる合計額を控除した金額に相当する消費税額をその者の当該第三年度の課税期間の仕入れに係る消費税額に加算し、当該通算課税売上割合が当該課税売上割合に対して著しく減少した場合として政令で定める場合に該当するときは第一号に掲げる合計額から第二号に掲げる合計額を控除した金額に相当する消費税額をその者の当該第三年度の課税期間の仕入れに係る消費税額から控除する。この場合において、当該加算をした後の金額又は当該控除をした後の金額を当該課税期間における仕入れに係る消費税額とみなす。

3 相続により被相続人の事業を承継した相続人が被相続人により行われた課税仕入れ又は特定課税仕入れにつき仕入れに係る対価の返還等を受けた場合には、その相続人が行つた課税仕入れ又は特定課税仕入れにつき仕入れに係る対価の返還等を受けたものとみなして、前二項の規定を適用する。

事業者が、保税地域からの引取りに係る課税貨物（第三十条第一項に規定する保税地域からの引取りに係る課税貨物をいう。以下この条及び第三十六条において同じ。）に係る消費税額の全部又は一部につき、他の法律の規定により、還付を受ける場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を当該還付を受ける日の属する課税期間における課税仕入れ等の税額の合計額とみなして、第三十条第一項（同条第二項の規定の適用がある場合は、同項の規定を含む。）の規定を適用する。

5 金額を控除した残額
前項の規定により、還付を受ける消費税額の合計額を当該還付を受ける日の属する課税期間における課税仕入れ等の税額の合計額から控除して控除しきれない金額があるときは、当該控除しきれない金額を課税資産の譲渡等に係る消費税額とみなして政令で定めるところにより当該課税期間の課税標準額に対する消費税額に加算する。
相続により被相続人の事業を承継した相続人が被相続人による保税地域からの引取りに係る課税貨物に係る消費税額の全部又は一部につき、他の法律の規定により、還付を受ける場合には、その相続人による保税地域からの引取りに係る課税貨物に係る消費税額の全部又は一部につき還付を受けるものとみなして、前二項の規定を適用する。

第一項（同条第二項の規定の適用がある場合に
は、同項の規定を含む。）の規定を適用する。
一 当該事業者の当該課税期間における仕入れ
に係る消費税額の計算につき第三十条第二項
の規定の適用がない場合 当該課税期間にお
ける課税仕入れ等の税額の合計額（当該課税
期間において第一項第一号の規定の適用があ
る場合には、同号に定める残額）から保税地
域からの引取りに係る課税貨物につき当該課
税期間において還付を受ける消費税額（附帶
税の額に相当する額を除く。以下この条にお
いて同じ。）の合計額を控除した残額

に係る消費税額を第三十条第二項第一号に定める方法により計算する場合 イに掲げる金額にロに掲げる金額を加算した金額
イ 第三十条第二項第一号イに掲げる金額 (当該課税期間において第一項第二号イの

7 第三項の規定は、合併により事業を承継した
合併法人が被合併法人により行われた課税仕入
れ若しくは特定課税仕入れにつき仕入れに係る
対価の返還等を受けた場合又は分割により事業
を承継した分割承継法人が分割法人により行わ
れた課税仕入れ若しくは特定課税仕入れにつき
仕入れに係る対価の返還等を受けた場合につい

とし、これらの者のうち第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される者を除く。以下この項において同じ。)が第三年度の課税期間の末日において当該調整対象固定資産を有しており、かつ、第三年度の課税期間における通算課税売上割合が仕入れ等の課税期間(当該調整対象固定資産の課税仕入れの日若しくは特定課税仕入れの日又は保税地域からの引取りの日(当該調整対象固定資産に該当する課税貨物につき特例申告書を提出した場合には、当該特例申告書を提出した日又は特例申告に関する決定の通知を受けた日。次条第一項及び第三十五条において同じ。)の属する課税期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)における第三十条第二項に規定する課税売上割合(当該仕入れ等の課税期間において同条第三項本文の規定の適用を受けた場合には、同項に規定する承認に係る割合。以下この項及び次項に

第三十三条 事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が国内において調整対象固定資産の課税仕入れ若しくは特定課税仕入れを行い、又は調整対象固定資産に該当する課税貨物を保税地域から引き取り、かつ、当該課税仕入れ若しくは特定課税仕入れ又は当該課税貨物に係る課税仕入れ等の税額につき比例配分法により仕入れに係る消費税額を計算した場合（第三十条第二項の規定により当該調整対象固定資産に係る課税仕入れ等の税額の全額が控除された場合を含む。）において、当該事業者（相続により当該事業者の当該調整対象固定資産に係る事業を承継した相続人、合併により当該事業を承継した合併法人及び分割により当該調整対象固定資産に係る事業を承継した分割承継法人を含むものとし、これらの者のうち第九条第一項本文の規定による措置を受ける場合を除く。）

における仕入れに係る消費税額とみなす。
一 第三年度の課税期間の末日において有する
当該調整対象固定資産（以下この号において
「保有調整対象固定資産」という。）の課税仕
入れに係る消費税額若しくは特定課税仕入れ
に係る消費税額又は保有調整対象固定資産で
ある課税貨物に係る消費税額（附帯税の額を
相当する額を除く。）（以下この号及び次号に
おいて「調整対象基準税額」という。）に当
該仕入れ等の課税期間における第三十条第二
項に規定する課税売上割合を乗じて計算した
消費税額の合計額（仕入れ等の課税期間にお
いて同条第一項の規定により当該保有調整対
象固定資産に係る課税仕入れ等の税額の全額
が控除された場合には、調整対象基準税額の
合計額）

二 調整対象基準税額に通算課税売上割合を乗じて計算した消費税額の合計額

二 調整対象基準税額に通算課税売上割合を乗じて計算した消費税額の合計額

前項に規定する比率配分法とは、第三十条第二項第一号口に規定する課税売上割合（以下「の項において「課税売上割合」という。）を乗じて計算する方法又は同第二項第二号に定める方法をいい、前項に規定する第三年度の課税期間とは、仕入れ等の課税期間の開始の日から三年を経過する日の属する課税期間をいい、同項に規定する通算課税売上割合とは、仕入れ等の課税期間から第三年度の課税期間までの各課税期間において適用されるべき課税売上割合を税率において適用されるべき課税売上割合を政令で定めるところにより通算した課税売上割合をいう。

第一項の規定により同第一号に掲げる合計額から同項第二号に掲げる合計額を控除した金額に相当する消費税額を当該第三年度の課税期間の仕入れに係る消費税額から控除して控除し合をいう。

きれない金額があるときは、当該控除しきれない金額を課税資産の譲渡等に係る消費税額とみなして当該第三年度の課税期間の課税標準額に対する消費税額に加算する。
（課税業務用調整対象固定資産を非課税業務用に転用した場合の仕入れに係る消費税額の調整）

2 前項の規定により同項各号に定める消費税額を同項に規定する業務の用に供した日の属する課税期間における仕入れに係る消費税額から控除して控除しきれない金額があるときは、当該控除しきれない金額を課税資産の譲渡等に係る消費税額とみなして当該業務の用に供した日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額

二 前号に掲げる期間の末日の翌日から同日以後一年を経過する日までの期間 調整対象税額の三分の二に相当する消費税額

三 前号に掲げる期間の末日の翌日から同日以後一年を経過する日までの期間 調整対象税額の三分の一に相当する消費税額

(居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した場合等

建物の全部又は一部を調整期間に他の者に譲渡したとき（当該居住用賃貸建物について第四条第五項の規定により資産の譲渡とみなされる場合を含む。）は、当該譲渡をした居住用賃貸建物に係る課税仕入れ等の税額に課税譲渡等割合を乗じて計算した金額に相当する消費税額を当該事業者の当該譲渡をした課税期間の仕入れに

（非課税業務用調整対象固定資産を課税業務用に転用した場合の仕入れに係る消費税額の調整に加算する。）

の仕入れに係る消費税額の調整)

3 第一項に規定する第三年度の課税期間とよ
る仕入れに係る消費税額とみなす。

は調整対象固定資産に該当する課税貨物を保稅地
域から引き取り、かつ、当該課税仕入れ若
くは特定課税仕入れ又は当該課税貨物に係る課
稅仕入れ等の税額（以下この項において「調整
対象税額」という。）につき第三十条第二項第
一号に定める方法により同号に規定する課税資
産の譲渡等にのみ要するものとして仕入れに係
る消費税額を計算した場合において、当該事業
者（相続により当該事業者の当該調整対象固定
資産に係る事業を承継した相続人、合併により
当該事業を承継した合併法人及び分割により當
該調整対象固定資産に係る事業を承継した分割
承継法人を含むものとし、これらの者のうち第
九条第一項本文の規定により消費税を納める義
務が免除される者を除く。）が当該調整対象固
定資産を当該課税仕入れの日若しくは当該特定
課税仕入れの日又は当該保税地域からの引取り
の日から三年以内に同号に規定するその他の資
産の譲渡等に係る業務の用に供したときは、當
該業務の用に供した日が次の各号に掲げる期間
のいずれに属するかに応じ当該各号に定める消
費税額を同日の属する課税期間における仕入れ
に係る消費税額から控除する。この場合において、
当該控除をした後の金額を当該課税期間に
おける仕入れに係る消費税額とみなす。

一 当該調整対象固定資産の課税仕入れの日若
しくは特定課税仕入れの日又は当該調整対象
固定資産に該当する課税貨物の保税地域から
の引取りの日からこれらとの日以後一年を経過
する日までの期間 調整対象税額に相当する
消費税額

二 前号に掲げる期間の末日の翌日から同日以
後一年を経過する日までの期間 調整対象税
額の三分の二に相当する消費税額

三 前号に掲げる期間の末日の翌日から同日以
後一年を経過する日までの期間 調整対象税
額の三分の一に相当する消費税額

第三十五条 事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が、国内において調整対象固定資産の課税仕入れ若しくは特定課税仕入れを行ひ、又は調整対象固定資産に該当する課税貨物を保稅地域から引き取り、かつ、当該課税仕入れ若しくは特定課税仕入れ又は当該課税貨物に係る課税仕入れ等の税額（以下この条において「調整対象税額」という。）につき第三十条第二項第一号に定める方法により同号に規定するその他の資産の譲渡等にのみ要するものとして仕入れに係る消費税額がないこととした場合において、当該事業者（相続により当該事業者の当該調整対象固定資産に係る事業を承継した相続人、合併により当該事業を承継した合併法人及び分割により当該調整対象固定資産に係る事業を承継した分割承継法人を含むものとし、これらの者の中第十九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される者を除く。）が、当該調整対象固定資産を当該課税仕入れの日若しくは当該特定課税仕入れの日又は当該保税地域からの引取りの日から三年以内に同号に規定する課税資産の譲渡等に係る業務の用に供したときは、当該業務の用に供した日が次の各号に掲げる期間のいずれに属するかに応じ当該各号に定める消費税額を同日の属する課税期間における仕入れに係る消費税額に加算する。この場合において、当該加算をした後の金額を当該課税期間における仕入れに係る消費税額とみなす。

一 当該調整対象固定資産の課税仕入れの日若しくは特定課税仕入れの日又は当該調整対象固定資産に該当する課税貨物の保税地域から引取りの日からこれらの日以後一年を経過する日までの期間 調整対象税額に相当する

入れ等の税額について第三十条第十項の規定の適用を受けた場合において、当該事業者（相続により当該事業者の当該居住用賃貸建物に係る事業を承継した相続人、合併により当該事業を承継した合併法人及び分割により当該居住用賃貸建物に係る事業を承継した分割承継法人を含むものとし、これらの者の中第九条第一項本款の規定により消費税を納める義務が免除される者を除く。以下この項において同じ。）が第三年度の課税期間の末日において当該居住用賃貸建物を有しており、かつ、当該居住用賃貸建物の全部又は一部を当該居住用賃貸建物の仕入れ等の日から第三年度の課税期間の末日までの間（次項及び第三項において「調整期間」という。）に別表第二第十三号に掲げる住宅の貸付け以外の貸付けの用（第三項において「課税貨貸用」という。）に供したときは、当該有している居住用賃貸建物に係る課税仕入れ等の税額に課税貨貸割合を乗じて計算した金額に相当する消費税額を当該事業者の当該第三年度の課税期間の仕入れに係る消費税額に加算する。この場合において、当該加算をした後の金額を当該課税期間における仕入れに係る消費税額とみなす。

同項に規定する居住用賃貸建物の仕入れ等の日の属する課税期間の開始の日から三年を経過する日の属する課税期間をいい、同項に規定する居住用賃貸建物の仕入れ等の日とは、当該居住用賃貸建物の課税仕入れの日（当該居住用賃貸建物が第十二条の四第一項に規定する自己建設高額特定資産である場合にあつては、当該自己建設高額特定資産の同項に規定する建設等が完了した日）をいい、第一項に規定する課税賃貸建物割合とは、当該事業者が調整期間に行つた当該居住用賃貸建物の貸付けの対価の額（第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。以下この項において同じ。）の合計額のうちに当該事業者が調整期間に行つた当該居住用賃貸建物の貸付け（課税賃貸用に供したものに限る。）の対価の額の合計額の占める割合として政令で定めるところにより計算した割合をいい、前項に規定する課税譲渡等割合とは、当該事業者が第一項に規定する居住用賃貸建物の仕入れ等の日から当該居住用賃貸建物を他の者に譲渡した日までの間（以下この項において「課税譲渡等調整期間」という。）に行つた当該居住用賃貸建物の貸付けの対価の額の合計額及び当該事業者が行つた当該居住用賃貸建物の譲渡の対価の額の合計額のうちの当該事業者が課税譲渡等調整期間に行つた当該居住用賃貸建物の貸付け（課税賃貸用に供したものに限る。）の対価の額の合計額及び当該事業者が行つた当該居住用賃貸建物の譲渡の対価の額の合計額の占める割合をいふ。う。

(納税義務の免除を受けないこととなつた場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整)

税を納める義務が免除される事業者が、同項の規定の適用を受けないこととなつた場合には、その受けないこととなつた課税期間の初日（第十条第一項、第十二条第一項又は第十五条の規定により第九条第一項本文の規定の適用を受けないこととなつた場合において、その受けないこととなつた日）の前日において消費税を納める義務が免除されていて期間中に国内において譲り受けた課税仕入れに係る棚卸資産又は当該期間における保税地域からの引取りに係る課税貨物で棚卸資産に該当するもの（これらは棚卸資産を原材料として製作され、又は建設された棚卸資産を含む。以下この条において同じ。）を有しているときは、当該課税仕入れに係る棚卸資産又は当該課税貨物に係る消費税額（当該棚卸資産又は当該課税貨物の取得に要した費用の額として政令で定める金額に百十分の七・八（当該課税仕入れに係る棚卸資産が他の者から受けた軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである場合又は当該課税貨物が軽減対象課税貨物である場合には、百八分の六・二四）を乗じて算出した金額をいう。第三項及び第五項において同じ。）をその受けないこととなつた課税期間の仕入れに係る消費税額の計算の基礎となる課税仕入れ等の税額とみなす。

前項の規定は、事業者が政令で定めるところにより同項に規定する棚卸資産又は課税貨物の明細を記録した書類を保存しない場合には、当該保存のない棚卸資産又は課税貨物については、適用しない。ただし、災害その他やむを得ない事情により当該保存をすることができなかつたことを当該事業者において証明した場合は、この限りでない。

に限る)の事業を承継した場合において、当該被相続人又は被合併法人若しくは分割法人が消費税を納める義務が免除されていた期間中に国内において譲り受けた課税仕入れに係る課税仕入れ等の税額とみなす。

第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける個人事業者又は法人について準用する。

事業者が、第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除されたこととなつた場合において、同項の規定の適用を受けることとなつた課税期間の初日の前日において当該前日なつた課税期間の初日の前日において当該前日の属する課税期間中に国内において譲り受けた課税仕入れに係る棚卸資産又は当該課税期間における保税地域からの引取りに係る課税貨物で棚卸資産に該当するものを引き継いだときは、当該課税仕入れに係る棚卸資産又は当該課税貨物に係る消費税額を当該引継ぎを受けた個人事業者又は法人の当該相続又は合併若しくは分割があつた日の属する課税期間の仕入れに係る消費税額の計算の基礎となる課税仕入れ等の税額とみなす。

第三十九条 第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける個人事業者又は法人について準用する。

事業者が、第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除されたこととなつた場合において、同項の規定の適用を受けることとなつた課税期間の初日の前日において当該前日なつた課税期間の初日の前日において当該前日の属する課税期間中に国内において譲り受けた課税仕入れに係る棚卸資産又は当該課税貨物に係る消費税額は、第三十条第一項(同条第二項の規定の適用がある場合には、同項の規定を含む)の規定の適用については、当該課税棚卸資産に該当するものを有しているときは、当該課税仕入れに係る棚卸資産又は当該課税貨物に係る消費税額の計算の基礎となる課税仕入れ等の税額に含まれないものとする。

(中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例)

第三十七条 事業者(第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く)が、その納税地を所轄する税務署長にその基準期間における課税売上高(同項に規定する基準期間における課税売上高をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。)が五千万円以下である課税期間(第十二条第一項に規定する分割等に係る同項の新設分割親法人又は新設分割子法人の政令で定める課税期間(以下のこの項及び次条第一項において「分割等に係る課税期間」という。)を除く。)についてこの項の規定の適用を受ける旨を記載した届出書を提出した場合には、当該届出書を提出した日の属する課税期間その他の政令で定める課税期間

一 ある場合には、当該課税期間以後の課税期間（その基準期間における課税売上高が五千円を超える課税期間及び分割等による課税期間を除く。）については、第三十条から前条までの規定により課税標準額に対する消費税額から控除することができる課税仕入等の税額の合計額は、これらの規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とする。この場合において、当該金額の合計額は、当該課税期間における仕入れに係る消費税額とみなす。

二 当該事業者の当該課税期間の課税資産の譲渡等（第七条第一項、第八条第一項その他）の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。）に係る課税標準である金額の合計額に対する消費税額から当該課税期間における第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の百分の六十に相当する金額（卸売業その他の政令で定める事業を営む事業者については、当該残額に、政令で定めるところにより当該事業の種類ごとに当該事業における課税資産の譲渡等に係る消費税額のうちに課税仕入れ等の税額の通常占める割合を勘案して政令で定める率を乗じて計算した金額）

三 当該事業者の当該課税期間の特定課税仕入れに係る課税標準である金額の合計額に対する消費税額から当該課税期間における第三十八条の二第一項に規定する特定課税仕入に係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額の合計額を控除した残額

前項第二号の規定により、当該課税期間の特定課税仕入れに係る課税標準である金額の合計額に対する消費税額から当該課税期間における第三十八条の二第一項に規定する特定課税仕入に係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額の合計額を控除して控除しきれない金額があり、かつ、当該控除しきれない金額を前項第一号に掲げる金額から控除してなお控除しきれない金額（以下この項において「控除未済金額」という。）があるときは、当該控除未済金額を課税資産の譲渡等に係る消費税額とみなして当該課税期間の課税標準額に対する消費税額に加算する。

一　出書を提出することができない。ただし、当該事業者が事業を開始した日の属する課税期間その他の政令で定める課税期間から同項の規定の適用を受けようとする場合に当該届出書を提出するときは、この限りでない。

二　当該事業者が第九条第七項の規定の適用を受ける者である場合 同項に規定する調整対象固定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日から同日以後三年を経過する日の属する課税期間の初日の前日までの期間

三　当該事業者が第十二条の二第二項の新設法人である場合又は第十二条の三第三項の特定新規設立法人である場合において第十二条の二第二項（第十二条の三第三項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する場合に該当するとき 第十二条の二第二項に規定する調整対象固定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日から同日以後三年を経過する日の属する課税期間の初日の前日までの期間

四　当該事業者が第十二条の四第一項に規定する場合に該当するとき（前二号に掲げる場合に該当する場合を除く。）高額特定資産（同項に規定する高額特定資産をいう。以下この号及び次号において同じ。）に係る同項に規定する高額特定資産の仕入れ等の日の属する場合に該当する場合の除外（当該高額特定資産が同項に規定する高額特定資産である場合に規定する自己建設高額特定資産である場合にあっては、当該自己建設高額特定資産の建設等をいう。）が完了した日の属する同号において同じ。）が完了した日の属する課税期間の初日 以後三年を経過する日の属する課税期間の初日の前日までの期間

五　当該事業者が第十二条の四第二項に規定する場合に該当するとき（前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）高額特定資産である棚卸資産若しくは課税貨物又は同項に規定する調整対象自己建設高額資産について前条第一項又は第三項の規定の適用を受けた課税期間の初日から同日（当該調整対象自己建設高額資産の建設等が調整適用日（これらの規定に規定する場合に該当することとなつた日をいう。）の前日までに完了していない場合にあつては、当該建設等が完了した日の属する課税期間の初日）以後三年を経過する日の属する課税期間の初日の前日までの期間

六　当該事業者が第十二条の四第三項に規定するときに該当するとき（前各号に掲げる場合

4
に該当する場合を除く。) 同項に規定するときには、該当する課税期間の初日から同日以後三年を経過する日の属する課税期間の初日の前日までの期間

る場合に該当することとなつた場合において、同項第一号若しくは第二号に規定する調整対象固定資産の仕入れ等の日、同項第三号に規定する高額特定資産の仕入れ等の日若しくは同項第四号に規定する調整適用日の属する課税期間又は同項第五号に規定するときに該当する課税期間の初日から同項各号に掲げる場合に該当することとなつた日までの間に第一項の規定による届出書をその納稅地を所轄する税務署長に提出しているときは、同項の規定の適用については、その届出書の提出は、なかつたものとみなす。

5 第一項の規定による届出書を提出した事業者は、同項の規定による届出書を提出することをやめようとするとき、又は事業を廃止したときは、その旨を記載した届出書をその納稅地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

6 前項の場合において、第一項の規定による届出書を提出した事業者は、事業を廃止した場合を除き、同項に規定する課税期間の初日から二年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければ、同項の規定の適用を受けることをやめようとする旨の届出書を提出することができない。

7 第五項の規定による届出書の提出があつたときは、その提出があつた日の属する課税期間の末日の翌日以後は、第一項の規定による届出書は、その効力を失う。

8 やむを得ない事情があるため第一項又は第五項の規定による届出書を第一項の規定の適用を受けようとし、又は受けることをやめようとする課税期間の初日の前日までに提出できなかつた場合における同項又は前項の規定の適用の特例については、政令で定める。

(災害等があつた場合の中、小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例の届出に関する特例)

第三十七条の二 災害その他やむを得ない理由が生じたことにより被害を受けた事業者(第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者及び前条第一項の規定の適用を受ける事業者を除く)が、当該被害を受け

たことにより、当該災害その他やむを得ない理由の生じた日の属する課税期間（その基準期間における課税売上高が五千万円を超える課税期間及び分割等に係る課税期間を除く。以下この項、次項及び第五項において「選択被災課税期間」という。）につき同条第一項の規定の適用を受けることが必要となつた場合において、当該選択被災課税期間の初日の前日に当該税務署長に提出したものとみなす。この場合においては、同条第三項の規定は、適用しない。

前項の承認を受けようとする事業者は、前条第一項の規定の適用を受けることが必要となる事情その他の財務省令で定める事項を記載した申請書を、前項に規定する災害その他やむを得ない理由のやんだ日から二月以内（当該災害その他やむを得ない理由のやんだ日がその申請に係る選択被災課税期間の末日の翌日以後に到来する場合には、当該選択被災課税期間に係る第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限まで）に、その納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、その申請に係る同項の事情が相當でないと認めるときは、その申請を却下する。

税務署長は、第二項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき承認又は却下の処分をするときは、その申請をした事業者に対して、書面によりその旨を通知する。

（不適用被災課税期間）といふ。につき同条第一項の規定の適用を受けることの必要がなくない場合において、当該不適用被災課税期間につき同項の規定の適用を受けることをやめることについてその納稅地を所轄する稅務署長の承認を受けたときは、当該事業者は同条第五項の規定による届出書を当該承認を受けた不適用被災課税期間の初日の前日に当該稅務署長に提出したものとみなす。この場合においては、同条第六項の規定は、適用しない。

第二項から第五項までの規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、第二項中「前項」とあるのは「第六項」と、「受けることが必要となつた」とあるのは「受けることの必要がなくなつた」と、「選択被災課税期間」とあるのは「不適用被災課税期間」と、第五項中「選択被災課税期間」とあるのは「不適用被災課税期間」と読み替えるものとする。

第一項又は第六項の承認を受けた事業者が、その承認前に第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載した申告書を提出している場合その他の場合における第一項又は第六項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（売上げに係る対価の返還等をした場合の消費稅額の控除）

第三十八条 事業者（第九条第一項本文の規定により消費稅を納める義務が免除される事業者を除く。）が、国内において行つた課稅資産の譲渡等（第七条第一項第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費稅が免除されるものを除く。）につき、返品を受け、又は値引き若しくは割戻しをしたことにより、当該課稅資産の譲渡等の対価の額（第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。）と当該対価の額に百分の十（当該課稅資産の譲渡等が輕減對象課稅資産の譲渡等である場合には、百分の八）を乗じて算出した金額との合計額（以下この項及び第三十九条において「税込価額」という。）の全部若しくは一部の返還又は当該課稅資産の譲渡等の税込価額に係る売掛金その他の債権の額の全部若しくは一部の減額（以下この項から第十四項までにおいて「売上げに係る対価の返還等」という。）をした場合には、当該売上げに係る対価の返還等をした日の属する課稅期間の課稅標準額に対する消費稅額から当該課稅期間において行つた売上げに係る対価の返還等の金

額に係る消費税額（当該返還をした税込価額又は当該減額をした債権の額に百十分の七・八（当該売上げに係る対価の返還等が軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである場合には、百八分の六・二四）を乗じて算出した金額をいう。次項において同じ。）の合計額を控除する。

前項の規定は、事業者が当該売上げに係る対価の返還等をした金額の明細を記録した帳簿を保存しない場合には、当該保存のない売上げに係る対価の返還等に係る消費税額については、適用しない。ただし、災害その他やむを得ない事情により当該保存をすることができない場合を除き、前二項の規定を適用する。

前項の規定は、合併により事業を承継した合併法人が被合併法人により行われた課税資産の譲渡等につき売上げに係る対価の返還等をした場合は、その相続人が行つた課税資産の譲渡等につき売上げに係る対価の返還等をしたものとみなして、前二項の規定を適用する。

前二項に定めるもののほか、第二項に規定する帳簿の記録及び保存に関する事項その他第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の消費税額の控除）

第三十八条の二 事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が、国内において行つた特定課税仕入れにつき、値引き又は割戻しを受けたことにより、当該特定課税仕入れに係る支払対価の額（第二十九条第二項に規定する支払対価の額をいう。）の全部若しくは一部の返還又は当該特定課税仕入れに係る支払対価の額に係る買掛金その他の債務の額の全部若しくは一部の減額（以下この項から第四項までにおいて「特定課税仕入れに係る対価の返還等」という。）を受けた場合には、当該特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額から当該課税期間における

期間」という。)につき、当該三月中間申告対象期間若しくは象期間の末日の翌日から二月以内に、それぞれ次に掲げる事項を記載した申告書を税務署長に提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる金額が百万円以下である場合又は当該三月中間申告対象期間が第一項の規定による申告書を提出すべき同項に規定する一月中間申告対象期間を含む期間である場合における当該三月中間申告対象期間については、この限りでない。

一 当該課税期間の直前の課税期間の確定申告書に記載すべき第四十五条第一項第四号に掲げる消費税額で当該六月中間申告対象期間の末日までに確定したものと当該直前の課税期間の月数で除し、これに六を乗じて計算した

二 前号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、第二項中「同項の事業者」とあるのは

「第四項の事業者」と、「前項の規定」とあるのは

「第四項の規定」と、同項第一号中「一月中間申告対象期間に係る確定日」とあるのは「三

月中間申告対象期間の末日」と、「割合」とあ

るは「割合に三を乗じた数」と、同項第二号

中「一月中間申告対象期間」とあるのは「三月

中期間申告対象期間」と、「除して」とあるのは

「除し」これにその合併の日から当該三月中間

申告対象期間の末日までの期間の月数(当該月

数が三を超えるときは、三)を乗じて」と、第

三項中「同項の事業者」とあるのは「第四項の

事業者」と、「除して」とあるのは「除し、これ

れに三を乗じて」と読み替えるものとする。

6 事業者は、その課税期間(個人事業者にあつては事業を開始した日の属する課税期間を除く)開始の日以後六月の期間(以下この項、第八項、第十項及び第十一項において「六月中間申告対象期間」といふ)につき、当該六月中間申告対象期間の末日の翌日から二月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書を税務署長に提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる金額が二十四万円以下である場合又は当該六月中間申告対象期間が第一項若しくは第四項の規定による申告書を提出すべきこれらの

二 当該課税期間の直前の課税期間の確定申告書に記載すべき第四十五条第一項第四号に掲げる消費税額で当該三月中間申告対象期間の末日までに確定したものと当該直前の課税期間の月数で除し、これに三を乗じて計算した

三 前号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

7 第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、第二項中「同項の事業者」とあるのは

「第六項の規定」と、同項第一号中「一月中間申告対象期間に係る確定日」とあるのは「六

月中間申告対象期間の末日」と、「三月」とあ

るは「六月」と、「割合」とあるのは「割合に六を乗じた数」と、同項第二号中「一月中間

申告対象期間」とあるのは「六月中間申告対象期間」と、「除して」とあるのは「除し、これ

にその合併の日から当該六月中間申告対象期間の末日までの期間の月数を乗じて」と、第三項

中「同項の事業者」とあるのは「第六項の事業者」と、「除して」とあるのは「除し、これ

六を乗じて」と読み替えるものとする。

(災害等による期限の延長により中間申告書の提出を要しない場合)

四 第二項に掲げる消費税額から前号に掲げる

五 前各号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

8 第六項第一号に掲げる金額が二十四万円以下

であることによりその六月中間申告対象期間に

つき、同項の規定による申告書(以下この項及

び第十一項において「六月中間申告書」とい

う。)を提出することを要しない事業者が、当

該六月中間申告書を提出する旨を記載した届出

書をその納稅地を所轄する税務署長に提出した

場合には、当該届出書の提出をした事業者の当

該提出をした日以後にその末日が最初に到来す

る六月中間申告対象期間以後の六月中間申告対象期間(同号に掲げる金額が二十四万円以下であ

るものに限る。第十一項において同じ。)については、第六項ただし書の規定は、適用しない。

9 前項の規定による届出書を提出した事業者は

、同項の規定の適用を受けることをやめよう

とするとき又は事業を廃止したときは、その旨

を記載した届出書をその納稅地を所轄する税務

署長に提出しなければならない。

10 前項の規定による届出書の提出があつたときは

は、その提出があつた日以後にその末日が最初に

到來する六月中間申告対象期間以後の六月中間申告対象期間については、第八項の規定によ

る届出は、その効力を失う。

11 第八項の規定による届出書の提出をした事業者が、当該提出をした日以後にその末日が最初に

到來する六月中間申告対象期間以後の六月中間申告対象期間に係る六月中間申告書をその提

出期限までに提出しなかつた場合には、当該事業者は第九項の規定による届出書を当該六月中間申告対象期間に係る六月中間申告書をその提

出期限までに提出したものとみなす。

12 第一項から第七項までの月数は、曆に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

(災害等による期限の延長により中間申告書の提出を要しない場合)

六 第四十二条の二 国税通則法第十一条(災害等による期限の延長)の規定による申告に関する期

七 第四十二条の二 国税通則法第十一条(災害等による期限の延長)の規定による申告書(前条第一項、第四項又は第六項の規定による申告書をいう。以下この章において同じ。)の提出期限と当該中間申告書に係る課税期間の第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限とが同一の日となる場合は、前条第一項本文、第四項本文又は第六項本文の規定にかかわらず、当該中間申告書を提出することを要しない。

八 第二号に掲げる消費税額から前号に掲げる

九 前各号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

(仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等)

10 した場合には、その事業者は、その提出する中間申告書に、第四十二条第一項各号、第四項各

号又は第六項各号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を記載することができる。

11 一 当該課税資産の譲渡等に係る税率の異なる

ごとに区分した課税標準である金額の合計額及び当該特定課税仕入れに係る課税標準である

金額の合計額並びにそれらの合計額(次号において「課税標準額」という。)

12 二 税率の異なることに区分した課税標準額に

対する消費税額

三 当該中間申告対象期間を一課税期間とみなした場合に前章の規定により前号に掲げる消

費税額から控除をされるべき第四十五条第一項第三号イからニまでに掲げる消費税額の合

四 第二号に掲げる消費税額から前号に掲げる

五 前各号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

13 消費税額の合計額を控除した残額に相当する

前項に規定する中間申告対象期間における課

税資産の譲渡等に係る課税標準である金額の合

計額及び特定課税仕入れに係る課税標準である

金額の合計額並びに同項第二号に掲げる消費税

額及び同項第三号に掲げる消費税額の合計額の

計算については、第十六条第三項中「第四十五

条第一項の規定による申告書(当該申告書に係

る国税通則法第十八条第二項(期限後申告)に

規定する期限後申告書を含む」とあるのは「中

間申告書(第四十二条第一項、第四項又は第六

項の規定による申告書で第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載したものをいう」と、第十

七条第四項及び第十八条第二項中「第四十五条

条第一項の規定による申告書」とあるのは「中間

申告書」とする。

六 第二号に掲げる消費税額から前号に掲げる

七 第二号に掲げる消費税額から前号に掲げる

八 第二号に掲げる消費税額から前号に掲げる

九 第二号に掲げる消費税額から前号に掲げる

14 消費税額の合計額を控除した残額に相当する

前項に規定する中間申告対象期間における課

税資産の譲渡等に係る課税標準である金額の合

計額及び特定課税仕入れに係る課税標準である

金額の合計額並びに同項第二号に掲げる消費税

額及び同項第三号に掲げる消費税額の合計額の

計算については、第十六条第三項中「第四十五

条第一項の規定による申告書(当該申告書に係

る国税通則法第十八条第二項(期限後申告)に

規定する期限後申告書を含む」とあるのは「中

間申告書(第四十二条第一項、第四項又は第六

項の規定による申告書で第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載したものをいう」と、第十

七条第四項及び第十八条第二項中「第四十五条

条第一項の規定による申告書」とあるのは「中間

申告書」とする。

十 第二号に掲げる消費税額から前号に掲げる

十一 第二号に掲げる消費税額から前号に掲げる

十二 第二号に掲げる消費税額から前号に掲げる

15 消費税額の合計額を控除した残額に相当する

前項に規定する中間申告対象期間における課

税資産の譲渡等に係る課税標準である金額の合

計額及び特定課税仕入れに係る課税標準である

金額の合計額並びに同項第二号に掲げる消費税

額及び同項第三号に掲げる消費税額の合計額の

計算については、第十六条第三項中「第四十五

条第一項の規定による申告書(当該申告書に係

る国税通則法第十八条第二項(期限後申告)に

規定する期限後申告書を含む」とあるのは「中

間申告書(第四十二条第一項、第四項又は第六

項の規定による申告書で第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載したものをいう」と、第十

七条第四項及び第十八条第二項中「第四十五条

条第一項の規定による申告書」とあるのは「中間

申告書」とする。

十三 第二号に掲げる消費税額から前号に掲げる

十四 第二号に掲げる消費税額から前号に掲げる

十五 第二号に掲げる消費税額から前号に掲げる

16 消費税額の合計額を控除した残額に相当する

前項に規定する中間申告対象期間における課

税資産の譲渡等に係る課税標準である金額の合

計額及び特定課税仕入れに係る課税標準である

金額の合計額並びに同項第二号に掲げる消費税

額及び同項第三号に掲げる消費税額の合計額の

計算については、第十六条第三項中「第四十五

条第一項の規定による申告書(当該申告書に係

る国税通則法第十八条第二項(期限後申告)に

規定する期限後申告書を含む」とあるのは「中

間申告書(第四十二条第一項、第四項又は第六

項の規定による申告書で第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載したものをいう」と、第十

七条第四項及び第十八条第二項中「第四十五条

条第一項の規定による申告書」とあるのは「中間

申告書」とする。

る者は、その旨を記載した届出書を速やかに当該事業者の納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

(第九条第一項に規定する基準期間における課税売上高をいう。次号及び第二号の二において同じ。)が千万円を超えることとなつた場合(第九条の二第一項、第十一条第一項若し

くは第二項、第十一条又は第十二条第一項から第六項までの規定により消費税を納める義務が免除されなくなつた場合を含む。)当該

二 課税期間の基準期間における課税売上高が
一千万円以下となつた場合(次号に掲げる場合
に該当する場合は並びに第1項の規定に

は該当する場合並びに第六条第四項の規定により届出書を提出している場合及び次条第一項の登録を受けている場合を除く。) 当該事業者

二の二 第十二条の四第一項から第三項までの規定の適用を受ける課税期間の基準期間における課税売上高が千万円以下となつた場合

三 事業者（第九条第一項本文の規定により肖
第九条第四項の規定により届出書を提出し
てある場合及び次条第一項の登録を受けてい
る場合を除く。）当該事業者

費税を納める義務が免除される事業者を除く。)が事業を廃止した場合(既に同条第五項、第十九条第三項、第三十七条第五項、第

四十二条第九項又は第四十五条の二第二項の規定により事業を廃止した旨を記載した届出書を提出している場合を除く。) 当該事業者

四 個人事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される者を除く。）が死亡した場合 当該死亡した個人事業者の相続人

五 法人（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される法人を除く。）が合併により消滅した場合当該合併に係る

事業者が第十二条の二第一項に規定する新設法人又は第十二条の三第一項に規定する特定新設法人として該当するに至る場合は、

規設立法人は該當する。こととなつた場合には、その旨を記載した届出書を速やかに当該事業者の納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

(適格請求書発行事業者の登録等)
第五十七条の二 国内において課税資産の譲渡等を行ひ、又は行おうとする事業者であつて、第

(適格請求書発行事業者の登録等)

五十七条の四第一項に規定する適格請求書の交付をしようとする事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）は、税務署長の登録を受けることができる。

前項の登録を受けようとする事業者は、財務省令で定める事項を記載した申請書をその納稅地を所轄する税務署長に提出しなければならない。この場合において、第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者が、同項本文の規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から前項の登録を受けようとするときは、政令で定める日までに、当該申請書を当該税務署長に提出しなければならない。

税務署長は、前項の申請書の提出を受けた場合には、遅滞なく、これを審査し、第五項の規定により登録を拒否する場合を除き、第一項の登録をしなければならない。

第一項の登録は、適格請求書発行事業者登録簿に氏名又は名称、登録番号その他の政令で定める事項を登載してするものとする。この場合には、税務署長は、政令で定めるところにおいて、税務署長は、政令で定めるところにより、当該適格請求書発行事業者登録簿に登載された事項を速やかに公表しなければならない。

税務署長は、第一項の登録を受けようとする事業者が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて該各号に定める事実に該当すると認めるときは、当該登録を拒否することができる。

一　当該事業者が特定国外事業者（国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの）を国内外に有しない国外事業者をいう。次号及び次項において同じ。）以外の事業者である場合　次に掲げるいずれかの事実

イ　当該事業者（国税通則法第二百二十九条第一項（納稅管理人）の規定の適用を受ける者に限る。）が同条第二項の規定による納稅管理人の届出をしていないこと。

ロ　当該事業者が、この法律の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であること。

二　当該事業者が特定国外事業者である場合

次に掲げるいずれかの事実

一項第一号（税理士の業務）に掲げる税務代理をいう。次項第二号へにおいて同じ。）の権限を有する国税通則法第七十四条の九第三項第二号（納税義務者に対する調査の

口 当該適格請求書発行事業者（法人に限る。）が合併により消滅したと認められるこ^ト。

（事前通知等）に規定する税務代理人がないこと。

ハ 項の規定による納税管理人の届出をしていないこと。
現に国税の滞納があり、かつ、その滞納額の数又は著しく困難であることを。

客の徴収が著しく困難であること
二 当該事業者が、次項の規定により第一項
の登録を取り消され（次項第二号ホ又はヘ
に掲げる事実のいずれかに該当した場合に

限る。）、その取消しの日から一年を経過しない者であること。

て罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であること。

事業者が当該各号に定める事実に該当するとき、当該適格請求書発行事業者による第一項の登録を取り消すことができる。

特定国外事業者以外の事業者である適格請求書発行事業者 次に掲げるいずれかの事実イ 当該適格請求書発行事業者が一年以上所

在不明であること
口 当該適格請求書発行事業者が事業を廃止
したと認められること。
ハ 当該適格請求書発行事業者（法人に限

る。)が合併により消滅したと認められる
こと。

第百十七条第一項の規定の適用を受ける者に限る。)が同条第二項の規定による納税管理人の届出をしていないこと。

前項第一号に定める事実に関する事項に規定に違反して罰金以上の刑に処せられたこと。

ついて、虚偽の記載をして第二項の規定による申請書を提出し、その申請に基づき第一項の登録を受けた者である」と。

特定国外事業者である適格請求書発行事業者 次に掲げるいずれかの事実

八 当該適格請求書発行事業者（法人に限る。）が合併により消滅したと認められること。

九 第一項の規定による申告書の提出期限までに、当該申告書に係る消費税に関する税務代理の権限を有することを証する書面（税理士法第三十条（税務代理の権限の明示）（同法第四十八条の十六（税理士の権利及び義務等に関する規定の準用）において準用する場合を含む。）に規定する書面をいう。）が提出されていないこと。

十 当該適格請求書発行事業者（国税通則法第一百七十七条第一項の規定の適用を受ける者に限る。）が同条第二項の規定による納税管理人の届出をしていないこと。

十一 消費税につき国税通則法第十七条第二項（期限内申告）に規定する期限内申告書の提出がなかった場合において、当該提出がなかつたことについて正当な理由がないと認められること。

十二 現に国税の滞納があり、かつ、その滞納額の徴収が著しく困難であること。

ト 当該適格請求書発行事業者がこの法律の規定に違反して罰金以上の刑に処せられたこと。

チ 前項第二号に定める事実に関する事項によつて、虚偽の記載をして第二項の処分による申請書を提出し、その申請に基づき第一項の登録を受けた者であること。

税率署長は、第一項の登録又は前二項の処分をするときは、その登録又は処分に係る事業者に対し、書面によりその旨を通知する。

十一 適格請求書発行事業者は、第四項に規定する適格請求書発行事業者登録簿に登載された事項に変更があつたときは、その旨を記載した届出書を、速やかに、その納稅地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

税務署長は、前項の規定による届出書の提出を受けた場合には、遅滞なく、当該届出に係る事項を適格請求書発行事業者登録簿に登載した届出書を、変更の登録をするものとする。この場合において、税務署長は、政令で定めるところによつて、当該変更後の適格請求書発行事業者登録簿に登載された事項を公表しなければならない。

5 適格請求書発行事業者は、適格請求書、適格

簡易請求書又は適格返還請求書の交付に代え
て、これらの書類に記載すべき事項に係る電磁的記録（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に關する法律第二条第三号（定義）に規定する電磁的記録をい
う。以下第五十七条の六までにおいて同じ。）

6
を提供することができる。この場合において、当該電磁的記録として提供した事項に誤りがある場合には、前項の規定を準用する。

適格請求書、適格簡易請求書若しくは適格還請求書を交付し、又はこれらの書類に記載すべき事項に係る電磁的記録を提供した適格請求書発行事業者は、政令で定めるところにより、これらの書類の写し又は当該電磁的記録を保存しなければならない。この場合において、当該電磁的記録の保存については、財務省令で定めることによるものとする。

7 適格請求書、適格簡易請求書及び適格返還請求書の記載事項その他前各項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。
(適格請求書類似書類等の交付の禁止)

二 偽りの記載をした適格請求書又は適格簡易請求書又は適格請求書発行業者が作成した適格請求書又は適格簡易請求書であると誤認されるおそれのある表示をした書類

請求書
三 第一号に掲げる書類の記載事項又は前号に掲げる書類の記載事項に係る電磁的記録
(任意組合等の組合員による適格請求書等の交付の禁止)

第五十七条の六 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項（組合契約）に規定する組合契約によつて成立する組合、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項（定義）に規定する投資事業有限責任組合若しくは有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第二条（定義）に規定する有限責任事業組合

(申告義務等の承継)
第五十九条 相続があ
続人の次に掲げる義

のつた場合には相続人は被相
務を、法人が合併した場合

する。ただし、国又は地方公共団体が特別会計を設けて行う事業のうち政令で定める特別会計を設けて行う事業については、一般会計に係る業務として行う事業とみなす。

(国 地方公共団体等に対する特例)
第六十条 国若しくは地方公共団体が一般会計に係る業務として行う事業又は国若しくは地方公共団体が特別会計を設けて行う事業について、は、当該一般会計又は特別会計ごとに一の法人が行う事業とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、国又は地方公共団体が特別会計

2
当該電磁的記録に記録された事項に係る事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額に限る。)に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
前項の規定の適用に關する事項は、政令で定める。

した金額に、これらの規定に規定する基礎となるべき税額（その税額の計算の基礎となるべき事実で当該期限後申告等の基となる当該電磁的記録に記録された事項に係るもの（隠蔽し、又は仮装された事実に係るものに限る。以下この項において「電磁的記録に記録された事項に係る事実」という。）以外のものがあるときは、

二十五条（再更正）の規定による。更正又は同法第二十五条（決定）の規定による決定（以下この項において「期限後申告等」という。）がある場合において、同法第六十八条第一項又は第二項（重加算税）の規定に該当するときは、同一条第一項及び第二項の重加算税の額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算

その他の政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)に記録された事項に関し消費税につき国税通則法第十八条第二項(期限後申告)に規定する期限後申告書若しくは同法第十九条第三項(修正申告)に規定する修正申告書の提出、同法第二十四条(更正)若しくは第二十六条(再更正)の規定による更正又は同法第

第五十九条の二 税の特例

には合併法人は被合併法人の次に掲げる義務を、それぞれ承継する。

一 第四十二条第一項、第四項若しくは第六項、第四十五条第一項又は第四十七条第一項（同条第三項の場合に限る。）の規定による申告の義務

二 前条の規定による記録及び帳簿の保存の

（電磁的記録に記録された事項に関する重加算

十二条第一項第一号に規定する仕入れに係る消費税額とみなす。

定にかかるらず。これらは規定により計算した場合における当該課税仕入れ等の税額の合計額から特定収入に係る課税仕入れ等の税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除了した残額に相当する金額とする。この場合において、当該金額は、当該課税期間における第三十二条第一項第一号に規定する仕入れに係る消

二号に掲げる消費税額（次項及び第六項において「課税標準額に対する消費税額」という。）から控除することができる課税仕入れ等の税額（第三十条第二項に規定する課税仕入れ等の税額をいう。以下この項及び次項において同じ。）の合計額は、第三十条から第三十六条までの規定による。

かつ、当該特定収入の合計額が当該課税期間における資産の譲渡等の対価の額（第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。）の合計額に当該特定収入の合計額を加算した金額に比し僅少でない場合として政令で定める場合に該当するときは、第三十七条の規定の適用を受ける場合を除き、当該課税期間の第四十五条第一項第

又は特例申告に関する決定の通知を受けた日)の属する課税期間において資産の譲渡等の対価以外の収入(政令で定める収入を除く。以下この項において「特定収入」という。)があり、

4 国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る）、別表第三に掲げる法人又は人格のない社団等（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される者を除く。）が課税仕入を行い、又は課税貨物を保税地域から引き取る場合において、当該課税仕入又は課税貨物の保税地成り立つ引

産の譲渡等、課税仕入れ及び課税貨物の保税地域からの引取りを行つた時期については、前項の規定に準じて、政令で定める。

國又は地方公共団体が行つた資産の譲渡等、課税仕入れ及び課税貨物の保税地域からの引取りは、政令で定めるところにより、その資産の譲渡等の対価を収納すべき会計年度並びにその課税仕入れ及び課税貨物の保税地域からの引取りの費用の支払をすべき会計年度の末日に行われたものとすることができる。

6 第一項の規定により一の法人が行う事業とみなされる國又は地方公共団体の一般会計に係る業務として行う事業については、第三十条から第三十九条までの規定によりその課税期間の課税標準額に対する消費税額とみなして同項の課税期間の課税標準額に対する消費税額に加算する。	7 第一項の規定により一の法人が行う事業とみなされる國又は地方公共団体の一般会計に係る業務として行う事業については、第三十条から第三十九条までの規定によりその課税期間の課税標準額に対する消費税額から控除することができる消費税額の合計額は、これらの規定にかかるわらず、当該課税標準額に対する消費税額と同額とみなす。
8 国又は地方公共団体が一般会計に係る業務として事業を行う場合には、第九条、第四十二条、第四十五条、第五十七条及び第五十八条の規定は、適用しない。	9 前各項に定めるもののほか、国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて行う事業に限る。）又は別表第三に掲げる法人のうち政令で定めるものの第四十二条第一項、第四項若しくは第六項又は第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限の特例、その他国若しくは地方公共団体、別表第三に掲げる法人又は人格のない社團等に対するこの法律の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
（財務省令への委任）	（財務省令への委任）
第六十一条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による許可若しくは承認に関する申請、担保の提供に関する手続又は書類の記載事項若しくは提出の手続その他この法律を実施するため必要な事項は、財務省令で定める。（特定資産の譲渡等を行う事業者の義務）	第六十一条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による許可若しくは承認に関する申請、担保の提供に関する手続又は書類の記載事項若しくは提出の手続その他この法律を実施するため必要な事項は、財務省令で定める。
第六十二条 特定資産の譲渡等（国内において他の者が行う特定課税仕入れに該当するものに限りある。）を行ふ事業者は、当該特定資産の譲渡等に際し、あらかじめ、当該特定課税仕入れを行なう事業者が第五条第一項の規定により消費税を納める義務がある旨を表示しなければならない。（価格の表示）	第六十二条 特定資産の譲渡等（国内において他の者が行う特定課税仕入れに該当するものに限りある。）を行ふ事業者は、当該特定資産の譲渡等に際し、あらかじめ、当該特定課税仕入れを行なう事業者が第五条第一項の規定により消費税を納める義務がある旨を表示しなければならない。（価格の表示）

4 第一項の犯罪（同項第一号に規定する保税地域から引き取られる課税貨物に対する消費税を免れ、又は免れようとしたときに係るものをして、あらかじめ、当該特定課税仕入れに該当するものに限りある。）を行ふ事業者は、当該特定資産の譲渡等に際し、あらかじめ、当該特定課税仕入れを行なう事業者が第五条第一項の規定により消費税を納める義務がある旨を表示しなければならない。	5 第一項第一号に規定する保税地域から引き取られる課税貨物に対する消費税を免れようとしたときに係るものをして、あらかじめ、当該特定課税仕入れに該当するものに限りある。）を行ふ事業者は、当該特定資産の譲渡等に際し、あらかじめ、当該特定課税仕入れを行なう事業者が第五条第一項の規定により消費税を納める義務がある旨を表示しなければならない。
6 第六十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。	7 第六十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
8 第六十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、十年以下の懲役若しくは五百万円を超え当該消費税に相当する罰金は、五百万円を超え当該消費税に相当する罰金以下とすることができる。	9 第六十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
（施行期日等）	（施行期日等）

6 第二項の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより消費税を免れた場合には、当該資産又は役務に係る消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を含めた価格を表示しなければならない。	7 第二項の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより消費税を免れた場合には、当該資産又は役務に係る消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を含めた価格を表示しなければならない。
8 第二項の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより消費税を免れた場合には、当該資産又は役務に係る消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を含めた価格を表示しなければならない。	9 第二項の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより消費税を免れた場合には、当該資産又は役務に係る消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を含めた価格を表示しなければならない。
（第六章 罰則）	（第六章 罚則）
第六十六条 法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前三条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し当該各条の罰金刑を科する。	第六十七条 法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前三条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し当該各条の罰金刑を科する。

2 第二項の規定により第六十四条第一項、第二項又は第五項の違反行為につき法人又は人に罰金十倍に相当する金額以下とすることができる。	3 第二項の規定による申告書（同項第四号に掲げる消費税額がないものを除く。）又は第四十七条第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金を科する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。
（旅客運賃等に関する経過措置）	（旅客運賃等に関する経過措置）
2 第二条 旅客運賃、映画又は演劇を催す場所への入場料金その他の不特定かつ多数の者に対する課税資産の譲渡等に係る対価で政令で定めるものを平成元年四月一日（以下「適用日」という。）前に領収している場合において、当該対価の領収に係る課税資産の譲渡等が適用日以後に行われるときは、当該課税資産の譲渡等については、消費税を課さない。	3 第二条 旅客運賃、映画又は演劇を催す場所への入場料金その他の不特定かつ多数の者に対する課税資産の譲渡等に係る対価で政令で定めるものを平成元年四月一日（以下「適用日」という。）前に領収している場合において、当該対価の領収に係る課税資産の譲渡等が適用日以後に行われるときは、当該課税資産の譲渡等については、消費税を課さない。
2 第二条 継続的に供給し、又は提供することを約する契約に基づき行う電気、ガス、水道水及び電気通信役務（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第一条第三号（定義））に規定する電気通信役務をいう。）で適用日前から継続して供給し、又は提供しているものの供給又は提	2 第二条 継続的に供給し、又は提供することを約する契約に基づき行う電気、ガス、水道水及び電気通信役務（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第一条第三号（定義））に規定する電気通信役務をいう。）で適用日前から継続して供給し、又は提供しているものの供給又は提

支払を受ける権利が確定されるもの（適用日以後初めて料金の支払を受ける権利の確定される日が同月三十日後）であるもの（以下この項において「特定継続供給等に係る課税資産の譲渡等」という。）にあつては、当該確定されたもののうち、政令で定める部分については、当該確定された料金（特定継続供給等に係る課税資産の譲渡等にあつては、当該確定された料金のうち當該政令で定める部分に対応する部分に限る。）に係る課税資産の譲渡等は、適用日前日に行われたものとみなす。

三 契約期間中に当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないことその他対価に関する契約の内容が政令で定める要件に該当していること。事業者が、施行日前に締結した役務の提供に係る契約で当該契約の性質上当該役務の提供の時期をあらかじめ定めることができないものであつて、当該役務の提供に先立つて対価の全部又は一部が分割して支払われる契約として政令で定めるものに基づき、適用日以後に当該契約に係る役務の提供を行う場合において、当該契約の内容が次に掲げる要件に該当するときは、当該役務の提供については、消費税を課さない。ただし、施行日以後において当該役務の提供の対価の額の変更が行われた場合は、この限りでない。

一 当該契約に係る役務の提供の対価の額が定められていないこと。

を受けるものを除く」と、第三十二条第一項二号イ及び同条第四項第二号イ中「課税資産の譲渡等に」とあるのは「課税資産の譲渡等(附則第三条第一項、第二項本文又は第三項本文の規定の適用を受けるものを除く。以下この号において同じ。)」にと、第三十八条第一項及び第三十九条第一項中「免除されるものを除く」とあるのは「免除されるもの及び附則第三条第一項、第二項本文又は第三項本文の規定の適用を受けるものを除く」と、第四十三条第一項及び第四十五条第一項中「免除されるもの」とともいわるのは「免除されるもの及び附則第三条第一項、第二項本文又は第三項本文の規定の適用を受けるもの」とする。

事業者が、第一項、第二項本文若しくは第二項本文の規定の適用を受けた事業者からこれとの規定の適用を受けた課税資産の譲渡等に係る課税資産の譲渡等に係る役務の提供を受けた場合には、適用日前に当該資産を譲り受け、若し

の第ニの場所に於ける課税期間の基準期間の初日から施行されていたものとして、同条第二項及び第三項の規定により計算する。

2 前項の規定により基準期間における課税売上高を計算することにつき困難な事情があるときは、第九条第二項の規定にかかるわらず、昭和六十四年一月一日から平成元年二月二十八日までの期間における課税売上高（当該期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等の対価の額（第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。）の合計額から当該期間中に行つた第九条第二項に規定する売上げに係る税抜き対価の返還等の金額の合計額を控除した残額をいう。）に六乗じて計算した金額を基準期間における課税売上高とすることができる。

事業者が、第九条第四項に規定する届出書を適用日前にその納税地を所轄する税務署長に提出した場合における同項及び同条第六項の規定の適用については、同条第四項中「届出書を」とあるのは「届出書を平成元年三月三十一日までに」と、「当該提出をした日の属する課税期間の翌課税期間（当該提出をした日の属する課税期間が事業を開始した日の属する課税期間そ

の他の政令で定める課税期間である場合には、「当該課税期間」とあるのは「平成元年四月一日の属する課税期間」と、同条第六項中「同項に規定する翌課税期間」とあるのは「平成元年四月一日の属する課税期間」とする。
（相続があつた場合の納税義務の免除の特例等の経過措置）

第六条 第十条から第十二条までの規定は、施行日の翌日以後にこれららの規定に規定する相続、合併及び分割があつた場合について適用する。

第二項から第五項までの規定の適用がある場合において、これらの規定に規定する基準期間における期間の初日が施行日前であるときは、この法律が、当該期間の初日から施行されていてものとして、これらの規定を適用する。
(割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例)

等に関する経過措置)

賦販売等について適用する。
2 第十六条の規定は、適用日以後に行われる同
条第一項に規定する資産の延払条件付販売等又

中「二を除く」とあるのは、並びに附則第三条第一項、第二項本文又は第三項本文の規定の適用

る課税売上高」という、)については、当該準期間の初日が施行日前であるときは、この辺

第一項に規定する資産の延滞条件付販売等又

(政令への委任)

第十九条 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(公益信託の特例)

第十九条の二 公益信託(公益信託ニ関スル法律(大正十一年法律第六十二号)第一条(公益信託)に規定する公益信託(法人税法第三十七条第六項(寄附金の損金不算入)に規定する特定公益信託を除く。)をいう。以下この条において同じ。)の委託者又はその相続人その他の一般承継人(以下この項において「委託者等」という。)は当該公益信託の信託財産に属する資産を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に係る資産等取引(資産の譲渡等、課税仕入れ及び課税貨物の保税地域からの引取りをいう。以下この項において同じ。)は当該委託者等の資産等取引とみなして、この法律の規定を適用する。

2 公益信託は、第十四条第一項ただし書に規定する法人課税信託に該当しないものとする。

(農業協同組合中央会の特例)

第十九条の三 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第六十三号)附則第十二条(存続都道府県中央会の農業協同組合連合会への組織変更)に規定する存続都道府県中央会から同条の規定による組織変更をした農業協同組合連合会であつて、同法附則第十八条(組織変更後の農業協同組合連合会に係る事業等に関する特例)の規定により引き続きその名称中に農業協同組合中央会という文字を用いるものは、別表第三第一号に掲げる法人とみなして、この法律の規定その他政令で定める法令の規定を適用する。

附 則 (平成元年六月二八日法律第三十九号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二年一月一日から施行する。

附 則 (平成元年六月二八日法律第五十二条) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成元年六月二八日法律第五十七号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

六号) 略

(施行期日等)

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

略

(施行期日)

第一中国民年金法目次の改正規定、同法第七条から第九条まで、第四十五条、第九十一条の二及び第一百一条の二の改正規定、同法第十章の章名の改正規定、同法第百五十五条の前に款名を付する改正規定、同法第百十九条の改正規定、同法第百二十二条の改正規定、同法第一百八十六条の次に一条及び款名を加える改正規定、同法第一百九十九条の改正規定、同法の次に四条及び款名を加える改正規定、同法第一百二十条、第百二十二条、第百二十四条及び第百二十五条の改正規定、同法第一百二十六条の次に款名を付する改正規定、同法第一百二十七条の改正規定、同法第一百二十九条から第百三十条までの改正規定、同法第一百二十九条から第百三十一条までの改正規定、同法の次に一条を加える改正規定、同法第一百三十二条及び第百三十三条の改正規定、同法第一百三十四条の改正規定、同法第一百三十六条及び第百三十七条の改正規定、同法第十章中第百三十七条の次に一節及び節名を加える改正規定、同法第一百三十八条の改正規定、同法第一百三十九条の次に一条を加える改正規定、同法第一百四十条から第百四十二条までの改正規定、同法第十章第三節中同条の次に一条を加える改正規定、「第五節罰則」を「第四節罰則」に改める改正規定、同法第一百四十三条及び第百四十五条から第百四十九条までの改正規定並びに同法附則第五条、第六条及び第八条の改正規定並びに第十四条、第五十五条第九号、第三十二条第七項及び改正後の消費税法(以下「新法」という。)を除き、改正後の消費税法(以下「新法」という。)を除く。

び第三十四条第四項の改正規定並びに附則第三条、第四条、第六条及び第十六条の規定、附則第十七条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)、附則第十八条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第二十条の規定

平成三年四月一日

附 則 (平成二年三月三〇日法律第六号) 抄
(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日等)

この法律は、平成二年十月一日から施行する。

(施行期日)

この法律は、平成三年四月一日から施行する。

(施行期日)

この法律は、平成三年十月一日から施行する。

(施行期日)

この法律は、平成三年六月二九日法律第六二号) 抄
(施行期日)

この法律は、平成二年六月二九日法律第六二号に付する改正規定、同法第一百二十九条から第百三十条までの改正規定、同法第一百三十二条及び第百三十三条の改正規定、同法第一百三十四条の改正規定、同法第一百三十六条及び第百三十七条の改正規定、同法第十章中第百三十七条の次に一節及び節名を加える改正規定、同法第一百三十八条の改正規定、同法第一百三十九条の次に一条を加える改正規定、同法第一百四十条から第百四十二条までの改正規定、同法第十章第三節中同条の次に一条を加える改正規定、「第五節罰則」を「第四節罰則」に改める改正規定、同法第一百四十三条及び第百四十五条から第百四十九条までの改正規定並びに同法附則第五条、第六条及び第八条の改正規定並びに第十四条、第五十五条第九号、第三十二条第七項及び改正後の消費税法(以下「新法」という。)を除く。

(施行期日)

この法律は、平成三年七月一日から施行する。

(施行期日)

この法律は、平成三年四月二六日法律第四六号) 抄
(施行期日)

この法律は、平成三年七月一日から施行する。

(施行期日)

この法律は、平成三年四月二六日法律第四六号に付する改正規定、同法第一百三十二条及び第百三十三条の改正規定、同法第一百三十四条の改正規定、同法第一百三十六条及び第百三十七条の改正規定、同法第十章中第百三十七条の次に一節及び節名を加える改正規定、同法第一百三十八条の改正規定、同法第一百三十九条の次に一条を加える改正規定、同法第一百四十条から第百四十二条までの改正規定、同法第十章第三節中同条の次に一条を加える改正規定、「第五節罰則」を「第四節罰則」に改める改正規定、同法第一百四十三条及び第百四十五条から第百四十九条までの改正規定並びに同法附則第五条、第六条及び第八条の改正規定並びに第十四条、第五十五条第九号、第三十二条第七項及び改正後の消費税法(以下「新法」という。)を除く。

(施行期日)

この法律は、平成三年十月一日から施行する。

(施行期日)

この法律は、平成三年五月一五日法律第七三号) 抄
(施行期日)

この法律は、平成三年十月一日から施行する。

(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び施行日前に国内において事業者が行った課税仕入れ並びに施行日前に保税地域から引き取られる外国貨物に係る消費税について適用し、施行日前に国内において事業者が行つた資産の譲渡等及び施行日前に国内において事業者が行つた課税仕入れ並びに施行日前に保税地域から引き取つた外国貨物に係る消費税については、なお従前の例による。

第三条 施行日以後に開始する消費税法第十九条に規定する課税期間(以下「課税期間」という。)に係る新法第九条第一項に規定する基準期間における課税売上高(次条第一項において「基準期間における課税売上高」という。)別表第一第七号に掲げる資産の譲渡等で政令で定めるもの及び同表第八号に掲げる資産の譲渡等に該当するもの以外の資産の譲渡等に係る部分に限る。次条において同じ。)が、当該基準期間の初日から施行されていたものとしては、新法別表第一第七号から第十三号までの規定(改正前の消費税法(以下「旧法」という。)別表第一第七号に掲げる資産の譲渡等で政令で定めるもの及び同表第八号に掲げる資産の譲渡等に該当するもの以外の資産の譲渡等に係る部分に限る。次条において同じ。)が、当該基準期間の初日から施行されていたものとして、新法別表第一第七号及び第三項の規定により計算する。

(相続があつた場合の納稅義務の免除の特例等に関する経過措置)

第四条 施行日以後に消費税法第十条第一項に規定する相続(以下この条において「相続」といいう。)同法第十二条第一項若しくは第三項に規定する合併(以下この条において「合併」といいう。)又は同法第十二条第一項に規定する分割(以下この条において「分割」といいう。)があつた場合における新法第十条第一項に規定する被相続人に係る基準期間における課税売上高、新法第十二条第一項若しくは第三項に規定する被合併法人に係る基準期間における課税売上高又は新法第十二条第一項に規定する分割親法人に係る基準期間における課税売上高については、当該基準期間の初日から施行されていたものとして、新法第十条第一項、第十一项第一項若しくは第三項又は第十二条第一項の規定を適用する。

(中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例に関する経過措置)

第十一條 新法第三十七条第一項の規定は、施行日前に開始した課税期間について適用し、施行

2 日以後に開始する課税期間については、なお従前の例による。

施行日前に提出された旧法第三十七条第一項の規定による届出書は、新法第三十七条第一項の規定による届出書とみなして、同条の規定を適用する。

(売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除に関する経過措置)

第十二條 事業者(新法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。以下この条及び次条において同じ。)が、施行日前に国内において行つた社会福祉事業等の資産の譲渡等につき、新法第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等をした場合には、当該売上げに係る対価の返還等に係る同条の規定による消費税額の控除については、なお従前の例による。

2 新法第三十八条の規定は、授産作業の資産の譲渡等に係る同条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等については、施行日以後に事業者が国内において当該授産作業の資産の譲渡等を行つた場合について適用する。

(貸倒れに係る消費税額の控除等に関する経過措置)

第十三條 事業者が、施行日前に国内において行った社会福祉事業等の資産の譲渡等に係る売掛金その他の債権につき、新法第三十九条第一項に規定する事実が生じたため、当該社会福祉事業等の資産の譲渡等の同項の税込価額の全部又は一部の領収をすることができなくなった場合には、当該領収をすることができなくなった社会福祉事業等の資産の譲渡等に係る同条の規定による消費税額の控除等については、なお従前の例による。

2 新法第三十九条の規定は、授産作業の資産の譲渡等に係る売掛け金その他の債権については、施行日前に国内において当該授産作業の資産の譲渡等を行つた場合について適用する。

(小規模事業者に係る限界控除に関する経過措置)

第十四条 新法第四十条の規定は、施行日以後に開始する課税期間について適用し、施行日前に

開始した課税期間については、なお従前の例による。

(課税資産の譲渡等についての中間申告に関する経過措置)

第十五条 新法第四十二条第一項、第四項、第六項又は第八項に規定する課税期間が施行日以後に開始する場合について適用し、当該課税期間が施行日前に開始した場合については、なお従前の例による。

(国、地方公共団体等に対する特例に関する経過措置)

第十六条 附則第七条の規定は、新法第六十条第二項の規定の適用を受ける国又は地方公共団体が施行日前に行つた次に掲げる資産の譲渡等又は仕入れについて準用する。この場合において、附則第七条中「第十八条第一項の個人事業者」とあるのは、「第六十条第二項の規定の適用を受ける国又は地方公共団体」と、「額を収入した日」とあるのは、「を収納すべき会計年度の末日」と、「額を支出した日」とあるのは、「支出をすべき会計年度の末日」と、「第三十六条まで」とあるのは、「第三十六条まで並びに第六十条第四項及び第五項」と読み替えるものとする。

一 社会福祉事業等の資産の譲渡等
二 社会福祉事業等の仕入れ
三 授産作業の資産の譲渡等

四 授産作業の仕入れ

2 新法第六十条第二項の規定の適用を受ける国又は地方公共団体が施行日前に外国貨物(新法別表第二第六号及び第七号に掲げる外国貨物に該当するものに限る。次項において同じ。)を保稅地城から引き取つた場合には、当該外国貨物につき課された又は課るべき消費税額に係る新法第三十条から第三十六条まで並びに第六十条第四項及び第五項の規定による仕入れに係る消費税額の控除等については、なお従前の例による。

3 新法第六十条第三項の規定の適用を受ける各項に規定する法人が施行日前に行つた第一項各号に掲げる資産の譲渡等又は仕入れに関する経過措置及び当該法人が施行日前に保稅地城から引き取つた外国貨物に係る仕入れに係る消費税額の控除等に関する経過措置については、前二項の規定に準じて、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第十七条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとさ

れる消費税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十八条 附則第二条から前条までに定めるものほか、新法第九条第四項の規定による届出書の提出、新法第三十三条第三項第一号の承認及び新法第三十七条第一項の規定による届出書の提出に関する経過措置その他この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成四年四月二四日法律第三四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成四年十月一日から施行する。

附 則 (平成四年五月六日法律第三九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成五年四月一日から施行する。

附 則 (平成四年六月三日法律第六七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成五年六月三日から施行する。

附 則 (平成四年六月五日法律第七三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成五年六月五日から施行する。

附 則 (平成四年六月三十日法律第六八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成四年六月二六日法律第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成五年五月二一日法律第五一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成五年五月二二日法律第五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成六年三月三一日法律第二七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成六年三月三一日法律第二七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成六年六月二九日法律第五六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成六年十月一日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成六年一二月二日法律第一〇九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成七年一月一日から施行する。

(消費税法の一部改正に伴う経過措置の原則)

第七条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第三条の規定並びに附則第七条から第二十四条まで及び第十八条の規定は、平成九年四月一日から施行する。

(消費税法の一部改正に伴う経過措置の原則)

第七条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第三条の規定による改正後の消費税法(以下「新消費税法」という。)の規定は、平成九年四月一日(以下「適用日」という。)以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び適用日以後に国内において事業者が行う課税仕入並びに適用日以後に保税地域から引き取られる外國貨物に係る消費税について適用し、適用日前に国内において事業者が行つた資産の譲渡等及び適用日前に国内において事業者が行つた課税仕入並びに適用日前に保税地域から引き取られた外國貨物に係る消費税について適用し、適用日前に国内において事業者が行つた資産の譲渡等及び適用日前に国内において事業者が行つた課税仕入並びに適用日前に保税地域から引き取られた外國貨物に係る消費税については、なお従前の例による。

(小規模事業者に係る納稅義務の免除に関する経過措置)

第八条 事業者が、適用日前に国内において行った課税資産の譲渡等(消費税法第二条第一項第九号(定義)に規定する課税資産の譲渡等をいいう。以下同じ。)につき、同項第十四号に規定する基準期間中に新消費税法第三十八条第一項(売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除)に規定する売上げに係る対価の返還等をした場合には、当該売上げに係る対価の返還等をした場合に新消費税法第九条第一項(小規模事業者に係る納稅義務の免除)、第十四条第四項(合併があつた場合の納稅義務の免除の特例)又は第十二条第二項(分割があつた場合の納稅義務の免除の特例)に規定する基準期間における課税売上高の計算については、なお従前の例による。

(基準期間がない法人の納税義務の免除の特例に関する経過措置)

第九条 新消費税法第十二条の二(基準期間がない法人の納税義務の免除の特例)の規定は、適用日以後に同条に規定する新設法人に該当することとなつた事業者について適用する。

(旅客運賃等の税率等に関する経過措置)

第十条 事業者が、旅客運賃、映画又は演劇を催す場所への入場料金その他の不特定かつ多数の者に対する課税資産の譲渡等に係る対価で政令で定めるものを適用日前に領収している場合において、当該対価の領収に係る課税資産の譲渡等を適用日以後に行うときは、当該課税資産の譲渡等に係る消費税については、第三条の規定による改正前の消費税法(以下「旧消費税法」という。)第二十九条(税率)に規定する税率による。

2 事業者が継続的に供給し、又は提供することを約する契約に基づき行う電気、ガス、水道水及び電気通信役務(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第三号(定義)に規定する電気通信役務をいう。)で適用日前から継続して供給し、又は提供しているものの供給又は提供その他の政令で定める課税資産の譲渡等で適用日から平成九年四月三十日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するもの(適用日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月三十日後であるもの(以下この項において「特定継続供給等に係る課税資産の譲渡等」という。)にあっては、当該確定したもののうち、政令で定める部分)の当該確定した料金(特定継続供給等に係る課税資産の譲渡等にあっては、当該確定した料金のうち当該政令で定める部分に対応する部分に限る。)に係る課税資産の譲渡等に係る消費税については、旧消費税法第二十九条に規定する税率による。

3 事業者が、昭和六十三年十一月三十日から平成八年十月一日(以下「指定日」という。)の前日までの間に締結した工事(製造を含む。)の請負に係る契約(これに類する政令で定める契約を含む。)に基づき、適用日以後に当該契約に係る課税資産の譲渡等(指定日以後に当該契約に係る対価の額が増額された場合には、当該増額される前の対価の額に相当する部分に限る。)に係る課税資産の譲渡等を行ふ場合には、当該契約に規定する税率による。

4 事業者が、昭和六十三年十二月三十日から指定日の前日までの間に締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、適用日前から適用日以後引き続き当該契約に係る資産の貸付けを行つている場合において、当該契約の内容が、第一号及び第二号又は第一号及び第三号に掲げる要件に該当するときは、適用日以後に行う当該資産の貸付けに係る消費税については、旧消費税法第二十九条に規定する税率による。ただし、指定日以後に当該資産の貸付けの対価の額の変更が該当するときは、適用日以後に行う当該資産の貸付けに係る消費税については、旧消費税法第二十九条に規定する税率による。

5 三 契約期間中に当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないことその他对他に係る契約の内容が政令で定める要件に該当していること。

二 事業者が事情の変更その他の理由により当該対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと。

三 契約期間中に当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないことその他对他に係る契約の内容が政令で定める要件に該当していること。

二 事業者が、昭和六十三年十二月三十日から指定日の前日までの間に締結した役務の提供に係る契約で当該契約の性質上当該役務の提供の時期をあらかじめ定めることができないものであるが、当該契約に係る役務の提供を行つて当該契約の内容が次に掲げる要件に該当するときは、当該役務の提供に係る消費税については、旧消費税法第二十九条に規定する税率による。ただし、指定日以後において当該役務の提供の対価の額の変更が行われた場合は、この限りでない。

一 当該契約に係る役務の提供の対価の額が定められていること。

二 事業者が事情の変更その他の理由により当該対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと。

二 事業者が、適用日前に行つた消費税法第十五条第一項(割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例)に規定する棚卸資産又は役務の割賦販売等につき同項の規定の適用を受けた場合において、当該割賦販売等に係る賦払金の額で適用日以後にその支払の期日が到来するものがあるときは、当該賦払金に係る部分の課税資産の譲渡等に係る消費税については、旧消費税法第二十九条(税率)に規定する税率による。

2 前条第六項の規定は、前項の規定の適用を受ける場合について準用する。

二 事業者が、適用日前に行つた消費税法第十六条第一項(延払条件付販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例)に規定する延払条件付販売等に係る資産の譲渡等に係る消費税については、新消費税法第三十八条第一項(百分の五)とあるのは

「三分の三」と、「百五分の四」とあるのは「百五分の四」とある。

のがあるときは、当該賦払金に係る部分の課税資産の譲渡等に係る消費税については、旧消費税法第二十九条(税率)に規定する税率による。

2 附則第十条第六項の規定は、前項の規定の適用を受ける場合について準用する。

(長期工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置)

第十三条 事業者が、指定日から適用日前までの間に締結した消費税法第十七条第一項(长期工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例)に規定する長期工事の請負に係る契約に基づき、適用日以後に当該契約に係る目的物の引渡しを行ふ場合において、当該長期工事に係る対価の額につき、適用日の属する年又は事業年度以前の年又は事業年度において同項に規定する工事進行基準の方法により経理した金額があり、かつ、同項の規定の適用を受けるときは、当該長期工事の目的物のうち当該長期工事の着手の日から適用日の前日までの期間に対応する部分の対価の額として政令で定めるところにより計算した金額に係る部分の課税資産の譲渡等に係る消費税については、旧消費税法第二十九条(税率)に規定する税率による。

2 附則第十条第六項の規定は、前項の規定の適用を受ける場合について準用する。

3 附則第十条第七項の規定は、事業者が、第一項の規定の適用を受けた事業者から同項の規定の適用を受けた目的物の引渡しを受けた場合(当該引渡しを受けた目的物に係る対価の額のうち同項の規定の適用を受けた金額に係る部分に限る。)について準用する。

4 事業者が、第一項の規定の適用を受けた目的物の引渡しを行つた場合には、その相手方に對し当該目的物の引渡しが同項の規定の適用を受けたものである旨及び同項の規定の適用を受けた部分に係る対価の額を書面により通知するものとする。

(小規模事業者に係る資産の譲渡等の時期等の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置)

第十四条 消費税法第十八条第一項(小規模事業者に係る資産の譲渡等の時期等の特例)の個人事業者が、適用日前に行つた課税資産の譲渡等に係る対価の額を収入した日が適用日以後であるときは、当該

法第三十八条第一項(百分の五)とあるのは

「三分の三」と、「百五分の四」とあるのは「百五分の四」とある。

2 附則第六項の規定は、前項の規定の適用を受ける場合について準用する。

二 事業者が、適用日前に行つた課税資産の譲渡等に係る消費税については、新消費税法第三十八条第一項(百分の五)とあるのは「百五分の四」とある。

2 附則第十条第六項の規定は、前項の規定の適用を受ける場合について準用する。

3 附則第十条第七項の規定は、事業者が、第一項の規定の適用を受けた事業者から同項の規定の適用を受けた目的物の引渡しを受けた場合(当該引渡しを受けた目的物に係る対価の額のうち同項の規定の適用を受けた金額に係る部分に限る。)について準用する。

4 事業者が、第一項の規定の適用を受けた目的物の引渡しを行つた場合には、その相手方に對し当該目的物の引渡しが同項の規定の適用を受けたものである旨及び同項の規定の適用を受けた部分に係る対価の額を書面により通知するものとする。

(小規模事業者に係る資産の譲渡等の時期等の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置)

課税資産の譲渡等に係る消費税については、旧消費税法第二十九条（税率）に規定する税率による。

附則第十条第六項の規定は、前項の規定の適用を受ける場合について準用する。

3 消費税法第十八条第一項の個人事業者が、適用日前に行つた課税仕入れにつき、当該課税仕入に係る費用の額を支出した日が適用日以後であるときは、当該課税仕入れに係る新消費税法第三十条から第三十六条まで（仕入れに係る消費税額の控除等）の規定による仕入れに係る消費税額の控除等については、なお従前の例による。

（仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例に関する経過措置）

第十五条 事業者が、適用日前に国内において行つた課税仕入れにつき、適用日以後に新消費税法第三十二条第一項（仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例）に規定する仕入れに係る対価の返還等を受けた場合には、当該仕入れに係る対価の返還等に係る同条の規定による仕入れに係る消費税額の控除の計算については、なお従前の例によることとする。

（納稅義務の免除を受けないこととなつた場合等の棚卸過措置）

第十六条 新消費税法第三十六条第一項（納稅義務の免除を受けないこととなつた場合等の棚卸過措置）の事業者が、適用日前において譲り受けた課税仕入れに係る消費税額の調整の事業者が、適用前に国内において譲り受けた課税仕入れに係る棚卸資産又は適用日前に保税地域から引き取った課税貨物で棚卸資産に該当するものを適用日以後有している場合には、当該課税仕入れに係る棚卸資産又は当該課税貨物で棚卸資産に該当するものに係る同項の規定による消費税額の調整については、なお従前の例による。

前項の規定は、新消費税法第三十六条第三項の個人事業者又は法人が同項の被相続人又は被合併法人の事業を承継した場合について準用する。この場合において、前項中「第三十六条第一項（納稅義務の免除を受けないこととなつた場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整）」とあるのは、「同項の被相続人又は被合併法人が

「国内」と、「保税地域」とあるのは、「同項の被相続人又は被合併法人が保税地域」と読み替えるものとする。

3 第二項の規定は、新消費税法第三十六条第五項の事業者が、新消費税法第九条第一項本文（小規模事業者に係る納稅義務の免除）の規定により消費税を納める義務が免除されることとなつた場合について準用する。

第十七条 新消費税法第三十七条第一項（中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例）の規定は、適用日以後に開始する課税期間について適用し、適用日前に開始した課税期間については、なお従前の例による。

2 適用日前に提出された旧消費税法第三十七条第一項の規定による届出書は、新消費税法第三十七条第一項の規定による届出書とみなして、同条の規定を適用する。

（売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除に関する経過措置）

第十八条 新消費税法第三十八条第一項（売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除）に規定する事業者が、適用日前に国内において行つた課税資産の譲渡等につき、適用日以後に同項に規定する売上げに係る対価の返還等をした場合には、当該売上げに係る対価の返還等に係る同条の規定による消費税額の控除については、なお従前の例によることとする。

（貸倒れに係る消費税額の控除等に関する経過措置）

第十九条 新消費税法第三十九条第一項（貸倒れに係る消費税額の控除等）に規定する事業者が、適用日前に国内において譲り受けた課税仕入れに係る棚卸資産又は適用日前に保税地域から引き取った課税貨物で棚卸資産に該当するものを適用日以後有している場合には、当該課税仕入れに規定する実歩が生じたため、適用日以後に当該課税資産の譲渡等に係る同項の税込価額の全部又は一部の領収をすることができなくなつた課税資産の譲渡等に係る同条の規定による消費税額の控除等については、なお従前の例による。

（小規模事業者等に係る限界控除に関する経過措置）

第二十条 旧消費税法第四十条第一項（小規模事業者等に係る限界控除）に規定する事業者の適用日前に開始した同項に規定する課税期間については、同条並びに旧消費税法第四十三条（仮規定期間による申告書については、新消費税法第四十三条第一項第一号及び第四十五条第一項第一号中「課税標準である金額の合計額」とあるの

国内」と、「保税地域」とあるのは、「同項の被相続人又は被合併法人が保税地域」と読み替えるものとする。

3 第二項の規定は、新消費税法第三十六条第五項の事業者が、新消費税法第九条第一項本文（小規模事業者に係る納稅義務の免除）の規定により消費税を納める義務が免除されることとなつた場合について準用する。

第十七条 新消費税法第三十七条第一項（中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例）の規定は、適用日以後に開始する課税期間について適用し、適用日前に開始した課税期間については、なお従前の例による。

2 適用日前に提出された旧消費税法第三十七条第一項の規定による届出書は、新消費税法第三十七条第一項の規定による届出書とみなして、同条の規定を適用する。

（課税資産の譲渡等についての中間申告等に関する経過措置）

第十八条 新消費税法第三十八条第一項（売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除）に規定する事業者が、適用日前に国内において行つた課税資産の譲渡等につき、適用日以後に同項に規定する売上げに係る対価の返還等をした場合には、当該売上げに係る対価の返還等に係る同条の規定による消費税額の控除については、なお従前の例によることとする。

（貸倒れに係る消費税額の控除等に関する経過措置）

第十九条 新消費税法第三十九条第一項（貸倒れに係る消費税額の控除等）に規定する事業者が、適用日前に国内において譲り受けた課税仕入れに係る棚卸資産又は適用日前に保税地域から引き取った課税貨物で棚卸資産に該当するものを適用日以後有している場合には、当該課税仕入れに規定する実歩が生じたため、適用日以後に当該課税資産の譲渡等に係る同項の税込価額の全部又は一部の領収をすることができなくなつた課税資産の譲渡等に係る同条の規定による消費税額の控除等については、なお従前の例による。

3 第二項の規定は、新消費税法第三十六条第五項の規定による仕入れに係る消費税額の控除等については、なお従前の例による。

第十八条 新消費税法第三十八条第一項（売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除）に規定する事業者が、適用日前に国内において行つた課税資産の譲渡等につき、適用日以後に同項に規定する売上げに係る対価の返還等をした場合には、当該売上げに係る対価の返還等に係る同条の規定による消費税額の控除については、なお従前の例によることとする。

（貸倒れに係る消費税額の控除等に関する経過措置）

第十九条 新消費税法第三十九条第一項（貸倒れに係る消費税額の控除等）に規定する事業者が、適用日前に国内において譲り受けた課税仕入れに係る棚卸資産又は適用日前に保税地域から引き取った課税貨物で棚卸資産に該当するものを適用日以後有している場合には、当該課税仕入れに規定する実歩が生じたため、適用日以後に当該課税資産の譲渡等に係る同項の税込価額の全部又は一部の領収をすることができなくなつた課税資産の譲渡等に係る同条の規定による消費税額の控除等については、なお従前の例による。

（貸倒れに係る消費税額の控除等に関する経過措置）

第二十条 旧消費税法第四十条第一項（小規模事業者等に係る限界控除）に規定する事業者の適用日前に開始した同項に規定する課税期間については、同条並びに旧消費税法第四十三条（仮規定期間による申告書については、新消費税法第四十三条第一項第一号及び第四十五条第一項第一号中「課税標準である金額の合計額」とあるの

決算をした場合の中間申告書の記載事項等）及び第四十五条（課税資産の譲渡等についての確定申告）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧消費税法第四十条第一項（還付を受けるための申告）の規定は、同項中「金額」とあるのは、「金額（当該金額が、十万円を十二で除しこれに当該課税期間の初日から平成九年三月三十一日までの期間の月数（以下この項において「適用日前の月数」という。）を乗じて計算した金額と八万円を十二で除しこれに当該課税期間の月数から適用日の初日から平成九年三月三十一日までの期間の月数（以下この項において「適用日前の月数」という。）を乗じて計算した金額）」とある。

3 第二項（還付を受けるための申告）の規定は、同項中「課税標準額」とあるのは、「税率の異なるごとに区分した課税標準額」とする。

4 新消費税法第四十五条第五項及び第四十六条第三項（還付を受けるための申告）の規定は、適用日以後に終了する課税期間に係るこれらの事業者の適用日前に開始し、かつ、適用日以後に終了する同項に規定する課税期間についての確定申告の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧消費税法第四十条第一項（還付を受けるための申告）の規定は、同項中「課税標準額」とあるのは、「税率の異なるごとに区分した課税標準額」とする。

（国、地方公共団体等に対する特例に関する経過措置）

第二十二条 消費税法第六十条第二項（国、地方公共団体等に対する特例）の規定の適用を受けた場合に、当該課税資産の譲渡等に係る国又は地方公共団体が、適用日前に行つた課税資産の譲渡等につき、当該課税資産の譲渡等の対価を収納すべき会計年度の末日が適用日以後であるときは、当該課税資産の譲渡等に係る消費税については、旧消費税法第二十九条（税率）に規定する税率による。

4 附則第十条第六項の規定は、前項の規定の適用を受ける場合について準用する。

3 消費税法第六十条第二項の規定の適用を受けた場合に、当該課税仕入れに係る新消費税法第三十条から第三十六条まで（仕入れに係る消費税額の控除等）並びに第六十条第四項及び第五項の規定による仕入れに係る消費税額の控除等については、なお従前の例による。

2 附則第十条第六項の規定の適用を受ける場合に、当該課税仕入れに係る消費税額の控除等については、なお従前の例による。

3 消費税法第六十条第三項の規定の適用を受けた場合に、当該課税仕入れに係る新消費税法第三十条から第三十六条まで（仕入れに係る消費税額の控除等）並びに第六十条第四項及び第五項の規定による仕入れに係る消費税額の控除等については、なお従前の例による。

4 消費税法第六十条第三項の規定の適用を受けた場合に、当該課税仕入れに係る新消費税法第三十条から第三十六条まで（仕入れに係る消費税額の控除等）並びに第六十条第四項及び第五項の規定による仕入れに係る消費税額の控除等については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第二十三条 第三条の規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる消費税に係る同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

<p>(検討)</p> <p>第二十五条 消費税の税率については、社会保障等に要する費用の財源を確保する観点、行政及び財政の改革の推進状況、租税特別措置等及び消費税に係る課税の適正化の状況、財政状況等を総合的に勘査して検討を加え、必要があると認めるときは、平成八年九月三十日までに所要の措置を講ずるものとする。</p>	<p>附 則 (平成六年一二月一六日法律第一 一七号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成七年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。</p>
	<p>附 則 (平成七年五月八日法律第八 二号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、更生保護事業法の施行の日から施行する。</p>
	<p>附 則 (平成七年五月一九日法律第九 四号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成七年七月一日から施行する。</p>
	<p>附 則 (平成八年三月三一日法律第一 四号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。</p>
	<p>附 則 (平成八年五月二九日法律第五 三号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。</p>
	<p>附 則 (平成八年六月一四日法律第八 二号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十五条から第四十二条までの規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>
	<p>附 則 (平成八年六月一四日法律第八 二号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。（消費税法の一部改正に伴う経過措置）</p>
	<p>附 則 (平成八年六月一九日法律第八 八号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。</p>

<p>附 則 (平成九年三月二六日法律第五 五号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。（その他の経過措置の政令への委任）</p>	<p>附 則 (平成九年五月二三日法律第五 九号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。（その他の経過措置の政令への委任）</p>
	<p>附 則 (平成九年五月九日法律第四 五号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中職業能力開発促進法（以下「能開法」という。）の目次、第十五条の六第一項、第十六条第一項及び第二項、第十七項、第二十五条、第五節の節名並びに第十七条の改正規定、能開法第二十七条の次に節名を付する改正規定並びに能開法第二十七条の二第二項、第九十七条の二及び第九十九条の二の改正規定、第二条の規定（雇用促進事業団法第十九条第一項第一号及び第二号の改正規定に限る。）並びに次条から附則第四条まで、附則第六条から第八条まで及び第十条から第十六条までの規定、附則第十七条の規定（昭和四十九年法律第百十六号）第六十三条第二項に規定する部分を除く。）並びに附則第十八条から第二十三条までの規定は、平成十一年四月一日から施行する。</p>
	<p>附 則 (平成九年五月九日法律第四 八号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。（消費税法の一部改正に伴う経過措置）</p>
	<p>附 則 (平成九年五月九日法律第四 八号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。</p>

<p>附 則 (平成一〇年三月三一日法律第二 四号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。（消費税法の一部改正に伴う経過措置）</p>	<p>附 則 (平成一〇年三月三一日法律第二 四号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。（消費税法の一部改正に伴う経過措置）</p>
	<p>附 則 (平成九年一二月一七日法律第一 三号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、介護保険法の施行の日から施行する。</p>
	<p>附 則 (平成九年一二月一九日法律第一 三号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。</p>
	<p>附 則 (平成九年一二月一九日法律第一 三号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。</p>

4 前項の規定の適用がある場合における新消費税法第四十三条の規定の適用については、同条第三項中「第十六条第三項」とあるのは、「第十六条第三項及び法人税法等の一部を改正する法律(平成十年法律第二十四号)附則第二十八条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第二十七条の規定による改正前の消費税法第十五条第三項」とする。

5 新消費税法第十六条の規定は、施行日以後に開始する課税期間において行われる同条第一項に規定する長期割賦販売等について適用し、施行日前に開始した課税期間において行われた旧消費税法第十六条第一項に規定する資産の延払条件付販売等又は同条第五項に規定する資産の延払条件付譲渡については、なお従前の例による。

6 新消費税法第十七条の規定は、事業者が施行日以後に締結する請負契約に係る同条第一項に規定する長期大規模工事の請負及び同条第二項に規定する工事の請負について適用し、施行日前に締結した請負契約に係る旧消費税法第十七条第一項に規定する長期工事の請負については、なお従前の例による。

附 則 (平成一〇年四月二二日法律第四二号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一〇年五月二〇日法律第六二号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一〇年六月一一日法律第六二号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一〇年九月二八日法律第一一〇号) 抄

(施行期日) 第一百五十三条 附則第二条から第一百四十六条まで、条までの規定 平成十一年七月一日(その他の経過措置の政令への委任)及び第一百八十七条(大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)第四条第七十九号の改正規定を除く)及び第一百八十八条规定並びに第二十五条の規定並びに附則第四十条、第一百四十二条、第五十九条、第一百三十六条、第一百四十三条、第一百四十七条、第一百四十九条、第一百五十八条、第一百六十四条、第一百八十七条(大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)第四条第七十九号の改正規定を除く)及び第一百八十九条から第一百九十条まで(その他の規定 平成十一年七月一日(その他の経過措置は、政令で定める。))の規定は、平成十一年十月一日から施行する。

附 則 (平成一〇年九月二八日法律第一一〇号) 抄

(施行期日) 第一百五十三条 附則第二条から第一百四十六条まで、条までの規定 平成十一年七月一日(その他の経過措置の政令への委任)及び第一百八十七条(大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)第四条第七十九号の改正規定を除く)及び第一百八十八条规定並びに第二十五条の規定並びに附則第四十条、第一百四十二条、第五十九条、第一百三十六条、第一百四十三条、第一百四十七条、第一百四十九条、第一百五十八条、第一百六十四条、第一百八十七条(大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)第四条第七十九号の改正規定を除く)及び第一百八十九条から第一百九十条まで(その他の規定 平成十一年七月一日(その他の経過措置は、政令で定める。))の規定は、平成十一年十月一日から施行する。

附 則 (平成一一年三月三一日法律第一九号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年三月三一日法律第一九号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十一年七月一日から施行する。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第七七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第七七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第七七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

2 規定する課税期間（以下この条及び附則第二十一条第一項の規定による改正前の「課税期間」という。）について、適用し、適用日前に開始した課税期間については、なお從前の例による。

適用日以後最初に開始する課税期間の直前の課税期間において第六条の規定による改正前の消費税法（以下「旧消費税法」という。）第九条第一項本文の規定の適用を受けた事業者が、該適用日以後に開始する課税期間につき新消費税法第九条第一項に規定する基準期間における課税売上高（以下この項において「基準期間における課税売上高」という。）を計算する場合において、当該基準期間の初日が施行日前であつて、かつ、当該基準期間における課税売上高を計算することにつき困難な事情があるときは、同条第二項の規定にかかわらず、平成十五年十一月一日から同年十二月三十一日までの期間における課税売上高（当該期間中に国内において行った課税資産の譲渡等の対価の額（消費税法第三十九条第二項の規定による課税売上高と同一を乗じて計算した金額を基準期間における課税売上高とすることができる。）の合計額から当該期間中に行った新消費税法第九条第二項に規定する売上げに係る税抜対価の返還等の金額の合計額を控除した残額をいう。）に四を乗じて計算した金額を基準期間における課税売上高とすることができる。

平成十五年十月一日前に提出された旧消費税法第九条第四項の規定による届出書は、新消費税法第九条第四項の規定による届出書とみなして、同条の規定を適用する。

（相続があつた場合の納稅義務の免除の特例等の経過措置）

第二十六条 新消費税法第十条から第十二条（同条第三項に規定する特定要件に係る部分を除く。）までの規定は、これらの規定に規定する相続人、合併法人、新設分割子法人、新設分割親法人又は分割承継法人の適用日以後に開始する年又は事業年度においてこれらの規定に規定する相続・合併・分割等又は吸収分割（以下この条において「相続等」という。）があつた場合について適用し、適用日前に開始した年又は事業年度において相続等があつた場合については、なお從前の例による。

（課税期間に関する経過措置）

第二十七条 新消費税法第十九条（第一項第三号の二又は第四号の二の規定による届出書に係る部分に限る。）の規定は、適用日以後に開始した場合について適用し、適用日前に開始した年又は事業年度において相続等があつた場合については、なお從前の例による。

2 平成十六年一月一日前に提出された旧消費税率による届出書を提出している事業者にあっては、これらの規定に定める期間)について適用する。

(中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例に関する経過措置)

第二十八条 新消費税法第三十七条第一項の規定は、適用日以後に開始する課税期間について適用し、適用日前に開始した課税期間については、なお從前の例による。

2 適用日前に提出された旧消費税法第三十七条第一項の規定による届出書は、新消費税法第三十七条第一項の規定による届出書とみなして、同条の規定を適用する。

(課税資産の譲渡等についての中間申告に関する経過措置)

第二十九条 新消費税法第四十二条及び第四十三条の規定は、新消費税法第四十二条第一項、第四項又は第六項に規定する課税期間が適用日以後に開始する場合について適用し、旧消費税法第四十二条第一項、第四項、第六項又は第八項に規定する課税期間が適用日前に開始した場合については、なお從前の例による。

(小規模事業者の納稅義務の免除が適用されなくなった場合等の届出に関する経過措置)

第三十条 新消費税法第五十七条第一項第一号及び第二号の規定は、これらの規定に規定する課税期間が適用日以後に開始する場合について適用し、当該課税期間が適用日前に開始した場合については、なお從前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三十一条 第六条の規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお從前の例によることとされる消費税に係る同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

(政令の委任)

第一百三十六条 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一五年五月一六日法律第四百二十九条)
三号 抄
(施行期日)

二十九条から第三十六条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

六 年 四 月 一 日 か ら 施 行 す る。

附 則 (平成一五年六月一八日法律第九号) 抄

(施行期日)

第一 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十一条、第十五条から第十八条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

六 年 四 月 一 日 か ら 施 行 す る。

附 則 (平成一五年六月一八日法律第九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十五条から第十七条まで、第十九条及び第二十条の規定は、平成十六年四月一日から施行する。

六 年 四 月 一 日 か ら 施 行 す る。

附 則 (平成一五年六月一〇日法律第一〇〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年七月一日から施行する。

附 則 (平成一五年七月一六日法律第一七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(その他の経過措置の政令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

政 令 で 定 め る。

附 則 (平成一五年七月一六日法律第一九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、地方独立行政法人法(平成十五年法律第二百八十八号)の施行の日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

十二条、第六十五条、第六十八条から第七十七条まで、第七十二条から第七十七条まで、第七十九条、第八十一条、第八十三条、第八十四条から第九十条まで、第九十二条、第九十三条、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第一百条まで、第一百五十五条、第一百八条、第一百零二条、第一百三十三条及び第一百五十五条の規定 平成十八年十月一日

三 附則第六十三条、第六十六条、第九十七条及び第一百十一条の規定 平成二十四年四月一日

(罰則の適用に関する経過措置)
第一百二十一条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にしての行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第一百二十二条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一八年三月三日法律第一〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

四 次に掲げる規定 平成十八年十月一日
イからニまで 略

ホ 第六条中消費税法第十六条第二項の改正規定

(分割等があつた場合の納稅義務の免除の特例の経過措置)
第六十二条 第六条の規定による改正後の消費税法(次条において「新消費税法」という。)第十二条第三項及び第四項の規定は、これらの規定に規定する基準期間の末日が施行日以後に到来する場合について適用し、施行日前に当該基準期間の末日が到来した場合については、なお従前の例による。

(災害等があつた場合の中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例の届出に関する特例の経過措置)
第六十三条 新消費税法第三十七条の二の規定は、同条第一項又は第六項に規定する災害その他やむを得ない理由のやんだ日が施行日以後に

到来する場合における当該灾害その他をも得ない理由の生じた日の属する同条第一項に規定する選択被災課税期間又は同条第六項に規定する不適用被災課税期間から適用する。
(罰則に関する経過措置)

第二百十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。(その他の経過措置の政令への委任)

第二百十二条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一八年六月二一日法律第八〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年六月二一日法律第八三号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第十条並びに附則第四条、第三十三条から第三十六条まで、第五十二条第一項及び第二項、第三十五条、第一百二十四条並びに第一百三十九条から第一百三十三条までの規定 公布の日二及び三 略

四 第三条、第七条、第十三条、第十六条、第十九条及び第二十四条並びに附則第二条第二項、第三十七条から第三十九条まで、第四十二条、第四十二条、第四十四条、第五十七条、第六十六条、第七十五条、第七十六条、第七十八条、第七十九条、第八十一条、第八十四条、第八十五条、第八十七条、第八十九条、第九十三条から第九十五条まで、第九十七条から第一百条まで、第一百三条、第一百九条、第一百四十四条、第一百七十七条、第一百二十条、第一百二十三条、第一百二十六条、第一百二十八条及び第一百三十条の規定 平成二十一年四月一日

五 第四条、第八条及び第二十五条並びに附則第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第二项、第十九条から第三十一条まで、第八十八

(罰則にに関する経過措置)
第一百三十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。)の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為並びにこの法律の施行後前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する法律の規定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(処分、手続等に関する経過措置)

第一百三十二条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の附則に別段の定めがあるものとみなす。

この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相当の規定により手續がされていないものとみなして、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。(その他の経過措置の政令への委任)

第一百三十三条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一八年一二月二二日法律第六
一一八号) 抄
(施行期日)
号) 抄
第一
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

六 次に掲げる規定 平成二十年四月一日

イ及びロ 略

ハ 第六条中消費税法第十六条の改正規定
七 次に掲げる規定 信託法（平成十八年法律
第一百八号）の施行の日
イからホまで 略

ヘ 第六条中消費税法第九条第四項の改正規定
定、同法第十四条及び第十五条の改正規定
定、同法附則第十九条の次に一条を加える
改正規定、同法別表第一第三号の改正規定
並びに同法別表第三第一号の表の改正規定
(国民年金基金及び国民年金基金連合会の
項を次のように改める部分に限る。)並びに
に附則第五十二条の規定及び附則第一百五十一
四条中株式等の取引に係る決済の合理化を
図るための社債等の振替に関する法律等の
一部を改正する法律附則第一百四条の改正
規定

八 次に掲げる規定 証券取引法等の一部を改
正する法律（平成十八年法律第六十五号）の
施行の日
イからハまで 略

ニ 第六条中消費税法別表第一第二号の改正
規定及び同法別表第三第一号の表の改正規
定（証券業協会の項を削り、投資者保護基
金の項を次のように改める部分及び農業共
済組合及び農業共済組合連合会の項の前
次のように加える部分に限る。）

九 次に掲げる規定 貸金業の規制等に関する
法律等の一部を改正する法律（平成十八年法
律第一百五号）の施行の日
イ及びロ 略

ハ 第六条中消費税法別表第三第一号の表の
改正規定（沖縄振興開発金融公庫の項の次
に次のように加える部分に限る。）

（消費税法の一部改正に伴う経過措置）

第五十二条 第六条の規定（附則第一条第七号へ
に掲げる改正規定に限る。）による改正後の消
費税法の規定は、信託法施行日以後に効力が生
ずる信託（遺言によつてされた信託にあつては
信託法施行日以後に遺言がされたものに限り
新法信託を含む。）について適用し、信託法施
行日前に効力が生じた信託（遺言によつてされ
た信託にあつては信託法施行日前に遺言がされ
たものを含み、新法信託を除く。）については、
なお従前の例による。

する経過措置工事及び附則第十九条第二項に規定する経過措置工事をいう。以下この項において同じ。)を除く。)について適用し、事業者が施行日前に開始した課税期間において着手した第六条の規定による改正前の消費税法第十七条第二項に規定する工事(経過措置工事を含む)については、なお従前の例による。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下この項において「整備法」という。)第二条第一項に規定する旧有限責任中間法人で整備法第三条第一項本文の規定の適用を受けるもの及び整備法第二十五条第二項に規定する特例無限責任中間法人は新消費税法別表第三一号の表に掲げる一般社団法人に、整備法第四十二条第二項に規定する特例民法法人は新消費税法別表第三一号の表に掲げる一般社団法人又は一般財団法人に、それぞれ該当するものとする。

(罰則に関する経過措置)

第一百十九条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この項において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(この法律の公布の日が平成二十年四月一日後となる場合における経過措置)

第一百九条の二 この法律の公布の日が平成二十年四月一日後となる場合におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に関する必要な事項(この附則の規定の読み替えを含む)その他のこの法律の円滑な施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。(その他の経過措置の政令への委任)

第一百二十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二一年三月三一日法律第九

(施行期日) **抄**

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二一年三月三一日法律第一〇号)

(施行期日) **抄**

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (平成二三年三月三一日法律第六

(四号) **抄**

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

(四号) **抄**

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (平成二三年三月三一日法律第六

(四号) **抄**

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

(四号) **抄**

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。(その他の経過措置の政令への委任)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。(罰則に関する経過措置)

第一百四十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二三年五月一日法律第四

(七号) **抄**

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(七号) **抄**

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。(その他の経過措置の政令への委任)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。(罰則に関する経過措置)

第一百四十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二三年五月一日法律第四

(七号) **抄**

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(七号) **抄**

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。(その他の経過措置の政令への委任)

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成二三年五月二七日法律第五

(二号) **抄**

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。

(二号) **抄**

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、存続共済会は、消費税法その他の消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三号に掲げる法人とみなす。

附 則 (平成二三年六月二二日法律第七

(二号) **抄**

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。

(二号) **抄**

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条（老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三を第四章の二とする改正規定及び同法第四十条第一号の改正規定（第二十八条の十二第一項若しくは「一を削る部分に限る。」に限る。）、第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条、第十一条、第十五条、第二十二条、第四十一条、第四十七条（東日本大震災による改正規定並びに同法附則第十四条の改正規定に限る。）及び第五十条から第五十二条までの規定（公布の日（検討））

二 第六条中消費税法第九条の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三を第四章の二とする改正規定及び同法第四十条第一号の改正規定（第二十八条の十二第一項若しくは「一を削る部分に限る。」に限る。）、第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条、第十一条、第十五条、第二十二条、第四十一条、第四十七条（東日本大震災による改正規定並びに同法附則第十四条の改正規定に限る。）に對するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）附則第一条ただし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四条の改正規定に限る。）及び第五十条から第五十二条までの規定（公布の日（検討））

三 次に掲げる規定 平成二十四年一月一日

イからハまで 略

二 第六条中消費税法第九条の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三の次に一条を加える改正規定、同法第十一条の改正規定、同法第十二条の改正規定、同法第十二条の改正規定、同法第十二条の改正規定及び同法第十三条の改正規定並びに同法第五十七条第一項第一号の改正規定並びに附則第二十二条（第三項を除く。）の規定

四 第六条中消費税法第三十条の改正規定及び附則第二十二条第三項の規定 平成二十四年四月一日（消費税法の一部改正に伴う経過措置）

五 第六条中消費税法第三十条の改正規定及び附則第二十二条第三項の規定 平成二十四年四月一日（消費税法の一部改正に伴う経過措置）

六 第六条中消費税法第三十条の改正規定及び附則第二十二条第三項の規定 平成二十四年四月一日（消費税法の一部改正に伴う経過措置）

費税法第五十四条又は第五十五条の規定による還付金に係る還付加算金については、なお従前の例による。

第九十二条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。

（その他の経過措置の政令への委任）

第九十三条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二三年八月一〇日法律第九号）抄

費税法（次項及び附則第三十九条において「旧消費税法」という。）第五十六条に規定する更正の請求については、なお従前の例による。

二 平成二十四年十二月三十一日以前に旧消費税法第六十二条第一項第一号に掲げる者又は同条第三項に規定する課税貨物を保税地域から引き取る者に対して行つた同条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第三項の規定による質問又は検査（同日後引き続き行われる調査（同日以前にこれらの方に對して当該調査に係る同条第一項又は第三項の規定による質問又は検査を行つていたものに限る。以下この項において「経過措置調査」という。）に係るもの）を含む。）及び同条第一項第二号に掲げる者又は同条第三項に規定する金銭の支払若しくは資産の譲渡等をする義務があると認められる者若しくは金銭の支払若しくは資産の譲渡等を受ける権利があると認められる者に對して同日以前に行つた同条第一項又は第三項の規定による質問又は検査（当該経過措置調査に係るもの）を含む。）については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第一百四条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（この法律の公布の日が平成二十三年四月一日以後となる場合における経過措置）

附 則（平成二三年二月一日法律第一四号）抄

2

二 平成二十四年十二月三十一日以前に旧消費税法第六十二条第一項第一号に掲げる者又は同条第三項に規定する課税貨物を保税地域から引き

取る者に對して行つた同条第一項（同条第二項

において準用する場合を含む。以下この項にお

いて同じ。）又は第三項の規定による質問又は

検査（同日後引き続き行われる調査（同日以前にこれらの方に對して当該調査に係る同条第一項又は第三項の規定による質問又は検査を行つていたものに限る。以下この項において「経過措置調査」という。）に係るもの）を含む。）及び同条第一項第二号に掲げる者又は同条第三項に規定する金銭の支払若しくは資産の譲渡等をする義務があると認められる者若しくは金銭の支払若しくは資産の譲渡等を受ける権利があると認められる者に對して同日以前に行つた同条第一項又は第三項の規定による質問又は検査（当該経過措置調査に係るもの）を含む。）については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第一百四条の二 この法律の公布の日が平成二十四年四月一日後となる場合におけるこの法律によ

る改正後のそれぞれの法律の規定の適用に関し

必要な事項（この附則の規定の読み替えを含む。）その他のこの法律の円滑な施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（その他の経過措置の政令への委任）

第一百五条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（納稅環境の整備に向けた検討）

第一百六条 政府は、国税に関する納稅者の利益の保護に資するとともに、稅務行政の適正かつ円滑な運営を確保する観点から、納稅環境の整備に向け、引き続き検討を行うものとする。

3

二 第六条中消費税法第六十四条の改正規定及び同法第六十七条第二項の改正規定

三 次に掲げる規定 平成二十四年一月一日

本 第六条中消費税法第六十四条の改正規

定、同法第六十五条第三号の改正規定及び

同法第六十七条第二項の改正規定

イからニまで 略

二 第六条中消費税法第六十四条の改正規定及び同法第六十七条第二項の改正規定

三 次に掲げる規定 平成二十四年一月一日

本 第六条中消費税法第六十四条の改正規

定、同法第六十五条第三号の改正規定及び

同法第六十七条第二項の改正規定

イからニまで 略

二 第六条中消費税法第六十四条の改正規

定、同法第六十五条第三号の改正規定及び

同法第六十七条第二項の改正規定

イからニまで 略

二 第六条中消費税法第六十四条の改正規

定、同法第六十五条第三号の改正規定及び

同法第六十七条第二項の改正規定

本 第六条中消費税法第六十四条の改正規

定、同法第六十五条第三号の改正規定及び

同法第六十七条第二項の改正規定

4

二 第六条中消費税法第三十条の規定は、平成二十四年四月一日以後に開始する課税期間（消費税法第十九条に規定する課税期間をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に開始した課税期間については、なお従前の例によること。

三 新消費税法第五十四条及び第五十五条の規定は、平成二十四年四月一日以後に規定する課税期間（消費税法第十九条に規定する課税期間をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に開始した課税期間については、なお従前の例によること。

四 新消費税法第五十四条及び第五十五条の規定は、平成二十四年四月一日以後に支払決定又は充當をするこれらの規定による還付金に係る還付加算金について適用する。ただし、当該還付加算金の全部又は一部で、同日前の期間に対応するものの計算については、なお従前の例によること。

五 平成二十四年十二月三十一日以前に支払決定又は充當をした第六条の規定による改正前の消

費税についての第六条の規定による改正前の消

附 則 (平成二四年五月八日法律第三〇)

(施行期日) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条の規定(郵政民営化法目次中「第六章 郵便事業株式会社」第一節 設立等(第七十条・第七十二条)」を除く)に規定する郵便事業株式会社法等の特例(第七十三条・第七十四条)、第三節 移行期間中の業務に関する特例等(第七十五条)を第七章「第七章 郵便局株式会社」の「第六章 削除」に改める改正規定、同法第十九条第一項第一号及び第二号、第二十六条第六十一条第一号並びに第六章の改正規定、同法中「第七章 郵便局株式会社」を「第七章 日本郵便株式会社」に改める改正規定、同法第七十九条第三項第二号及び第八十三条第一項の改正規定、同法第九十条から第九十三条までの改正規定、同法第一百五条第一項、同項第二号及び第一百十条第一項第二号の改正規定、同法第一百十条の次に一条を加える改正規定、同法第一百三十五条第一項、同項第二号及び第一百三十八条第二項第四号の改正規定、同法第一百三十八条の次に一条を加える改正規定、同法第十一章に一節を加える改正規定、同法第一百七十六条の五に係る部分に限る)、同法第一百八十条第一項第一号及び第二号並びに第一百九十六条の改正規定(第十二号を削る部分を除く)並びに同法附則第二条第二号の改正規定を除く)、第二条のうち日本郵政株式会社附則第二条及び第三条の改正規定、第五条(第一号に係る部分に限る)の規定、次の規定を除く)、附則第四条、第六条、第十条、第十四条及び第十七条の規定(郵便局の運送、郵便物の輸送、郵便物の輸出等に関する法律(平成十七年法律第二百二号)附則第二条第一項、第四十九条、第五十五条及び第七十九条第二項の改正規定、附則第三十八条の規定(郵便局の運送、郵便物の輸送、郵便物の輸出等に関する法律(平成十七年法律第二百二号)附則第二条第一項、第四十九条、第五十五条及び第七十九条第二項の改正規定、附則第四十五条中総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第三条及び第四条第七十九号の改正規定並びに附則第四十六条及び第十七条の規定は、公布の日から施行する。(罰則に関する経過措置)

第四十六条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定にあっては、当該規定)の施行前に規定する規定にあっては、当該規定)の施行前に規

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条の規定(郵政民営化法目次中「第六章 郵便事業株式会社」第一節 設立等(第七十条・第七十二条)」を除く)に規定する郵便事業株式会社法等の特例(第七十三条・第七十四条)、第三節 移行期間中の業務に関する特例等(第七十五条)を第七章「第七章 郵便局株式会社」の「第六章 削除」に改める改正規定、同法第十九条第一項第一号及び第二号、第二十六条第六十一条第一号並びに第六章の改正規定、同法中「第七章 郵便局株式会社」を「第七章 日本郵便株式会社」に改める改正規定、同法第七十九条第三項第二号及び第八十三条第一項の改正規定、同法第九十条から第九十三条までの改正規定、同法第一百五条第一項、同項第二号及び第一百十条第一項第二号の改正規定、同法第一百十条の次に一条を加える改正規定、同法第一百三十五条第一項、同項第二号及び第一百三十八条第二項第四号の改正規定、同法第一百三十八条の次に一条を加える改正規定、同法第十一章に一節を加える改正規定、同法第一百七十六条の五に係る部分に限る)、同法第一百八十条第一項第一号及び第二号並びに第一百九十六条の改正規定(第十二号を削る部分を除く)並びに同法附則第二条第二号の改正規定を除く)、第二条のうち日本郵政株式会社附則第二条及び第三条の改正規定、第五条(第一号に係る部分に限る)の規定、次の規定を除く)、附則第四条、第六条、第十条、第十四条及び第十七条の規定(郵便局の運送、郵便物の輸送、郵便物の輸出等に関する法律(平成十七年法律第二百二号)附則第二条第一項、第四十九条、第五十五条及び第七十九条第二項の改正規定、附則第四十五条中総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第三条及び第四条第七十九号の改正規定並びに附則第四十六条及び第十七条の規定は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条の規定(郵政民営化法目次中「第六章 郵便事業株式会社」第一節 設立等(第七十条・第七十二条)」を除く)に規定する郵便事業株式会社法等の特例(第七十三条・第七十四条)、第三節 移行期間中の業務に関する特例等(第七十五条)を第七章「第七章 郵便局株式会社」の「第六章 削除」に改める改正規定、同法第十九条第一項第一号及び第二号、第二十六条第六十一条第一号並びに第六章の改正規定、同法中「第七章 郵便局株式会社」を「第七章 日本郵便株式会社」に改める改正規定、同法第七十九条第三項第二号及び第八十三条第一項の改正規定、同法第九十条から第九十三条までの改正規定、同法第一百五条第一項、同項第二号及び第一百十条第一項第二号の改正規定、同法第一百十条の次に一条を加える改正規定、同法第一百三十五条第一項、同項第二号及び第一百三十八条第二項第四号の改正規定、同法第一百三十八条の次に一条を加える改正規定、同法第十一章に一節を加える改正規定、同法第一百七十六条の五に係る部分に限る)、同法第一百八十条第一項第一号及び第二号並びに第一百九十六条の改正規定(第十二号を削る部分を除く)並びに同法附則第二条第二号の改正規定を除く)、第二条のうち日本郵政株式会社附則第二条及び第三条の改正規定、第五条(第一号に係る部分に限る)の規定、次の規定を除く)、附則第四条、第六条、第十条、第十四条及び第十七条の規定(郵便局の運送、郵便物の輸送、郵便物の輸出等に関する法律(平成十七年法律第二百二号)附則第二条第一項、第四十九条、第五十五条及び第七十九条第二項の改正規定、附則第四十五条中総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第三条及び第四条第七十九号の改正規定並びに附則第四十六条及び第十七条の規定は、公布の日から施行する。

第二条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
第一条 収入並びに税金の支拂を受けた権利が確定するもの(施行日前に国内において行つた課税貨物に係る消費税については、なお従前の例による。)は、政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
第二条 第二条、第四条、第六条及び第八条並びに八号(以下「八号」という)にあつては、当該確定したもののうち、政令で定める部分の当該確定した料金(特定継続供給等に係る課税資産の譲渡等にあつては、当該確定した料金のうち当該政令で定める部分に対応する部分に限る)に係る課税資産の譲渡等に係る消費税については、旧消費税法第二十九条に規定する税率による。
第三条 事業者が、施行日前に国内において行つた課税資産の譲渡等(消費税法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をい)につき、附則第十六条の二までにおいて同じ)につき、同項第十四条に規定する基準期間若しくは同法第十九条の二第四項に規定する特定期間又は同法第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等をした場合には、当該売上げに係る対価の返還等に係る消費税法第九条第一項、第十一条第四項若しくは第十二条第三項に規定する基準期間における課税売上高、同法第九条の二第二項に規定する特定期間における課税売上高又は同法第三十条第二項に規定する課税期間における課税売上高の計算については、なお従前の例による。
第四条 事業者が、平成八年十月一日から平成二十五年十月一日(以下この項から第五項まで及び附則第七条第一項において「指定日」という)の前日までの間に締結した工事(製造を含む)の請負に係る契約(これに類する政令で定める契約を含む)に基づき、施行日以後に当該契約に係る課税資産の譲渡等を行った場合には、当該増額された前日の対価の額が増額された場合には、当該増額された前日の対価の額に相当する部分に限る)に係る消費税については、旧消費税法第二十九条に規定する税率による。
第五条 事業者が、平成八年十月一日から指定日の前日以後に設立される同条第一項に規定する新規設立法人で、同項に規定する特定新規設立法人に該当することとなるものについて適用する。
第六条 新消費税法第十二条の三の規定は、施行日以後に設立される同条第一項に規定する新規設立法人で、同項に規定する特定新規設立法人に該当することとなるものについて適用する。
第七条 事業者が、旅客運賃等の税率等に関する経過措置)に該当することとなるものについて適用する。
第八条 事業者が、旅客運賃、映画又は演劇を催す場所への入場料金その他の不特定かつ多数の者に対する課税資産の譲渡等に係る対価で政令で定めるものを施行日前に領収している場合において、当該契約に係る資産の貸付けを行っている場合において、当該契約の内容が、第一号及び第二号又は第一号及び第三号に掲げる要件に該当するときは、施行日以後に行う当該資産の貸付けに係る消費税については、旧消費税法第二十九条に規定する税率による。ただし、指定日以後に該資産の貸付けの対価の額が変更が行われた場合には、当該変更における当該資産の貸付けについては、この限りない。
第九条 事業者が、平成八年十月一日から指定日の前日までの間に締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、施行日前から施行日以後引き続き当該契約に係る資産の貸付けを行っている場合において、当該契約の内容が、第一号及び第二号又は第一号及び第三号に掲げる要件に該当するときは、施行日以後に行う当該資産の貸付けに係る消費税については、旧消費税法第二十九条に規定する税率による。ただし、指定日以後に該資産の貸付けの対価の額が変更が行われた場合には、当該変更における当該資産の貸付けについては、この限りない。
第十条 事業者が、(同項第八号に規定する資産の譲渡等をいう。以下この条及び附則第十五条において同じ)及び施行日以後に国内において同一の事業者が同一の事業者であると認定する場合において、当該対価の額の変更が行われた場合には、当該変更における当該資産の貸付けについては、この限りない。
第十一条 事業者が、(同項第八号に規定する保税地域をいう。以下この条及び附則第十六条までにおいて同じ)から引き取る場合において同じ)に規定する税率による。
第十二条 事業者が、(同項第八号に規定する資産の譲渡等をいう。以下この条及び附則第十五条において同じ)及び施行日以後に国内において同一の事業者が同一の事業者であると認定する場合において、当該対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと。
第十三条 契約期間中に当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがあること。

られる課税貨物(同項第十一号に規定する課税貨物をいう。)で施行日前から継続して供給し、又は提供しているもの供給又は提供その他の政令で定める課税資産の譲渡等で施行後にして行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二条 この法律は、施行前に定めるものほか、この他の経過措置の政令への委任)は、政令で定める日から施行する。ただし、第一条の規定(郵政民営化法目次中「第六章 郵便事業株式会社」第一節 設立等(第七十条・第七十二条)」を除く)に規定する郵便事業株式会社法等の特例(第七十三条・第七十四条)、第三節 移行期間中の業務に関する特例等(第七十五条)を第七章「第七章 郵便局株式会社」の「第六章 削除」に改める改正規定、同法第十九条第一項第一号及び第二号、第二十六条第六十一条第一号並びに第六章の改正規定、同法中「第七章 郵便局株式会社」を「第七章 日本郵便株式会社」に改める改正規定、同法第七十九条第三項第二号及び第八十三条第一項の改正規定、同法第九十条から第九十三条までの改正規定、同法第一百五条第一項、同項第二号及び第一百十条第一項第二号の改正規定、同法第一百十条の次に一条を加える改正規定、同法第一百三十五条第一項、同項第二号及び第一百三十八条第二項第四号の改正規定、同法第一百三十八条の次に一条を加える改正規定、同法第十一章に一節を加える改正規定、同法第一百七十六条の五に係る部分に限る)、同法第一百八十条第一項第一号及び第二号並びに第一百九十六条の改正規定(第十二号を削る部分を除く)並びに同法附則第二条第二号の改正規定を除く)、第二条のうち日本郵政株式会社附則第二条及び第三条の改正規定、第五条(第一号に係る部分に限る)の規定、次の規定を除く)、附則第四条、第六条、第十条、第十四条及び第十七条の規定(郵便局の運送、郵便物の輸送、郵便物の輸出等に関する法律(平成十七年法律第二百二号)附則第二条第一項、第四十九条、第五十五条及び第七十九条第二項の改正規定、附則第四十五条中総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第三条及び第四条第七十九号の改正規定並びに附則第四十六条及び第十七条の規定は、公布の日から施行する。

めがないことその他の対価に関する契約の内容が政令で定める要件に該当していること。
事業者が、平成八年十月一日から指定日の前日までの間に締結した役務の提供に係る契約で当該契約の性質上当該役務の提供の時期をあらかじめ定めることができないものであって、当該役務の提供に先立つて対価の全部又は一部が分割して支払われる契約として政令で定めるものに基づき、施行日以後に当該契約に係る役務の提供を行う場合において、当該契約の内容が次に掲げる要件に該当するときは、当該役務の提供に係る消費税については、旧消費税法第二十九条に規定する税率による。ただし、指定日以後において当該役務の提供の対価の額の変更が行われた場合は、この限りでない。

二 事業者が事情の変更その他の理由により当該対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと。

6 第一項から第三項まで、第四項本文又は前項本文の規定の適用を受ける課税資産の譲渡等に係る新消費税法第三十八条第一項及び第三十九条第一項の規定の適用については、新消費税法第三十八条第一項中「百分の八」とあるのは「百分の五」と、「百分の六・三」とあるのは「百分の四」と、新消費税法第三十九条第一項中「百八分の六・三」とあるのは「百五分の四」とする。

7 事業者が、第一項から第三項まで、第四項本文又は第五項本文の規定の適用を受けた事業者からこれらの規定の適用を受けた課税資産の譲渡等に係る資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は当該課税資産の譲渡等に係る役務の提供を受けた場合における新消費税法第三十条第一項、第三十二条第一項及び第三十六条第一項の規定の適用については、これらの方の規定については、「これらの規定中「百分の六・三」とあるのは、「百分の四」とあるのは、「百五分の四」とする。

8 事業者が、第一項に規定する長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置

同項の規定の適用を受けた場合において、当該長期割賦販売等に係る賦払金の額で施行日以後にその支払の期日が到来するものがあるときは、当該賦払金に係る部分の課税資産の譲渡等に係る消費税については、旧消費税法第二十九条に規定する税率による。

2 前条第六項の規定は、前項の規定の適用を受ける場合について準用する。

(工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置)

第七条 事業者が、指定日から施行日の前日までの間に締結した消費税法第十七条第一項に規定する長期大規模工事(以下この項において「長期大規模工事」という)又は同条第二項に規定する工事(以下この項において「工事」という)の請負に係る契約に基づき、施行日以後に当該契約に係る目的物の引渡しを行なう場合において、当該長期大規模工事又は工事に係る対価の額につき、施行日の属する年又は事業年度以前の年又は事業年度においてこれらの規定の適用を受けるときは、当該長期大規模工事又は工事の目的物のうち当該長期大規模工事又は工事の着手の日から施行日の前日までの期間に応する部分の対価の額として政令で定めるところにより計算した金額に係る部分の課税資産の譲渡等に係る消費税については、旧消費税法第二十九条に規定する税率による。

2 附則第五条第六項の規定は、前項の規定の適用を受ける場合について準用する。

(当該引渡しを受けた目的物に係る対価の額のうち同項の規定の適用を受けた金額に係る部分に限る)について準用する。

4 事業者が、第一項の規定の適用を受けた目的物の引渡しを行なった場合には、その相手方に對し当該目的物の引渡しが同項の規定の適用を受けたものである旨及び同項の規定の適用を受けた部分に係る対価の額を書面により通知するものとする。

(小規模事業者に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置)

第九条 事業者が、施行日前に国内において行った課税仕入れにつき、施行日以後に新消費税法第三十二条第一項に規定する仕入れに係る対価の返還等を受けた場合には、当該仕入れに係る対価の返還等に係る同条の規定による仕入れに係る消費税額の控除の計算については、なお従前の例による。

(納稅義務の免除を受けないこととなつた場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整に関する経過措置)

第十条 新消費税法第三十六条第一項の事業者が、施行日前に国内において譲り受けた課税仕入れに係る棚卸資産又は施行日前に保税地域から引き取った課税貨物で棚卸資産に該当するものを施行日以後に有している場合には、当該課税仕入れに係る棚卸資産又は当該課税貨物で棚卸資産に該当するものに係る同項の規定による消費税額の調整については、なお従前の例による。

(課税資産の譲渡等についての中間申告等に関する経過措置)

第十三条 新消費税法第四十二条第八項の規定は、同項に規定する六月中間申告対象期間に係る課税期間(消費税法第十九条に規定する課税期間をいう。次項及び附則第十六条第一項において同じ)が施行日以後に開始するものについて適用する。

2 施行日以後に終了する課税期間(みななし課税期間)に該当する場合における当該中間申告対象期間とみなされる場合における当該中間申告対象期間をいう。附則第十六条第一項において同じ。)にあっては、その末日が施行日以後である当該みなし課税期間。以下この項において同じ。)において附則第二条から前条まで及び次条の規定により旧消費税法第二十九条に規定する税率が適用される課税資産の譲渡等が行われた場合における当該課税期間に係る消費税法第四十二条第一項、第四項又は第六項の規定による申告書で同法第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載したもの及び同法第四十五条第一項の規定による申告書については、同法第四十三条规定第一号及び第四十五条第一項第一号中

き、当該課税資産の譲渡等に係る対価の額を收取した日が施行日以後であるときは、当該課税資産の譲渡等に係る消費税については、旧消費税法第二十九条に規定する税率による。

(売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除に関する経過措置)

第十四条 新消費税法第三十八条第一項に規定する事業者が、施行日前に国内において行った課税資産の譲渡等につき、施行日以後に同項に規定する売上げに係る対価の返還等をした場合は、当該売上げに係る対価の返還等に係る同条の規定による消費税額の控除については、なお従前の例による。

(貸倒れに係る消費税額の控除等に関する経過措置)

第十五条 新消費税法第三十九条第一項に規定する事業者が、施行日前に国内において行った課税資産の譲渡等に係る売掛金その他の債権につき、同項に規定する事実が生じたため、施行日以後に当該課税資産の譲渡等の同項の税込価額の全部又は一部の領収をすることができなくなつた場合には、当該領収をすることができなくなった課税資産の譲渡等に係る同条の規定による消費税額の控除等については、なお従前の例による。

(貸倒れに係る消費税額の控除等に関する経過措置)

「課税標準である金額の合計額」とあるのは、「税率の異なることに区分した課税標準である金額及びその合計額」と、同法第四十三条第一項第二号及び第四十五条第一項第二号中「課税標準額」とあるのは、「税率の異なることに区分した課税標準額」とする。

(国、地方公共団体等に対する特例に関する経過措置) 消費税法第六十条第二項の規定の適用を受ける国又は地方公共団体が、施行日前に行つた課税資産の譲渡等につき、当該課税資産の譲渡等の対価を収納すべき会計年度の末日が施行日以後であるときは、当該課税資産の譲渡等に係る消費税については、旧消費税法第二十九条に規定する税率による。

附則第五条第六項の規定は、前項の規定の適用を受ける場合について準用する。

3 消費税法第六十条第二項の規定の適用を受けた課税仕入れに係る新消費税法第三十条から第三十六条まで並びに第六十条第四項及び第五項の規定による仕入れに係る消費税額の控除等については、なお従前の例による。

4 消費税法第六十条第三項の規定の適用を受ける国又は地方公共団体が、施行日前に行つた課税仕入れにつき、当該課税仕入れの費用の支払をすべき会計年度の末日が施行日以後であるときは、当該課税仕入れに係る新消費税法第三十条から第三十六条まで並びに第六十条第四項及び第五項の規定による仕入れに係る消費税額の控除等については、前項の規定に準じて、政令で定める。

(第三条の規定による消費税法の一部改正に伴う経過措置の原則) 第十五条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第三条の規定による改正後の消費税法(次に定める日(以下附則第十六条の三までにおいて「元年新消費税法」という。)の規定は、附則第一条第二号に定める日(以下附則第十六条の三までにおいて「一部施行日」という。)の前日から一部施行日から一部施行日の前日までの間に国内において事業者が行う資産の譲渡等、国内において事業者が行つた課税仕入れ及び保税地域から引き取られた課税貨物に係る消費税について適用し、施行日から一部施行日の前日までの間に国内において事業者が行つた資産の譲渡等、国内において事業者が行つた課税仕入れ及び保税地域から引き取った課税貨物に係る消費税については、なお従前の例による。

(第三条の規定による消費税法の一部改正に伴う税率等に関する経過措置) 第十六条 附則第三条、第十一条及び第十二条の規定は一部施行日前に国内において行つた課税

資産の譲渡等につき一部施行日以後に元年新消費税法第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等をした場合又は元年新消費税法第三十九条第一項に規定する領収をすることができなくなった場合について、附則第五条第一項から第五项まで及び第七条第一項の規定は一部施行日前の契約に基づき一部施行日以後に国内において課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れ(消費税法第五条第一項に規定する特定課税仕入れをいう。以下この条及び附則第十六条の三において同じ。)を行う場合について、附則第八条第一項及び第三項並びに第十四条第一項、第三項及び第四項の規定は消費税法第十八条第一項の個人事業者又は同法第六十条第二項の規定の適用を受ける国若しくは地方公共団体若しくは同条第三項の規定の適用を受ける法人が一部施行日前に行つた課税資産の譲渡等又は課税仕入れの対価の計上の時期が一部施行日以後となる場合について、附則第九条の規定は一部施行日前に国内において行つた課税仕入れにつき、一部施行日前に行つた課税仕入れに係る棚卸資産又は保税地域から引き取った課税貨物で棚卸資産に該当するものを一部施行日以後有している場合について、附則第十三条第二項の規定は一部施行日前に行つた課税仕入れに係る棚卸資産又は保税地域から引き取った課税貨物で棚卸資産に該当する申告書について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句に読み替えるものとす

附則第三条		附則第一項		附則第二項		附則第三項		附則第四項		附則第五項		附則第六項		附則第七項	
をいう	附則第一項施行日前	施行日から附則第一項第二号に定める日までの間	同一の譲渡等に係る課税資産の譲渡等	施行日	一部施行日	施行日から一部施行日の前までの間	同一の譲渡等に係る課税資産の譲渡等	施行日	一部施行日	施行日から一部施行日の前までの間	同一の譲渡等に係る課税資産の譲渡等	施行日	一部施行日	施行日から一部施行日の前までの間	同一の譲渡等に係る課税資産の譲渡等
をいい、平成二十七年十月一日以後に行つた課税資産の譲渡等については、同項	施行日から附則第一項第二号に定める日(以下附則第十四条までにおいて「一部施行日」という。)の前日まで	同一の譲渡等に係る課税資産の譲渡等	施行日	一部施行日	施行日から一部施行日の前までの間	同一の譲渡等に係る課税資産の譲渡等	施行日	一部施行日	施行日から一部施行日の前までの間	同一の譲渡等に係る課税資産の譲渡等	施行日	一部施行日	施行日から一部施行日の前までの間	同一の譲渡等に係る課税資産の譲渡等	

附則第五項及定日		附則第五項		附則第五項		附則第五項									
五 四 項 及 定 日	附 則 第 一 項 第 一 日	附 則 第 二 項 第 一 日	附 則 第 三 項 第 一 日	附 則 第 四 項 第 一 日	附 則 第 五 項 第 一 日	附 則 第 六 項 第 一 日	附 則 第 七 項 第 一 日	附 則 第 八 項 第 一 日	附 則 第 九 項 第 一 日	附 則 第 十 項 第 一 日	附 則 第 十一 項 第 一 日	附 則 第 十二 項 第 一 日	附 則 第 十三 項 第 一 日	附 則 第 十四 項 第 一 日	
は、「税率の異なる金額の合計額」とあるの	平成二十八年十月一日から指定期定日	平成二十九年十月一日から指定期定日	平成三十一年四月一日	平成三十一年十月一日	平成三十一年十月一日	平成三十一年十月一日	平成三十一年十月一日								

附則第十二項		附則第十三項		附則第十四項		附則第十五項		附則第十六項		附則第十七項		附則第十八項		附則第十九項	
二 項	三 項	四 項	五 項	六 項	七 項	八 項	九 項	十 項	十一 項	十二 項	十三 項	十四 項	十五 項	十六 項	十七 項
は、「税率の異なる金額の合計額」とあるの	渡等	課税標準の譲	課税資産の譲	規定する税率	附則第十一項及び第十二項	附則第十三項	附則第十四項	附則第十五項	附則第十六項	附則第十七項	附則第十八項	附則第十九項	附則第二十項	附則第二十一項	附則第二十二項

第三十三条第一項、第二十二条第一項及び第三十三条第一項の規定は事業者が経過措置譲渡等（前項において読み替えて準用する同条第三項又は第四項本文の規定の適用を受けるものに限る。）を行つた場合について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げるこれら（規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとす

後に同項に規定する特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合には、当該特定課税仕入れに係る対価の返還等に係る同条の規定による消費税額の控除については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十七条 第二条及び第三条の規定のそれぞれの施行前にした行為及びこの附則の規定によりなされた前条によることとされる消費税に係る第二条及び第三条の規定のそれぞれの施行後に

用する附則第七条第一項の規定の適用を受けた事業者から同項の規定の適用を受ける事業者に係る対価の額のうち同項の規定の適用を受けた金額に係る部分に限る。)について、附則第七条第四項の規定は第一項において読み替えて準用する同条第一項の規定の適用を受けた日(物の引渡しを行った場合について、それぞれ準用する。(リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例を受けの場合における税率等に関する経過措置)

第十六条の二 事業者が、施行日から一部施行日の前日までの間に行った消費税法第十六条第二項に規定するリース譲渡(所得税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第七号。以下この項において「三十年改正法」という。)(第五条の規定による改正前の消費税法第十六条第一項に規定する長期割賦販売等及び三十年改正附則第四十四条第二項に規定する旧効力消費税法第十六条第一項に規定する長期割賦販売等を含む。)につき、当該リース譲渡に係る賦税分の額で一部施行日以後にその支払の期日が到来するものがあるときは、当該リース譲渡のうち一部施行日以後に課税資産の譲渡等を行つたものとみなされる部分に係る消費税については、第三条の規定による改正前の消費税法第二十九条に規定する税率による。

2 前条第二項において読み替えて準用する附則第五条第六項の規定は、前項の規定の適用を受ける場合について準用する。(特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の消費税額の控除に関する経過措置)

第十六条の三 (元年新消費税法第三十八条の二第二項に規定する事業者が、平成二十七年十月一日から一部施行日の前日までの間に国内において行つた特定課税仕入れにつき、一部施行日以

後に同項に規定する特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合には、当該特定課税仕入れに係る対価の返還等に係る同条の規定による消費税額の控除については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十七条 第二条及び第三条の規定のそれぞれの施行前にした行為及びこの附則の規定によりなされた前条によることとされる消費税に係る第二条及び第三条の規定のそれぞれの施行後に

び附則第四十八条第二項において同じ。)が千円を超えるときは、当該事業者の新消費税法適用日から当該課税期間の末日までの間に行う課税資産の譲渡等(新消費税法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいい、同項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等に該当するものを除く。第三項において同じ。)及び特定課税仕入れ(新消費税法第五条第一項に規定する特定課税仕入れをいう。以下附則第四十四条までにおいて同じ。)については、新消費税法第九条第一項本文の規定は、適用しない。この場合における消費税法第五十七条第一項の規定の適用については、同項第一号中「第十一号又は第十二条第一項から第六項まで」とあるのは、「第十二条第一項から第六項まで又は所得税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第九号)」附則第三十六条第一項」とする。

2 新消費税法適用日の翌日以後に開始する課税期間に係る基準期間における課税売上高又は特定期間ににおける課税売上高について

新消費税法適用日の翌日以後に開始する課税期間に係る基準期間における課税売上高又は特定期間ににおける課税売上高については、当該基準期間又は当該特定期間の初日が新消費税法適用日前であるときは、新消費税法が、当該基準期間又は当該特定期間の初日から施行されたものとして、消費税法第九条第二項又は第九条の二第二項の規定により計算する。

3 第一項又は前項の規定の適用を受ける課税期間に係る基準期間において電気通信利用役務の提供(新消費税法第一条第一項第八号の三に規定する電気通信利用役務の提供をいう。次項において同じ。)に該当する資産の譲渡等を行っていた事業者が、前二項の規定により基準期間における課税売上高を計算することにつき困難な事情があるときは、新消費税法が、平成二十七年四月一日から施行されていたものとして、同日から同年六月三十日までの期間における課税売上高(当該期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等の対価の額(新消費税法第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。)の合計額から当該期間中に行つた消費税法第九条第二項に規定する売上げに係る税抜対価の返還等の金額の合計額を控除した残額をいう。次項において同じ。)に四を乗じて計算した金額を基準期間における課税売上高とことができる。

第一項又は第二項の規定の適用を受ける課税期間に係る特定期間において電気通信利用役務の提供に該当する資産の譲渡等を行つた場合における課税売上高若しくは同条第三項若しくは第四項に規定する合併があつた場合におけるこれらの規定に規定する基準期間

の提供に該当する資産の譲渡等を行つていた事業者が、これらの規定により特定期間における課税売上高を計算することにつき困難な事情があるときは、消費税法第九条の二第二項の規定にかかるわらず、新消費税法が、平成二十七年四月一日から施行されていたものとして、同日から同年六月三十日までの期間における課税売上高に二乗じて計算した金額を特定期間における課税売上高とすることができる。

第一項の規定の適用を受ける事業者が、新消費税法適用日から新消費税法適用日の属する課税期間の末日までの間にあつた相続(新消費税法第十条第一項に規定する相続をいう。)により、被相続人の事業を承継した場合における同条第一項の規定の適用については、同項中「又は前条第一項の規定により」とあるのは、「前条第一項の規定により、又は所得税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第九号)附則第三十六条第一項の規定により」とあるのは、「前条第一項の規定により、又は新消費税法適用日から新消費税法適用日の属する課税期間の末日までの間にあつた合併(新消費税法第十二条第一項に規定する合併をいう。)又は吸收分割(新消費税法第十二条第五項に規定する吸收分割をいう。)に係る新消費税法適用日以後の課税期間の末日までの間に行つた合併(新消費税法第十二条第一項又は第十二条第五項の規定については、これららの規定中「又は第十二条の二第二項の規定により」とあるのは、「第九条の二第一項の規定により、又は所得税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第九号)附則第三十六条第一項の規定により」とする。

(相続があつた場合の納稅義務の免除の特例等に関する経過措置)

第三十七条 新消費税法適用日以後に新消費税法第十条第一項又は第二項に規定する相続があつた場合におけるこれらの規定に規定する被相続人の基準期間における課税売上高について、なお從前の例による。

(特定課税仕入れに係る経過措置)

第四十二条 国内において特定課税仕入れを行う事業者の新消費税法適用日を含む課税期間以後の各課税期間(新消費税法第三十七条第一項の規定の適用を受ける課税期間を除く。)において同様に、当該課税期間における課税売上割合(新消費税法第三十条第二項に規定する課税売上割合をいう。)について行つた課税資産の譲渡等(消費税法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいう。)が百分の九十五以上である場合には、当分の間、当該課税期間中に国内において行つた特定課税仕入れはなかつたものとして、新消費税法の規定を適用する。

(売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除に関する経過措置)

第四十五条 新消費税法第三十八条第一項に規定する事業者が、新消費税法適用日前に国内において行つた課税資産の譲渡等(消費税法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいう。)について、当該課税期間における課税売上割合(新消費税法第三十条第二項に規定する課税売上割合をいう。)につき、新消費税法適用日以後に新消費税法第三十八条第一項に規定する課税売上割合(新消費税法第三十条第二項に規定する課税売上割合をいう。)が百分の九十五以上である場合には、当該課税期間中に国内において行つた特定課税仕入れはなかつたものとして、新消費税法の規定を適用する。

(納稅義務の免除を受けないこととなつた場合の棚卸資産に係る消費税額の調整に関する経過措置)

第四十六条 消費税法第三十九条第一項に規定する事業者が、新消費税法適用日前に国内において行つた課税資産の譲渡等に係る売掛金その他の債権につき、同項に規定する事実が生じたため、新消費税法適用日以後に当該課税資産の譲

間に對応する期間における課税売上高又は新消費税法第十二条第一項から第四項までに規定する分割等があつた場合におけるこれらの規定に規定する基準期間に對応する期間における課税売上高若しくは同条第五項若しくは第六項に規定する吸収分割があつた場合におけるこれらの規定に規定する基準期間に對応する期間における課税売上高について、当該期間の初日が新消費税法適用日前であるときは、新消費税法が、当該期間の初日から施行されたものとし、新消費税法第十二条第一項から第六項までの規定を適用する。

第一項の規定の適用を受ける事業者が、新消費税法適用日から新消費税法適用日の属する課税期間の末日までの間にあつた合併(新消費税法第十二条第一項の規定により、又は所得税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第九号)附則第三十六条第一項の規定により)を有しているときは、消費税法第三十条第一項及び第二項の規定を準用する。

(中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例に関する経過措置)

第四十四条 新消費税法第三十七条第一項の規定は、新消費税法適用日以後に終了する課税期間から適用し、新消費税法適用日前に終了する課税期間については、なお従前の例による。

(第五項)とあるのは、「第一項第五項」又は「第十二条第五項」を有しているときは、消費税法第三十条第一項及び第二項の規定を準用する。

第一項の規定により、又は所得税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第九号)附則第三十六条第一項の規定により」とあるのは、「第一項第五項」とあるのは、「第一項第五項」又は「第十二条第五項」を有しているときは、消費税法第三十条第一項及び第二項の規定を準用する。

(中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例に関する経過措置)

第四十五条 新消費税法第三十八条第一項に規定する事業者が、新消費税法適用日前に国内において行つた課税資産の譲渡等(消費税法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいう。)が百分の九十五以上である場合には、当該課税期間中に国内において行つた特定課税仕入れはなかつたものとして、新消費税法の規定を適用する。

(売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除について)

第四十六条 消費税法第三十九条第一項に規定する事業者が、新消費税法適用日前に国内において行つた課税資産の譲渡等に係る売掛金その他の債権につき、同項に規定する事実が生じたため、新消費税法適用日以後に当該課税資産の譲

八年新消費税法第三十七条第一項の規定の適用を受けない課税期間のうち元年適用日から五年施行日の前日までの期間に該当する期間をいう。中に国内において行つた卸売業及び小売業に係る課税資産の譲渡等の税込価額を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情があるときは、前項の規定の適用を受けた場合を除き、当該税込価額の合計額に小売等税輕減仕入割合（第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合をいう。第五項及び第六項において同じ。）を乗じて計算した金額（以下この項において「軽減対象小売等税込売上額」という。）に百八分の百を乗じて計算した金額を当該適用対象期間における卸売業及び小売業に係る元年輕減対象資産の譲渡等の課税対価の額の合計額とし、当該税込価額の合計額から輕減対象小売等税込売上額を控除した残額に百十分の百を乗じて計算した金額を当該適用対象期間における卸売業及び小売業に係る課税資産の譲渡等（元年輕減対象資産の譲渡等に該当するものを除く。）の対価の額の合計額として、この附則及び消費税法の規定を適用することができる。

一 当該適用対象期間中に国内において行つた課税仕入れに係る支払対価の額（消費税法第三十条第一項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額をいう。以下附則第四十一条において同じ。）、同項に規定する特定課税仕入れに係る支払対価の額に百分の百十（二十四年消費税法改正正法附則第十六条第一項において読み替えて準用する二十四年消費税法改正法附則第五条第二項、第八条第一項又は第十四条第一項の規定の適用を受ける特定課税仕入れ（消費税法第五条第一項に規定する特定課税仕入れをいう。附則第四十四条第四項及び第五項において同じ。）である場合には、百分の百八）を乗じて計算した金額及び当該課税貨物に課された又は課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額（これらの税額に係る附帯税の額に相当する額を除く。）を加算した金額（同条第一項及び附則第四十条第一項において「課税貨物に係る税込引取支額」とい

二 前号に掲げる金額のうち、元年輕減対象資産の譲渡等にのみ要するものの金額

前項に規定する卸売業とは、他の者から購入した商品をその性質及び形状を変更しないで他の事業者に対し販売する事業をいうものとし、同項に規定する小売業とは、他の者から購入した商品をその性質及び形状を変更しないで販売する事業で同項に規定する卸売業以外のものをいうものとする。

第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする事業者（主として元年輕減対象資産の譲渡等を行う事業者に限る。）が、第一項の輕減売上割合又は第二項の小売等輕減仕入割合の計算につき困難な事情があるときは、百分の五十を当該輕減売上割合又は当該小売等輕減仕入割合とみなして、これらの規定を適用することができる。

5 消費税法第三十八条第一項に規定する事業者が、第一項又は第二項の規定の適用を受けた課税資産の譲渡等（前項の規定の適用を受けた課税資産の譲渡等を含む。）につき、同条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等をした場合には、当該売上げに係る対価の返還等の対象となつた課税資産の譲渡等の事実に基づき、同項の規定を適用する。ただし、当該売上げに係る対価の返還等の金額を税率の異なるごとに区分することが困難な場合には、当該売上げに係る対価の返還等の金額を、上記を行つた第一項の適用対象期間における軽減売上割合又は第二項の適用対象期間における小売等輕減仕入割合（前項の規定の適用がある場合には、百分の五十）を乗じて計算した金額を、附則第三十四条第二項前段の規定により読み替えられた同法第三十八条第一項に規定する元年輕減対象資産の譲渡等に係るものとして、同項の規定を適用することができる。

6 消費税法第三十九条第一項に規定する事業者が、第一項又は第二項の規定の適用を受けた課税資産の譲渡等（第四項の規定の適用を受けた課税資産の譲渡等を含む。）に係る売掛金その他債権につき、同条第一項に規定する事実が生じたため、当該課税資産の譲渡等の税込価額の全部又は一部の領収をすることができないなくなった場合には、当該領収をすることができなくなりたった課税資産の譲渡等の事実に基づき、同項

一 当該適用対象期間中に国内において行つた卸売業及び小売業に係る課税資産の譲渡等の額（同条第一項の規定により控除する同項に規定する課税仕入れに係る消費税額及び同項に規定する保稅地域からの引取りに係る課税貨物につき課された又は課されるべき消費税額をいう。第三項において同じ。）の合計額とすることができる。ただし、前条第二項の規定の適用を受ける場合は、この限りでない。

二 一 当該適用対象期間中に国内において行つた卸売業及び小売業に係る元年輕減対象資産の譲渡等の税込価額の合計額

二 当該適用対象期間中に国内において行つた消費税法第三十二条第一項の事業者が、前項の規定の適用を受けた課税仕入れにつき、同条第一項に規定する仕入れに係る対価の返還等を受けた場合には、当該仕入れに係る対価の返還等に係る課税仕入れの事実に基づき、同項の規定を適用する。ただし、当該課税仕入れに係る支払対価の額につき返還を受けた金額又は減額を受けた債務の額を税率の異なるごとに区分することが困難な場合には、当該課税仕入れに係る支払対価の額につき返還を受けた金額又は減額を受けた債務の額の合計額に当該課税仕入れを行つた適用対象期間における小売等輕減売上割合を乗じて計算した金額（以下この項において「輕減対象税込対価の返還等の金額」という。）百八分の六・一二四を乗じて計算した金額と、当該合計額から輕減対象税込対価の返還等の金額を控除した残額に百十分の七・八を乗じて計算した金額との合計額を、附則第三十四条第二項前段の規定により読み替えられた同法第三十二条第一項第一号に規定する仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額として、同条の規定を適用することができる。

三 第一項に規定する小売等輕減売上割合の計算方法その他の前項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

四 第二項前段の規定は、適用しない。

法第三十七条第一項の規定の適用を受ける課税期間及び同項に規定する分割等に係る課税期間を除き、元年適用日から元年適用日以後一年を経過するまでの日の属する課税期間に限る。次項及び第三項において「適用対象期間」といふ。中に国内において行つた課税仕入れに係る支払対価の額又は当該課税期間中に保税地域から引き取つた課税貨物に係る税込引取価額を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情のある事業者が、当該課税期間につき同条第一項の規定の適用を受ける旨を記載した届出書を当該課税期間の末日までにその納税地を所轄する税務署長に提出したときは、当該事業者は同項の規定による届出書を当該課税期間の初日の前日に当該税務署長に提出したもののみなす。

二十八年新消費税法第三十七条第三項各号に掲げる場合に該当する事業者が、適用対象期間中に国内において行つた課税仕入れに係る支払対価の額を税率の異なるごとに区分して合計することにつき著しく困難な事情があるときは、同項本文の規定は、適用しない。

3 第一項の規定により二十八年新消費税法第三十七条第一項の規定の適用を受けようとする事業者は、元年適用日前においても、適用対象期間に係る同項の届出書を提出することができること。

4 前三項に定めるもののほか、この条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(適格請求書発行事業者の登録等に関する経過措置)

第四十四条 五年施行日から令和六年三月三十一日までの間のいずれかの日に五年改正規定による改正後の消費税法（以下附則第五十三条の二までにおいて「新消費税法」という。）第五十七条の二第二項の登録を受けようとする事業者は、五年施行日前においても、同条第二項の規定により、同項の申請書を提出することができる。ただし、五年施行日に同条第一項の登録を受けようとする事業者は、五年施行日の六月前日の日（消費税法第九条の二第一項の規定により同法第九条第一項本文の規定の適用を受けないこととなる事業者にあつては、五年施行日の三月前日の日）までに、当該申請書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

2 前項の規定により新消費税法第五十七条の二第二項の申請書を提出した事業者（次項の規定

により同条第三項の規定による登録に係る同条第七項の通知を受けた事業者に限る。）は、当該申請書に記載した事項に変更があつたときは、五年施行日前においても、同条第八項の規定により、同項の届出書を提出しなければならない。

3 税務署長は、第一項の規定により新消費税法第五十七条の二第二項の申請書の提出を受けた場合又は前項の規定により同条第八項の届出書の提出を受けた場合又は前項の規定により同条第八項の届出書の提出を受けた場合には、五年施行日前においても、同条第三項から第七項まで及び第九項の規定により、同条第三項の規定による登録、同条第四項の規定による公表、同条第五項の規定による登録の拒否、同条第六項の規定による登録の取消し、同条第七項の規定による通じ及び同条第九項の規定による登録の変更（以下この項において「登録等」という。）をすることができる。この場合において、これらの規定の例によりされた登録等は、五年施行日（同条第一項の登録がされた日（以下附則第五十二条の二までにおいて「登録開始日」という。）が五年施行日の翌日以後である場合には、当該登録開始日）においてこれらの規定により行われるもののみなす。

4 新消費税法第五十七条の二第二項の申請書を提出した事業者（登録開始日が五年施行日から五年施行日以後六年を経過するまでの日の属する課税期間中である事業者に限る。）の当該登録開始日の属する課税期間（その基準期間における課税売上高が千万円を超える課税期間、消費税法第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は同法第九条の二第一項、第十条第二項、第十一条第二項から第四項まで、第十二条第一項から第四項まで若しくは第六項、第十二条の二第一項若しくは第二項、第十二条の四第一項若しくは第三項若しくは第十二条の四第一項から第三項までの規定により消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間及び当該登録開始日の前日までに同法第十条第一項の相続、同法第十一条第一項の合併又は同法第十二条第五項の吸收分割があつたことにより消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間を除く。）のうち当該登録開始日から当該課税期間の末日までの間ににおける課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れに係る税込引取価額を合計することにつき困難な事情あると認められるところにより、適格請求書発行事業者登録簿に登載するものとする。

2 税務署長は、前項の規定の適用を受ける登録費税について、なお從前の例による。

3 第一項の規定により適格請求書発行事業者登録簿に登載された事項を速やかに公表しなければならない。

により同条第三項の規定による登録に係る同条第七項の通知を受けた事業者に限る。）は、当該申請書に記載した事項に変更があつたときは、五年施行日前においても、同条第八項の規定により、同項の届出書を提出しなければならない。

3 税務署長は、第一項の規定により新消費税法第五十七条の二第二項の申請書の提出を受けた場合又は前項の規定により同条第八項の届出書の提出を受けた場合には、五年施行日前においても、同条第三項から第七項まで及び第九項の規定により、同条第三項の規定による登録、同条第四項の規定による公表、同条第五項の規定による登録の拒否、同条第六項の規定による登録の取消し、同条第七項の規定による通じ及び同条第九項の規定による登録の変更（以下この項において「登録等」という。）をすることができる。この場合において、これらの規定の例によりされた登録等は、五年施行日（同条第一項の登録がされた日（以下附則第五十二条の二までにおいて「登録開始日」という。）が五年施行日の翌日以後である場合には、当該登録開始日）においてこれらの規定により行われるもののみなす。

4 新消費税法第五十七条の二第二項の申請書を提出した事業者（登録開始日が五年施行日から五年施行日以後六年を経過するまでの日の属する課税期間中である事業者に限る。）の当該登録開始日の属する課税期間（その基準期間における課税売上高が千万円を超える課税期間、消費税法第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は同法第九条の二第一項、第十条第二項、第十一条第二項から第四項まで、第十二条第一項若しくは第二項、第十二条の四第一項から第三項までの規定により消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間及び当該登録開始日の前日までに同法第十条第一項の相続、同法第十一条第一項の合併又は同法第十二条第五項の吸收分割があつたことにより消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間を除く。）のうち当該登録開始日から当該課税期間の末日までの間ににおける課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れに係る税込引取価額を合計することにつき困難な事情あると認められるところにより、適格請求書発行事業者登録簿に登載するものとする。

2 税務署長は、前項の規定の適用を受ける登録費税について、なお從前の例による。

3 第一項の規定により適格請求書発行事業者登録簿に登載された事項を速やかに公表しなければならない。

により同条第三項の規定による登録に係る同条第七項の通知を受けた事業者に限る。）は、当該申請書に記載した事項に変更があつたときは、五年施行日前においても、同条第八項の規定により、同項の届出書を提出しなければならない。

3 税務署長は、第一項の規定により新消費税法第五十七条の二第二項の申請書の提出を受けた場合には、五年施行日前においても、同条第三項から第七項まで及び第九項の規定により、同条第三項の規定による登録、同条第四項の規定による公表、同条第五項の規定による登録の拒否、同条第六項の規定による登録の取消し、同条第七項の規定による通じ及び同条第九項の規定による登録の変更（以下この項において「登録等」という。）をすることができる。この場合において、これらの規定の例によりされた登録等は、五年施行日（同条第一項の登録がされた日（以下附則第五十二条の二までにおいて「登録開始日」という。）が五年施行日の翌日以後である場合には、当該登録開始日）においてこれらの規定により行われるもののみなす。

4 新消費税法第五十七条の二第二項の申請書を提出した事業者（登録開始日が五年施行日から五年施行日以後六年を経過するまでの日の属する課税期間中である事業者に限る。）の当該登録開始日の属する課税期間（その基準期間における課税売上高が千万円を超える課税期間、消費税法第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は同法第九条の二第一項、第十条第二項、第十一条第二項から第四項まで、第十二条第一項若しくは第二項、第十二条の四第一項から第三項までの規定により消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間及び当該登録開始日の前日までに同法第十条第一項の相続、同法第十一条第一項の合併又は同法第十二条第五項の吸收分割があつたことにより消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間を除く。）のうち当該登録開始日から当該課税期間の末日までの間ににおける課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れに係る税込引取価額を合計することにつき困難な事情あると認められるところにより、適格請求書発行事業者登録簿に登載するものとする。

2 税務署長は、前項の規定の適用を受ける登録費税について、なお從前の例による。

3 第一項の規定により適格請求書発行事業者登録簿に登載された事項を速やかに公表しなければならない。

により同条第三項の規定による登録に係る同条第七項の通知を受けた事業者に限る。）は、当該申請書に記載した事項に変更があつたときは、五年施行日前においても、同条第八項の規定により、同項の届出書を提出しなければならない。

3 税務署長は、第一項の規定により新消費税法第五十七条の二第二項の申請書の提出を受けた場合には、五年施行日前においても、同条第三項から第七項まで及び第九項の規定により、同条第三項の規定による登録、同条第四項の規定による公表、同条第五項の規定による登録の拒否、同条第六項の規定による登録の取消し、同条第七項の規定による通じ及び同条第九項の規定による登録の変更（以下この項において「登録等」という。）をすることができる。この場合において、これらの規定の例によりされた登録等は、五年施行日（同条第一項の登録がされた日（以下附則第五十二条の二までにおいて「登録開始日」という。）が五年施行日の翌日以後である場合には、当該登録開始日）においてこれらの規定により行われるもののみなす。

4 新消費税法第五十七条の二第二項の申請書を提出した事業者（登録開始日が五年施行日から五年施行日以後六年を経過するまでの日の属する課税期間中である事業者に限る。）の当該登録開始日の属する課税期間（その基準期間における課税売上高が千万円を超える課税期間、消費税法第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は同法第九条の二第一項、第十条第二項、第十一条第二項から第四項まで、第十二条第一項若しくは第二項、第十二条の四第一項から第三項までの規定により消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間及び当該登録開始日の前日までに同法第十条第一項の相続、同法第十一条第一項の合併又は同法第十二条第五項の吸收分割があつたことにより消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間を除く。）のうち当該登録開始日から当該課税期間の末日までの間ににおける課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れに係る税込引取価額を合計することにつき困難な事情あると認められるところにより、適格請求書発行事業者登録簿に登載するものとする。

2 税務署長は、前項の規定の適用を受ける登録費税について、なお從前の例による。

3 第一項の規定により適格請求書発行事業者登録簿に登載された事項を速やかに公表しなければならない。

の適用及び第十八条の規定（同条中二十七年改正法附則第三十五条の改正規定、二十七年改正法附則第三十六条第一項の改正規定及び二十七年改正法附則第三十八条から第四十条までの改正規定に限る。）による改正前の二十七年改正法附則第三十九条第一項の規定により登録を受けた事業者が、旧法適用期間に国内において行った電気通信利用役務の提供に係る二十七年改正法附則第三十八条第四項及び第五項の規定の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第一百六十八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第一百六十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（消費税の軽減税率制度の導入に当たつての必要な措置）

第一百七十条 政府は、消費税（地方消費税を含む。以下この条及び次条において同じ。）の軽減税率制度の導入に当たり、平成二十七年六月三十日に閣議において決定された経済財政運営と改革の基本方針二〇一五（第二号において「基本方針二〇一五」という。）に記載された財政健全化目標（同号において単に「財政健全化目標」という。）を堅持するとともに、社会保障制度改革推進法（平成二十四年法律第六十四号）第二条、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律第一条及び持続可能な社会保障制度の確立を図るために、改めて、社会保険に関する法律（平成二十五年法律第百十二号）第二十八条に示された社会保障の安定財源の確保の在り方に係る基本的な考え方とのつとり、安定的な恒久財源を確保するために、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一 平成三十年度末までに歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずることにより、安定的な恒久財源を確保すること。

二 財政健全化目標との関係及び基本方針二〇一五に記載された平成三十年度（二千十八年

度)の経済・財政再生計画の中間評価を踏まえつつ、消費税制度を含む税制の構造改革及び社会保障制度改革等の歳入及び歳出の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずること。

(消費税の軽減税率制度の円滑な導入・運用等に向けた措置)

2 政府は、消費税の軽減税率制度の円滑な運用及び適正な課税を確保する観点から、中小事業者の経営の高度化を促進しつつ、消費税の軽減税率制度の導入後三年以内を目途に、適格請求書等保存方式の導入に係る事業者の準備状況及び事業者取引への影響の可能性、消費税の軽減税率制度の導入による簡易課税制度への影響並びに消費税の軽減税率制度の導入に伴う経過措置の適用状況などを検証し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて法制上の措置その他必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成一八年三月三一日法律第一六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

四 第三条中閑税法目次の改正規定（第六条の二）を「第六条の三」に改める部分及び「第七十九条の五」を「第七十九条の六」に改める部分を除く）、同法第四条第一項第五号の三の改正規定、同法第七条の二第二項の改正規定、同法第九条の二第二項の改正規定、同法第三十条第一項第五号の改正規定、同法第四十三条の三第三項の改正規定、同法第四十三条の四に一項を加える改正規定、同法第六十二条の七の改正規定、同法第六十二条の十五の改正規定（「許可の要件」を削る部分を除く）、同法第六十七条の二の改正規定、同法第六十七条の三の改正規定、同法

(施行期日) **八九号** 抄
第一 条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一章、第三章、第一百三十二条及び第一百七十七条、第一百八十一条（第八十六条及び第八十八条第二項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、第一百四十四条及び第一百五十五条の規定並びに附則第五条から第九条まで、第十一条、第十四条から第七十条まで、第十八条（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第三の改正規定による。）、第二十条から第二十三条まで及び第六条の規定は、公布の日から施行する。
(罰則に関する経過措置)
第二十五条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)
第二十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。
附 則 (平成二十九年三月三一日法律第四号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一及び二 略
三 次に掲げる規定 平成二十九年十月一日
　へ 第六条中消費税法第四条第四項ただし書
(消費税法の一部改正に伴う経過措置)
第三十二条 第六条の規定による改正後の消費税法第二十五条の規定は、施行日以後の同条に規定する資産の譲渡等及び特定仕入れに係る消費税の納税地の異動について適用し、施行日前の第六条の規定による改正前の消費税法第二十五条に規定する資産の譲渡等及び特定仕入れに係る消費税の納税地の異動については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第一百四十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にして行はれた場合に規定するこの法律の施行後にして行はれた場合に適用するこの附則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

第一百四十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二十九年六月二三日法律第七号)

抄 (平成三十一年三月三一日法律第七号)

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 (平成三十一年三月三一日法律第七号)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

「旧消費税法」という。) 第十六条第一項に規定する長期割賦販売等(第五条の規定による改正後の消費税法(次条において「新消費税法」という。)第十六条第一項に規定するリース譲渡等を除く。)においては、当該特定長期割賦販売等に係る賦払金の額で旧効力消費税法第十六条第一項の規定の適用を受けないこととした課税期間又は附則第八条第二項第一号に定める年の十二月三十一日の属する課税期間若しくは附則第二十八条第二項第一号に定める事業年度終了日の前日以前に既に支払を受けたものを除く。) (施行日前に行われた特定長期割賦販売等に係る契約の移転を受けた事業者を含む。)の施行日以後に終了する年又は事業年度(消費税法第二条第一項第十三号に規定する事業年度をいう。以下この条において同じ。)に含まれる各課税期間(消費税法第十九条第一項に規定する課税期間(同条第二項又は第四項の規定により一の課税期間とみなされる期間を含む。)をいう。以下この条及び次条において同じ。)に含まれる各課税期間(消費税法第二条第一項第三号に規定する個人事業者をいう。第二項及び第七項において同じ。)にあっては令和五年十二月三十一日以前に開始する課税期間に限りるものとし、法人にあっては同年三月三十日以前に開始する事業年度に含まれる各課税期間に限りの規定に限る。次項及び第四項において「経過措置課税期間」という。)については、旧消費税法第六十七条第二項の改正規定並びに附則第三百三十九条の規定(公布の日から起算して十日を経過した日)から六まで略

七 次に掲げる規定 令和二年四月一日

八から十一まで 略

十二次に掲げる規定 地方税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第三号) 附則第一号

第一条第四号に掲げる規定の施行の日

イ 及びロ 略

ハ 第五条中消費税法第三条の改正規定、同法第四十六条の次に二条を加える改正規定

イ 同法第五十六条第一項の改正規定及び同法第五十六条第一号の表保険契約者保護機構の項の改正規定並びに附則第四十五条の規定

八から十一まで 略

ハ 第五条中消費税法別表第三第一号の表地方住宅供給公社の項の次に次のように加えられる改正規定

(長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例に関する経過措置)

第四十四条 施行日前に第五条の規定による改正前の消費税法(以下この項及び次項において「旧消費税法」とい

る部分に限る。)に係る部分を除く。)の規定の適用を受けることとなつた場合には、当該特定長期割賦販売等に係る賦払金の額がある場合に、当該金額を控除した残額に係る部分については、当該事業者が当該経過措置課税期間における不適用課税期間又は附則第八条第二項第一号に定める年若しくは附則第二十八条第三項の規定の適用を受けたものとみなす。) 第二項の規定の適用を受けないことをとした課税期間又は附則第八条第二項第一号に定める年の十二月三十一日の属する課税期間若しくは附則第二十八条第三項の規定の適用を受けたものを除く。) (施行日前に行われた特定長期割賦販売等に係る契約の移転を受けた事業者を含む。)の施行日以後に終了する年又は事業年度(消費税法第二条第一項第十三号に規定する事業年度をいう。以下この条において同じ。)に含まれる各課税期間(消費税法第十九条第一項に規定する課税期間(同条第二項又は第四項の規定により一の課税期間とみなされる期間を含む。)をいう。以下この条及び次条において同じ。)に含まれる各課税期間(消費税法第二条第一項第三号に規定する個人事業者をいう。第二項及び第七項において同じ。)にあっては令和五年十二月三十一日以前に開始する事業年度に限りの規定に限る。次項及び第四項において「経過措置課税期間」という。)については、旧消費税法第六十七条第二項の改正規定並びに附則第三百三十九条の規定(公布の日から起算して十日を経過した日)から六まで略

3 旧効力消費税法第十六条第一項又は第二項本文の規定の適用を受ける事業者の特定長期割賦販売等(前項の規定の適用を受けたものを除く。)のうち、個人事業者にあっては令和五年十二月三十一日以前に開始した課税期間において、法人にあっては同年三月三十一日以前に開始した事業年度に含まれる各課税期間において、資産の譲渡等を行つたものとしなかつた部分がある場合には、当該特定長期割賦販売等のうち、当該特定長期割賦販売等に係る賦払金の額で附則第八条第二項第二号に定める年又は附則第二十八条第二項第二号に定める事業年度終了日の属する課税期間(次項において「適用課税期間」という。)において、資産の譲渡等を行つたものとみなすことができる。

4 前項の規定の適用を受けようとする事業者は、同項の規定の適用を受けようとする最初の適用課税期間において資産の譲渡等(消費税法第十六条第三項に規定する申告書にその旨を付記するものとみなす。)

3 旧効力消費税法第十六条第一項又は第二項本文の規定の適用を受ける事業者の特定長期割賦販売等(前項の規定の適用を受けたものを除く。)のうち、個人事業者にあっては令和五年十二月三十一日以前に開始した課税期間において、法人にあっては同年三月三十一日以前に開始した事業年度に含まれる各課税期間において、資産の譲渡等を行つたものとしなかつた部分がある場合には、当該特定長期割賦販売等のうち、当該特定長期割賦販売等に係る賦払金の額で附則第八条第二項第二号に定める年又は附則第二十八条第二項第二号に定める事業年度終了日の属する課税期間(次項において「適用課税期間」という。)において、資産の譲渡等を行つたものとみなすことができる。

5 前項の規定の適用を受けようとする事業者は、同項の規定の適用を受けようとする最初の適用課税期間に係る消費税法第十六条第三項に規定する申告書にその旨を付記するものとみなす。

6 旧効力消費税法第十六条第一項又は第二項本文の規定の適用を受ける事業者のその適用に係る特定長期割賦販売等(第二項又は第三項の規定の適用を受けたものを除く。)につき附則第二十八条第七項の規定の適用を受けることとなる特定期間の適用を受けたものとみなす。

7 第一項の規定の適用を受ける個人事業者が死亡した場合、同項の規定の適用を受ける法人が合併により消滅した場合若しくは同項の規定の適用を受ける法人が分割により特定長期割賦販売等に係る事業を消費税法第二条第一項第六号の二に規定する分割承継法人に承継させた場合又は第一項の規定の適用を受ける事業者が同法の規定の適用を受ける事業者が死んだ場合における特定長期割賦販売等につき附則第八条第三項又は第二十八条第三項の規定の適用を受けようとする特定長期割賦販売等が、前二項に規定する場合のいずれかに該当する場合において、当該特定長期割賦販売等に係る賦払金の額で附則第八条第三項又は第二十八条第三項の規定により当該事業年度の益金の額に算入される収入金額又は当該各事業年度の益金の額に算入される収益の額(当該收入

金額又は収益の額に当該各年又は各事業年度に含まれる各課税期間において資産の譲渡等を行つたものとみなされた部分に係る金額がある場合には、当該金額を控除した残額に係る部分については、当該事業者が当該経過措置課税期間における不適用課税期間又は附則第八条第二項第二号に定める年若しくは附則第二十八条第三項の規定の適用を受けたものとみなす。) 第二項の規定の適用を受けないことをとした課税期間又は附則第八条第二項第一号に定める年の十二月三十一日の属する課税期間若しくは附則第二十八条第三項の規定の適用を受けたものを除く。) (施行日前に行われた特定長期割賦販売等に係る契約の移転を受けた事業者を含む。)の施行日以後に終了する年又は事業年度(消費税法第二条第一項第十三号に規定する事業年度をいう。以下この条において同じ。)に含まれる各課税期間(消費税法第十九条第一項に規定する課税期間(同条第二項又は第四項の規定により一の課税期間とみなされる期間を含む。)をいう。以下この条及び次条において同じ。)に含まれる各課税期間(消費税法第二条第一項第三号に規定する個人事業者をいう。第二項及び第七項において同じ。)にあっては令和五年十二月三十一日以前に開始する事業年度に限りの規定に限る。次項及び第四項において「経過措置課税期間」という。)については、旧消費税法第六十七条第二項の改正規定並びに附則第三百三十九条の規定(公布の日から起算して十日を経過した日)から六まで略

5 前項の規定の適用を受けようとする事業者は、同項の規定の適用を受けようとする最初の適用課税期間(次項において「適用課税期間」という。)において、資産の譲渡等を行つたものとみなすことができる。

6 旧効力消費税法第十六条第一項又は第二項本文の規定の適用を受ける事業者の特定長期割賦販売等(第二項又は第三項の規定の適用を受けたものを除く。)につき附則第二十八条第七項の規定の適用を受けることとなる特定期間の適用を受けたものとみなす。

7 第一項の規定の適用を受ける個人事業者が死亡した場合、同項の規定の適用を受ける法人が合併により消滅した場合若しくは同項の規定の適用を受ける法人が分割により特定長期割賦販売等に係る事業を消費税法第二条第一項第六号の二に規定する分割承継法人に承継させた場合又は第一項の規定の適用を受ける事業者が同法の規定の適用を受ける事業者が死んだ場合における特定長期割賦販売等につき附則第八条第三項又は第二十八条第三項の規定の適用を受けようとする特定長期割賦販売等が、前二項に規定する場合のいずれかに該当する場合において、当該特定長期割賦販売等に係る賦払金の額で附則第八条第三項又は第二十八条第三項の規定により当該事業年度の益金の額に算入される収入金額又は当該各事業年度の益金の額に算入される収益の額(当該收入

(電子情報処理組織による消費税の申告の特例に関する経過措置)

第四十五条 新消費税法第四十六条の二及び第四十六条の三の規定は、令和二年四月一日以後に開始する課税期間について適用する。(罰則に関する経過措置)

第一百四十三条 この法律(附則第一条各号に掲げたる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

第一百四十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成三一年三月二十九日法律第二号)抄

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成三一年三月二十九日法律第四号)抄

第一条 この法律は、令和元年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成三一年三月二十九日法律第六号)抄

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成三一年三月二十九日法律第六号)抄

第一条 この法律は、令和元年七月一日から施行する。

二 第六条中消費税法第八条の改正規定及び

三 次に掲げる規定

同法別表第三一号の表の改正規定並びに附則第二十四条の規定

イ 第六条中消費税法第三十条第九項の次に二項を加える改正規定(第十項に係る部分に限る。)及び附則第一五十五条第一項の規定

定

(港湾施設臨時販売場の届出に関する経過措置)

第二十四条 第六条の規定による改正前の消費税法(以下この条において「旧消費税法」という。)第八条第九項の承認を受けた事業者(消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。附則第四十四条及び第四十六条、第五十条及び第七十一条の規定)平成三十二年四月一日又は施行日のいずれか遅い日一日前に旧消費税法第八条第八項の規定による届出書を提出した場合における同項の規定による用については、なお従前の例による。

第二十五条 第六条の規定による改正後の消費税法(次項において「新消費税法」という。)第三十条第十項の規定は、令和元年十月一日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ(消費税法第二条第一項第十二条号に規定する課税仕入れをいう。以下この条において同じ。)について適用し、同日前に国内において事業者が行つた課税仕入れについては、なお従前の例によることとする。

第二十六条 第六条の規定による改正後の消費税法(次項において「新消費税法」という。)第三十条第十項の規定は、令和元年十月一日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ(消費税法第二条第一項第十二条号に規定する課税仕入れをいう。以下この条において同じ。)について適用し、同日前に国内において事業者が行つた課税仕入れについては、なお従前の例によることとする。

第二十七条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 (令和二年三月三一日法律第八号)抄

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

五項及び第十六項並びに第七十二条の二十一項の規定は、第十項及び第十一項の改正規定並びに同法附則第九条の五の改正規定に限る。)第四十四条及び第四十六条、第五十条及び第七十一条の規定 平成三十六条第一項又は第三項の規定の適用を受けることとなつた場合について適用する。

第四十三条 新消費税法第十八条第一項の規定は、令和四年一月一日以後に開始する課税期間(消費税法第十九条第一項に規定する課税期間等の特例に関する経過措置)

第四十四条 新消費税法第三十条第十項の規定は、令和四年一月一日以後に開始した課税期間について適用し、同日前に開始した課税期間については、なお従前の例による。

第四十五条 第二項又は第四項の規定により一の課税期間とみなされる期間を含む。)をいう。以下附則第四十七条までにおいて同じ。)について適用し、同日前に開始した課税期間については、なお従前の例による。

第四十六条 新消費税法第三十条第十項の規定は、令和二年十月一日以後に国内において事業者が行う居住用賃貸建物の仕入れに係る消費税額の控除に関する経過措置

第四十七条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (令和二年三月三一日法律第八号)抄

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

「税法」という。)第十二条の四第二項の規定は、事業者(消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。附則第四十四条及び第四十六条ににおいて同じ。)が施行日以後に消費税法第三十条第一項又は第三項の規定の適用を受けることとなつた場合について適用する。

第四十二条 第六条の規定による改正後の消費税法(以下附則第四十六条までにおいて「新消費税法の特例に関する経過措置」)

第三項及び第十六項並びに第七十二条の二十一項の規定は、第十項及び第十一項の改正規定並びに同法附則第九条の五の改正規定に限る。)第四十四条及び第四十六条、第五十条及び第七十一条の規定 平成三十六条第一項又は第三項の規定の適用を受けることとなつた場合について適用する。

第四十三条 新消費税法第十八条第一項の規定は、令和四年一月一日以後に開始する課税期間(消費税法第十九条第一項に規定する課税期間等の特例に関する経過措置)

第四十四条 新消費税法第三十条第十項の規定は、令和二年十月一日以後に国内において事業者が行う居住用賃貸建物の仕入れに係る消費税額の控除に関する経過措置

第四十五条 第二項又は第四項の規定により一の課税期間とみなされる期間を含む。)をいう。以下附則第四十七条までにおいて同じ。)について適用し、同日前に開始した課税期間については、なお従前の例による。

第四十六条 新消費税法第三十条第十項の規定は、令和二年十月一日以後に国内において事業者が行う居住用賃貸建物の仕入れに係る消費税額の控除に関する経過措置

第四十七条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (令和二年三月三一日法律第八号)抄

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 (令和二年三月三一日法律第八号)抄

呼称)に規定する委託業務を行う施設若しくは郵便切手類販売所等に関する法律第三条(郵便切手類販売所等の設置)に規定する郵便切手類販売所(同法第四条第三項(郵便切手類の販売等)の規定による承認に係る場所(以下この号において「承認販売所」という。)における郵便切手類又は印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第百四十二号)第三条第一項各号(印紙の売渡し場所)に定める所(承認販売所を含む。)若しくは同法第四条第一項(自動車検査登録印紙の売渡し場所)に規定する所における法律(昭和二十三年法律第百四十二号)第三条第一項各号に掲げる印紙若しくは同法第四条第一項に規定する自動車検査登録印紙(同表において「印紙」と総称する。)の譲渡。

口 地方公共団体又は売りさばき人(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十二条の二第一項(証紙による収入の方法等)(同法第二百九十二条(都道府県及び市町村に関する規定の準用)において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)並びに地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第一百六十二条第四項(環境性能割の納付の方法)、第七百七十七条の十一第六項(種別割の徴収の方法)、第二百九十条第三項(道府県法定外普通税の証紙徴収の手続)、第四百五十六条第四項(環境性能割の納付の方法)、第四百六十三条の十八第六項(種別割の徴収の方法)、第六百九十八条第三項(市町村法定外普通税の証紙徴収の手続)、第七百条の六十九第三項(狩猟税の証紙徴収の手続)及び第七百三十三条の二第七第三項(法定外目的税の証紙徴収の手続)(これららの規定を同法第一条第二項(用語)において準用する場合を含む。)に規定する条例に基づき指定された者をいう。)が行う証紙(地方自治法第二百三十一条の二第一項に規定する証紙徴収に係る証紙並びに同法第一百六十二条第一項及び第四百五十六条第一項(これらの規定を同法第一条第二項において準用する場合を含む。)に規定する証紙をいう。別表第二の二において同じ。)の譲渡。

呼称)に規定する委託業務を行う施設若しくは郵便切手類販売所等に関する法律第三条(郵便切手類販売所等の設置)に規定する郵便切手類販売所(同法第四条第三項(郵便切手類の販売等)の規定による承認に係る場所(以下この号において「承認販売所」という。)における郵便切手類又は印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第百四十二号)第三条第一項各号(印紙の売渡し場所)に定める所(承認販売所を含む。)若しくは同法第四条第一項(自動車検査登録印紙の売渡し場所)に規定する所における法律(昭和二十三年法律第百四十二号)第三条第一項各号に掲げる印紙若しくは同法第四条第一項に規定する自動車検査登録印紙(同表において「印紙」と総称する。)の譲渡。

口 地方公共団体又は売りさばき人(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十二条の二第一項(証紙による収入の方法等)(同法第二百九十二条(都道府県及び市町村に関する規定の準用)において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)並びに地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第一百六十二条第四項(環境性能割の納付の方法)、第七百七十七条の十一第六項(種別割の徴収の方法)、第二百九十条第三項(道府県法定外普通税の証紙徴収の手続)、第四百五十六条第四項(環境性能割の納付の方法)、第四百六十三条の十八第六項(種別割の徴収の方法)、第六百九十八条第三項(市町村法定外普通税の証紙徴収の手続)、第七百条の六十九第三項(狩猟税の証紙徴収の手続)及び第七百三十三条の二第七第三項(法定外目的税の証紙徴収の手続)(これららの規定を同法第一条第二項(用語)において準用する場合を含む。)に規定する条例に基づき指定された者をいう。)が行う証紙(地方自治法第二百三十一条の二第一項に規定する証紙徴収に係る証紙並びに同法第一百六十二条第一項及び第四百五十六条第一項(これらの規定を同法第一条第二項において準用する場合を含む。)に規定する証紙をいう。別表第二の二において同じ。)の譲渡。

八 物品切手(商品券その他名称のいかんを問わず、物品の給付請求権を表彰する証書をいい、郵便切手類に該当するものを除く。)その他これに類するものとして政令で定めるもの(別表第二の二において「物品切手等」という。)の譲渡

次に掲げる役務の提供

五

イ 国、地方公共団体、別表第三に掲げる法人その他の法令に基づき国若しくは地方公共団体の委託若しくは指定を受けた者が、法令に基づき行う次に掲げる事務に係る役務の提供で、その手数料、特許料、申立料その他の料金の徴収が法令に基づくもの(政令で定めるものを除く。)

(1) 登記、登録、特許、免許、許可、認可、承認、認定、確認及び指定

(2) 検査、検定、試験、審査、証明及び講習

(3) 公文書の交付(再交付及び書換交付を含む)、更新、訂正、閲覧及び謄写

(4) 裁判その他の紛争の処理

口 イに掲げる役務の提供に類するものとして政令で定めるもの

ハ 裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第六十二条第四項(執行官)又は公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第七条第一項(手数料等)の手数料を対価とする役務の提供

口 イに掲げる役務の提供に類するものとして政令で定めるもの

ハ 外国為替業務に関する事項の報告)に規定する外国為替業務(第五十五条の七(外国為替業務に関する事項の報告)に規定する外國為替業務(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第十一条第二項第五号(業務の範囲)に規定する譲渡性預金証書の非居住者からの取得に係る媒介、取次ぎ又は代理に係る業務その他の政令で定める業務を除く。)に係る役務の提供

二 外国為替及び外国貿易法第五十五条の七(外国為替業務に関する事項の報告)に規定する外國為替業務(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第十一条第二項第五号(業務の範囲)に規定する譲渡性預金証書の非居住者からの取得に係る媒介、取次ぎ又は代理に係る業務その他の政令で定める業務を除く。)に係る役務の提供

次に掲げる療養若しくは医療又はこれらに類するものとしての資産の譲渡等(これららのうち特別の病室の提供その他の財務大臣の定めるものにあつては、財務大臣の定める金額に相当する部分に限る。)

イ 健康保険法(大正十一年法律第七十号)、国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)、国家公務員共済組合法(昭和

三十三年法律第二百一十八号)、防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)第二十二条第一項(療養等)においてその例によるものとされる場合を含む。)、地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)又は私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の規定に基づく療養の給付及び入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、家族療養費又は特別療養費の支給に係る療養並びに訪問看護療養費又は家族訪問看護療養費の支給に係る指定訪問看護

八 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)の規定に基づく療養の給付及び入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費又は特別療養費の支給に係る療養並びに訪問看護

九 公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第一百十一号)の規定に基づく療養の給付及び療養費の支給に係る療養介護医療費の支給に係る医療費、療養介護医療費又は基準該当

十 身体障害者の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能を有する物品として政令で定めるもの(別表第二の二において「身体障害者用物品」という。)の譲渡、貸付けその他の政令で定める資産の譲渡等

トイからへまでに掲げる療養又は医療に類するものとして政令で定めるもの

次に掲げる資産の譲渡等(前号の規定に該当するものを除く。)

イ 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)の規定に基づく居宅介護サービス費の支給に係る居宅サービス(訪問介護、訪問

入浴介護その他の政令で定めるものに限る。)、施設介護サービス費の支給に係る施設サービス(政令で定めるものを除く。)

その他これらに類するものとして政令で定めるもの

口 社会福祉法第二条(定義)に規定する社会福祉事業及び更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)第二条第一項(定義)に規定する更生保護事業として行われる資産の譲渡等(社会福祉法第二条第二項第四号若しくは第七号に規定する障害者支援施設、就労訓練事業、同項第四号の二に規定する地域活動支援センターを経営する事業又は同号に規定する障害福祉サービス事業(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第七項、第十三項又は第十四項(定義)に規定する生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。)において生産活動としての作業に基づき行われるもの及び政令で定めるものを除く。)

口 口に掲げる資産の譲渡等に類するものとして政令で定めるもの

八 医師、助産師その他医療に関する施設の開設者による助産に係る資産の譲渡等(第六号並びに前号イ及びロの規定に該当するものを除く。)

九 墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号)第二条第一項(定義)に規定する埋葬に係る埋葬料又は同条第二項に規定する火葬に係る火葬料を対価とする役務の提供

八 医療に係る医療の措置及び医療に要する費用の支給に係る医療

八 自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)の規定による損害賠償額の支払(同法第七十二条第一項第一号及び第二号(業務)の規定による損害を填補するための支払を含む。)を受けるべき被害者に対する当該支払に係る療養

十一　次に掲げる教育に関する役務の提供（授業料、入学金、施設設備費その他の政令で定める料金を対価として行われる部分に限る。）

イ　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条（学校の範囲）に規定する学校を設置する者が当該学校における教育として行う役務の提供

ロ　学校教育法第一百二十四条（専修学校）に規定する専修学校を設置する者が当該専修学校の同法第二百二十五条第一項（課程）に規定する高等課程、専門課程又は一般課程における教育として行う役務の提供

ハ　学校教育法第二百三十四条第一項（各種学校）に規定する各種学校を設置する者が当該各種学校における教育（修業期間が一年以上であることその他政令で定める要件に該当するものに限る。）として行う役務の提供

ニ　イからハまでに掲げる教育に関する役務の提供に類するものとして政令で定めるもの

一二　学校教育法第三十四条第一項（小学校の教科用図書）（同法第四十九条（中学校）、第四十九条の八（義務教育学校）、第六十二条（高等学校）、第七十条第一項（中等教育学校）及び第八十二条（特別支援学校）において準用する場合を含む。）に規定する教科用図書（別表第二の二において「教科用図書」という。）の譲渡

十三　住宅（人の居住の用に供する家屋又は家屋のうち人の居住の用に供する部分をいう。）の貸付け（当該貸付けに係る契約において人の居住の用に供することが明らかにされてい る場合（当該契約において当該貸付けに係る用途が明らかにされていない場合に当該貸付け等の状況からみて人の居住の用に供されていることが明らかな場合を含む。）に限るも のとし、一時的に使用させる場合その他の政令で定める場合を除く。）

五 五 手等切品物
六 六 等用物品
七 七 等用物品
八 八 者障體身

委託者保護基 金	名称	一般財團法人	一般社団法人	一般社団法人及び一般財團法人に関する法律 (平成十八年法律第四十 九号)	商品先物取引法(昭和一 十五年法律第二百三十一 号)
医療法人(医 療法(昭和二 十三年法第 二百五号)第 四十二条の二 第一項(社会 医療法人)に規 定する社会医 療法に限る。)	医療法人(医 療法(昭和二 十三年法第 二百五号)第 四十二条の二 第一項(社会 医療法人)に規 定する社会医 療法に限る。)	沖縄振興開発 金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法 (昭和四十七年法律第三 十一号)	沖縄振興開発金融公庫法 (昭和四十七年法律第三 十一号)	沖縄振興開発金融公庫法 (昭和四十七年法律第三 十一号)
外 國 人 技 能 實 習 機 構	外 國 人 技 能 實 習 機 構	貸 金 業 協 會	外 國 人 技 能 實 習 機 構	外 國 人 技 能 實 習 機 構	外 國 人 技 能 實 習 機 構
学校法人(私 立学校法(昭 和二十四年法 律第二百七十 号)第六十四 条第四項(專 修学校及び各 種学校)の規 定によ り設立さ れ	学校法人(私 立学校法(昭 和二十四年法 律第二百七十 号)第六四十 条第四項(專 修学校及び各 種学校)の規 定によ り設立さ れ	貸 金 業 協 會	貸 金 業 協 會	貸 金 業 協 會	貸 金 業 協 會
私立学校法 (法律第三十二 号)	私立学校法 (法律第三十二 号)		貸 金 業 協 會	貸 金 業 協 會	貸 金 業 協 會

社会福祉法人	司法書士会	自動車安全運転センター	市街地再開発組合	国立大学法人	国民年金基金	国民年金基金	国民健康保険組合	国民健康保険会	国民健康保険団体連合会	港務局	更生保護法人	公益財団法人	広域的運営推進機関	高圧ガス保安協会
社会福祉法人	司法書士会	自動車安全運転センター	市街地再開発組合	国立大学法人	国民年金基金	国民年金法	国民年金法	国民年金法	国民年金法	港湾法（昭和二十五年法律第二百四十九号）	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）	電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）	高圧ガス保安法（昭和十六年法律第二百四号）	
社会福祉法人	司法書士会	自動車安全運転センター	市街地再開発組合	国立大学法人	国民年金基金	国民年金法（昭和三十四年法律第二百四十一号）	国民年金法（昭和三十五年法律第二百十二号）	都市再開発法（昭和四十年法律第三十八号）	都市再開発法（昭和四十五年法律第二百九十七号）	港湾法（昭和二年法律第二百四十九号）	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）	電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）	高圧ガス保安法（昭和十六年法律第二百四号）	

社会保険支払基 金	社会保険診療報酬支払基 金法(昭和二十三年法律第百二十九号)	社会保険労務士法(昭和五十年法律第六十九号)	社会保険診療報酬支払基 金法(昭和二十三年法律第百四十八号)
社会保険労務 士会	宗教法人	宗教法人法(昭和二十六年法律第一百一十六号)	宗教法人法(昭和二十六年法律第一百一十六号)
住宅街区整備 組合	酒造組合	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和五十年法律第六十七号)	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)
酒造組合連合	酒造組合中央	商工会法(昭和三十五年法律第八十九号)	商工会法(昭和三十五年法律第八十九号)
酒販組合連合	酒販組合中央	商工会議所法(昭和二十二年法律第一百四十三号)	商工会議所法(昭和二十二年法律第一百四十三号)
酒販組合	酒販組合	中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十二年法律第一百八十五号)	中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十二年法律第一百八十五号)
商工組合連合 会(会員に 出資をさせ ないものに 限る。)	商工組合連合 会(会員に 出資をさせ ないものに 限る。)	商工会法	商工会法(昭和三十五年法律第八十九号)
使用済燃料再 処理・廃炉再 推進機構	原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律(平成十七年法律第四十八号)		

商品先物取引	商品先物取引法	消防団員等公務災害補償等共済基金	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律(昭和三十一年法律第百七号)	協会
職員団体等 (法人であるものに限る)。	職員団体等 (法人であるものに限る)。	職業訓練法人	職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十号)	
信用保証協会	信用保証協会(昭和二年法律第五十号)	水害予防組合	水害予防組合法(明治四十一年法律第一百九十六号)	
税理士会	税理士会(昭和四十年法律第一百六十四号)	生活衛生同業組合連合会	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和三十二年法律第百六十四号)	
石炭鉱業年金基金	石炭鉱業年金基金法(昭和四十二年法律第一百三十五号)	(会員に出資をさせないものに限る)。	年法律第百六十四号)	
船員災害防止協会	船員災害防止協会(昭和四十二年法律第六十一号)	生活衛生同業組合連合会(会員に出資をさせないものに限る)。	年法律第百六十四号)	
全国市町村職員共済組合連合会	全国市町村職員共済組合連合会(昭和四十二年法律第六十一号)	税理士会	税理士法	
全国健康保険協会	全国健康保険協会(昭和四十二年法律第六十一号)	石炭鉱業年金基金法(昭和四十二年法律第一百三十五号)	石炭鉱業年金基金法(昭和四十二年法律第一百三十五号)	

全国社会保険労務士会連合会		損害保険料率算出団体		損害保険料率算出団体に係る法律(昭和二十九年法律第三百九十三号)		社会保険労務士法	
大学共同利用機関法人		脱炭素成長型経済構造進行推進機構		脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律(令和五年法律第三十二号)		脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律(昭和二十三年法律第百五十八号)	
地方競馬全国協会		地方公共団体		地方公共団体金融機関法(平成十九年法律第六百四十四号)		地方公共団体金融機関法(平成二十一年法律第二十九号)	
地方公共団体		地方公共団体		地方公共団体		地方公共団体	
中央労働災害防止協会	中央職業能力開発協会	地方独立行政法人	地方構造	地方税共同機	地方公社	地方住宅供給会	地方公務員災害補償基金
八号)	八号)	八号)	八号)	八号)	八号)	八号)	八号)
労働災害防止団体法(昭和三十九年法律第百十	労働災害防止団体法(昭和四十五年法律第八十二	地方独立行政法人法(平成十五年法律第一百十八	地方税法	地方税法	地方道路公社法(昭和四十年法律第一百二十	地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第一百二十一号)	地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第一百二十一号)

所	日本商工会議所	中小企業団体中央会	中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）
	日本商工会议所連合会	土地開發公社	独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）及び同法第一条第一項（目的等）に規定する個別法
日本司法書士会連合会	日本司法書士センター	土地改良区連	独立行政法人（所得税法別表第一の独立行政法人の項に規定するものに限る。）
日本司法書士	司法書士法	土地改良事業	公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）
日本公認會計士協会	日本公認會計士業団	土地家屋調査士会	土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十九号）
日本下水道事業団	日本勤労者住宅協会	土地地区画整理組合	土地地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）
日本行政書士会	日本行政書士会連合会	都道府県職業能力開発協会	土地区画整理法（昭和二十九年法律第百九十五号）
日本勤労者住宅協会	日本勤労者住宅協会法（昭和四十年法律第一百三十三号）	行政書士法	職業能力開発促進法（昭和四十七年法律第四十号）
日本公認會計士業団	日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十号）	日本勤労者住宅協会法（昭和二十一年法律第一百三号）	公認會計士法（昭和二十一年法律第一百三号）
日本司法書士	司法書士法	日本司法書士法（平成十六年法律第七十四号）	総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）

農業信用基金 協会	日本消防検定 協会	日本消防検定 消防法
第一の農業 組合連合会の項 に規定するも のに限る。)四 号)	日本私立学校 振興・共済 事業団 連合会	日本私立学校振興・共済 事業団法(平成九年法 律第四十八号)
農業協同組合 連合会(所) 第一の農業 組合連合会の項 に規定するも のに限る。)四 号)	日本赤十字社 日本税理士会 日本中央競馬 会	日本赤十字社法(昭和二 十七年法律第三百五 号)
農業協同組合 連合会(所) 第一の農業 組合連合会の項 に規定するも のに限る。)四 号)	日本電気計器 検定所	日本電気計器検定所法 (昭和三十九年法律第 二百五十九号)
農業協同組合 連合会(所) 第一の農業 組合連合会の項 に規定するも のに限る。)四 号)	日本年金機 構	日本年金機構法(平成十 九年法律第百九号)
農業協同組合 連合会(所) 第一の農業 組合連合会の項 に規定するも のに限る。)四 号)	日本弁護士連 合会	弁護士法(昭和二十四 年法律第二百五 号)
農業協同組合 連合会(所) 第一の農業 組合連合会の項 に規定するも のに限る。)四 号)	日本放送協会	放送法(昭和二十五年法 律第一百三十一号)
農業協同組合 連合会(所) 第一の農業 組合連合会の項 に規定するも のに限る。)四 号)	日本水先人会 連合会	水先法(昭和二十四年法 律第一百八十五号)
農業協同組合 連合会(所) 第一の農業 組合連合会の項 に規定するも のに限る。)四 号)	取引業協会 認可金融商品 金融商品取引法	法律第一百二十一号)

二 農業協同組合 連合会(所) 第一の農業 組合連合会の項 に規定するも のに限る。)四 号)	農業保険法(昭和二十二 年法律第一百八十五号)	労働災害防止 協会	労働組合(法 人であるも のに限る。)	預金保険機 構	輸入組合(組 合員に出資 をさせない ものに限る。 。)	輸出組合(組 合員に出資 をさせない ものに限る。 。)	水先人会	輸出入取引法 (昭和二十 七年法律第 二百九十九 号)	水先法	水先法	農水産業協同組合貯金保 険機 教育機 福島国際研究 福島復興再生特別措置法 (平成二十四年法律第 二十五号)
二 農業協同組合 連合会(所) 第一の農業 組合連合会の項 に規定するも のに限る。)四 号)	農業保険法(昭和二十二 年法律第一百八十五号)	労働災害防止 協会	労働災害防止 団体法	労働組合法(昭 和二十四年法律 第一百七十四号)	預金保険法(昭和四十六 年法律第三十四号)						

二 外国若しくは外国の地方公共団体又は外国に本店若しくは主たる事務所を有する法人で前号の表に掲げる法人のうちいずれかのものに準ずるものとして政令で定めるところにより財務大臣が指定したもの